

舊五代史・遼史・金史刑法志譯注稿

「中國近世の法制と社會」研究班

弁言

この譯注は、すでに二回に亘って本學報に掲載した「宋史刑法志譯注稿・上下」に續くものであり、譯注擔當者も、ほぼ同じメンバーから成る。時代を異にする三つの正史の「刑法志」を、このような形でならべるのは、主としては紙幅の便宜という單純な理由にもとづく。それぞれが、獨立した存在である點は斷るまでもなからう。

『舊五代史』はその卷一四七、すなわち志の九に一卷の「刑法志」を持つ。周知の通り、現在の『舊五代史』は、清代、『永樂大典』から輯録されており、それが本來の完き姿でないことは、刑法志の冒頭に「序」を缺く點からも自明であらう。内容的に眺めても、たとえば法典の編纂においては、晉と漢の資料を失落し、また刑法の部分では、梁の記事が見られぬなど、隔靴搔痒の恨みを殘す。こうした點は、並行資料である王溥の『五代會要』卷九の「定格令」以下と卷十の「刑法雜錄」、あるいは『冊府元龜』卷六一三の「刑法部

・定律令」などに據って補完するわけだが、それとて必ずしも十分とはいえない。ちなみに、數字や語句等において、「刑法志」と他の二つの資料の間には相違點がかなりあり、この點も、のちの宋代や明代の場合と狀況の隔りを感じさせる。そうした缺陷を内在させるにせよ、唐中期以降の二百年に及ぶ變革期の中で、法制の推移を考える上では、『舊五代史』の「刑法志」はやはり重要な内容を含む材料と言つてよろしからう。なお、前回と同様に、引用の原資料と參考文獻については、次のような略稱を使わせていただく。『舊五代史』↓『舊史』、『新五代史』↓『新史』、『資治通鑑』↓『通鑑』、『冊府元龜』↓『冊府』、『文獻通考』↓『通考』、律令研究會編『譯註日本律令』（東京堂出版、一九七五年以降）↓『譯註』第何冊、何頁、『宋史刑法志』譯注稿（『東方學報 京都』六四、六五、一九九二（三））↓『譯注稿（上）（下）』。

次に、契丹族の樹立した國家「遼」の正史たる『遼史』では、「刑法志」は卷六一と六二、志で言えば三十と三一の上下二卷に分れて

入っているが、その分量はさまで多くはない。唐が滅亡した九〇七年、國を建てた「遼」は、一一二六年、女眞族の「金」によって滅されるまで、二百年餘り、河北・山西の北部より以北、東北南西部を本據に、五代・北宋の中原漢民族王朝と密接なかわりを持っていた。遼・金・元という合わせて四百六十年にも及ぶ、長い異民族王朝、いわゆる「征服王朝」の支配下にあつて、中國の法制史、就中、漢民族の傳統的な法體制は、かなり大きな影響を蒙らざるを得なかった。他方、彼ら「征服王朝」自身の内部では、程度や段階の相違はあれ、法制において、一つの共通性が看取される。それぞれの王朝を擔う民族の本來の固有法と、長い歴史に培われた漢民族の成文法——單純化していえばいわゆる「律令」——をどう關係づけ、融和、統合してゆくかの問題がそれである。國初の二重體制、あるいはモンゴルの場合のような自民族至上主義から、漢民族スタイルの法制への一元化、その模索過程の中での反撥と新しい展開等々、遼・金・元の諸王朝は、それぞれ個性を示しつつも、なお相い似た個體發生を経過し、結局は漢民族の巨大な系統發生の中に組こまれてゆく。『後三史』と呼ばれる『遼史』にはじまるこれら「征服王朝」の「刑法志」からは、そうした興味深い歴史の流れを感じることができると思われる。遼代の法制に關しては、島田正郎氏に多くの業績があり、譯注でもしばしば参照、引用させていただいた。特に『遼制之研究』（中澤印刷株式會社、一九五四）と、譯注『遼史』（明徳出版社、一九七五）は、それぞれ『遼制』、『島田遼史』

と略稱を使う。

最後の『金史』『刑志』は、卷四五（志二六）一卷にまとめられている。太祖阿骨打の建國（一一一五）から百二十年續いた女眞族の金王朝は、遼を倒すとほぼ同時に、汴京（開封）を都としていた宋朝を江南に追いやり、淮水以北の中原の地をほぼ手中におさめ、以後モンゴルに滅されるまで、南宋と對峙する。遼よりは格段に漢民族世界と接觸を深めざるを得なかった金國では、中國的法制の整備もより強く要請され、六代皇帝章宗の十三世紀初頭には、『泰和律令』を完成させるに至る。この金の法制に關しては、仁井田陞「北方民族法と中國法との交渉（一）——金代刑法考」（『中國法制史研究・刑法』所收、東大出版會 一九五九初版。以下「金代刑法考」と略稱）や、葉潛昭『金律之研究』（私家版 一九七〇）などが、日本に於ける基本研究としてある。なお、『遼史』と『金史』には、それぞれ若城久治郎、小野川秀美の手になる『語彙索引』が存在する。本譯注の作成に際し、この索引から多大の恩恵を受けた。ただこの索引が編纂された半世紀以前にあつては、制度、經濟、社會などと關係する語彙への關心が現在とかなり異つていた點はやむを得ない事である。従つて、これら索引で、こまかな法制の問題などを檢索するのはむしろ方向違いであり、そうした作業もまた、將來の我々の手に委ねられているといつてよからう。

（梅原 郁）

舊五代史・刑法志

① 梁の太祖の開平三年（九〇九）十一月に詔が出され、太常卿李燕、御史蕭頊、中書舍人張袞、戸部侍郎崔沂、大理卿王鄴、刑部郎中崔誥らに共同で律令格式を編纂させた。

同四年十二月、重臣の薛貽矩が次のように上奏した。「太常卿の李燕たちが令三十卷、式二十卷、格十卷、律は目録を併せて十三卷、律疏三十卷、すべて五部十帙、合計百三卷を重ねて刊定致しました。中書舍人の李仁儉に勅して、閣門まで参上して奉進させられました。どうか『大梁新定格式律令』と名づけ、頒下して施行するようお願い申し上げます。帝はこれを許可した。（原註。この時大理卿李保殷は律律總要十二卷を撰定して進上した。）

① 『五代會要』卷九、定格令には、「梁開平三年十月、勅太常卿李燕、御史司憲蕭頊、中書舍人張袞、尚書戸部侍郎崔沂、大理寺卿王鄴、尚書刑部郎中崔誥、共刪定律令格式。至四年十二月、中書門下奏、新刪定令三十卷、式二十卷、格二十卷、律并目錄一十三卷、律疏三十卷、共一百三卷。請目爲大梁新定格式律令、頒下施行。從之」とある。

② 十一月。前掲『會要』は「十月」に作る。『冊府』卷六一三、刑法部、定律令五（宋本も同じ）は「十一月」とする。

③ 蕭頊。字は子澄。京兆府萬年縣の人。唐昭宗朝の進士。後梁に入り御史中丞、禮部侍郎を歴任し、有能と稱された。天成の

初め、禮部尚書・太常卿・太子少保致仕。六十九歳で卒。『舊史』卷五八。

④ 張袞。『全唐詩』卷七三四に「張袞。仕梁。詩六首」とあり、「梁郊祀樂章」と題する六つの詩が掲載されている。

⑤ 崔沂。唐昭宗の時、員外郎・知制誥に至る。後梁に入り御史司憲となり、非違を糾捕し、勢力者にも手かげんしなかった。『舊史』卷六八の傳には、彼の守法ぶりを示す開平年間の逸話が記されている。

⑥ 『通鑑』卷二六七、後梁太祖開平四年十二月條に「太常卿李燕等刊定梁律令格式、癸酉、行之」とある。

⑦ 薛貽矩。字は熙用、河中府聞喜縣（現山西省聞喜縣）の人。唐乾符年間の進士。戸部兵部侍郎を歴て吏部尚書、御史大夫に任ぜられる。天祐四年（九〇七）春、唐帝の詔書を持って梁に赴き禪代の事を議する。後梁に入り僕射より守司空に至る。『舊史』卷一八。

⑧ 原文「重刊定律令」。宋本『冊府』卷六一三は「重刊定到令」、上掲『五代會要』は「新刪定令」に作る。「律」字は削るべきであろう。注（12）参照。

⑨ 三十卷。明刊本『冊府』卷六一三は「二十卷」に作る。宋本『冊府』、『五代會要』は「三十卷」とする。

⑩ 原文「併目錄」。『五代會要』『冊府』卷六一三（宋本も同じ）ともに「律并目錄」に作る。

(11) 「勅」は『冊府』卷六一三(宋本も同じ)は「勅」に作るが、原文に従った。

(12) 原文「閣門」。宋本『冊府』卷六一三も同じ。しかしここでは「閤門」に改めた。閤門は宮城内の門で最も皇帝の居處に近い場所。『譯註』六、一三頁。

(13) 『宋史』卷二〇四、藝文志刑法類に「梁令三十卷、梁式二十卷、梁格十卷」とある。沈家本『歷代刑法考』律令五、梁令・梁式・梁格を参照。

(14) 李保殷。洛陽の人。唐昭宗の時、太子正字に除される。毛詩博士、太常少卿を歴て大理卿に至る。法律に明るいことで名聲があつた。『舊史』卷六八。

(15) 「總要」と名づけられた法律書の先例として、大中五年(八五一)に刑部侍郎劉瑑らによって編纂された『大中刑法總要格後勅』が挙げられる。『歷代刑法考』律令四、大中刑法總要格後勅を参照。

後唐莊宗の同光元年(九二三)十二月に御史臺が次のように上奏した。「當司と刑部と大理寺にある唐朝の法典は、朱温が篡奪して條文を削改して以來、贓罪の刑を重くしてたやすく死刑に入れたり、勝手に罪過をでっちあげ濫りに刑罰を加えたりしています。今見ますに三司⁽¹⁾に收藏する刑法典は、みな偽梁が改竄したものであります。加えて偽梁朝は、以前諸道に命じて、唐朝の法律書を取り集めて燒

き棄てさせ、あるいは兵火を被り、残ったものは全く原本の面目がございません。わずかに定州⁽²⁾の詔勅をおさめる庫に唐朝の法律書が揃っているだけです。速やかに副本を筆寫して進納するよう定州の節度使に命ぜられますように。そうすれば刑法も令式もみな唐朝の舊制になうことになりましょう。皇帝はこれを許可した⁽³⁾。ほどなくして定州の王都⁽⁴⁾が唐朝の格式律令すべて二百八十六卷を進納した。

同二年二月、刑部尙書盧價⁽⁵⁾が上奏し、『同光刑律統類』全十三卷を編集して獻上した。

(1) 「三司」はここでは御史臺と刑部と大理寺の三者を指す。『譯注續刑法志』二〇二頁注⑧参照。

(2) 定州。現河北省定縣。

(3) 『舊史』卷三〇、唐書、莊宗紀、同光元年十二月條には「庚辰、御史臺上言、請行用本朝律令格式。今訪問、唯定州有本朝法書。望下本州寫副本進納。從之」とある。

(4) 王都。定州節度使。同光三年(九二五)、太尉・侍中となる。好んで圖書を聚め、三萬卷に及んだ。天成三年(九二八)に背いて契丹と結んだが、翌年二月敗死。『舊史』卷五四に傳がある。

(5) 『五代會要』卷九、定格令に「後唐同光三年二月、刑部尙書盧價上新集同光刑律統類十三卷」とある。『冊府』卷六一三(宋本も同じ)は「二年」とする。

(6) 盧價。『五代會要』、『冊府』卷六一三(宋本も同じ)ともに

「盧質」に作る。盧價は『舊史』本紀によれば、後晉天福六年

(九四一)四月壬寅に戸部員外郎・知制誥から虞部郎中・知制誥となり、開運二年(九四五)九月丁酉に中書舍人から工部侍郎に任ぜられ、翌年八月庚午に禮部侍郎から刑部侍郎に轉じ、後

周顯德三年(九五六)七月丁酉に太子賓客から禮部尚書として致仕した。この經歷から見ても、盧價が同光二年(九二四)に刑部尚書であつたとは考えにくく、盧質が正しいか。盧質は字は子徵。

河南の人。張承業らと密謀して莊宗を嗣に立てる。天成三年(九二八)兵部尚書。天福七年(九四二)卒。享年七十六。『舊史』

卷九三、『新史』卷五六。

後周太祖の廣順元年(九五二)六月に、侍御史盧億⁽¹⁾、刑部員外郎曹匪躬、大理正段濤に勅して、ともに法律書百四十八卷を重ねて書寫することを議して定めた。これより先、後漢隱帝(在位九四八〜九五〇)の末年、戰亂により法典が失われ、この時になって大理寺が、律令格式や統類、編勅⁽²⁾を書寫させるよう上奏したのである。およそ點畫や意味上の誤字合計二百十四字を改めた。また後晉・後漢および國初の、刑法に關わる勅條二十六件⁽³⁾を二卷に分け、編勅に附加して『大周續編勅』と名づけ、尚書省と大理寺に命じて行用させた⁽⁴⁾。

(1) 盧億。字は子元。後周の初め侍御史となる。宋・乾德二年(九

六四)、少府監を以て致仕。宋初の功臣盧多遜の父。『宋史』卷二六四、盧多遜傳。

(2) 『宋史』卷二〇四、藝文志、刑法類に「天成長定格一卷、天成雜勅三卷、天福編勅三十一卷」とある。

(3) 『五代會要』卷九、定格令には「周廣順元年六月、命侍御史盧億等、以晉漢及國初事關刑法勅條一十六件、編爲二卷、目爲大周續編勅」とあり、「一十六件」に作る。『冊府』卷六一三(宋本も同じ)は「二十六件」とする。

(4) 『宋史』卷二六四。周初、爲侍御史。漢末兵亂、法書亡失。至是、大理奏重寫律令格式・統類・編勅。乃詔億與刑部員外郎曹匪躬・大理正段濤同加議定。舊本以京兆府改同五府、開封・大名府改同河南府、長安・萬年改爲次赤縣、開封・浚儀・大名・元城改爲赤縣。又定東京諸門、薰風等爲京城門、明德等爲皇城門、啓運等爲宮城門、昇龍等爲宮門、崇元等爲殿門。廟諱書不成文、凡改點畫及義理之誤字二百一十有四。又以晉・漢及周初事關刑法勅條者、分爲二卷、附編勅、自爲大周續編勅。詔行之。なお『歷代刑法考』律令五、周續編勅を參照。

(1)(2) 二年(九五二)二月、中書・門下が次のように上奏した。「元年正月五日の赦書の節略文に准りますと、以後は、すべて竊盜賊や和姦を犯した者は、どちらも後晉・天福元年(九三六)以前の條制に依つて處斷する。すべて各地の犯罪者らは反逆罪を除き、その他の

罪はみな家産を沒收せず、肉親を縁坐によって死刑にはしない。もっぱら格令に依據して處分する、となっており、再びこの明勅を下し、天下に布告されるようお願い申し上げます。そこで以下の詔が下された。「赦書の節略文には明らかに舊制を改革したところがある。邊境や遠方の地方が詳しく理解できていないのではないかと憂慮する。あらためて詔勅を下し、あやまちを犯すことを避けるべきであろう。盜賊はもし強盜ならば、みな今までの格の條文に準據して斷決する。⁽³⁾ 竊盜を犯した者は、贓物を絹に換算して三匹以上に達する者はすべて、衆人を集めて打ち殺させる。⁽⁴⁾ 絹は當地の上等の價格を標準とする。⁽⁵⁾ 絹三匹に満たない者は段階に應じて罪を科す。⁽⁶⁾ すべて夫のある婦人が強姦された場合は、男は打ち殺し、婦人は罪を問わない。和姦を犯した者は、みな律に從つて罪を科し、死刑に至ることはない。その他の姦罪は、格・律に準據して處分する。⁽⁷⁾ すべて様々な種類の犯罪人は、謀反大逆を除き、それ以外はみな肉親を死刑にしたり、家産を沒收したりしてはいけない。⁽⁸⁾

これより先、後晉の天福年間（九三六―九四四）に勅が出され、すべて和姦するものは男性も女性ともに極刑に處した。この時になって始めて、改めて律文に從つたのである。

(1) 『五代會要』卷九、定賊。周廣順三年二月、中書門下奏、今後應犯竊盜賊及和姦者、並依晉天福元年已前條制施行。應諸處犯罪人等、除反逆外、其餘罪並不得籍沒家産、誅及骨肉、一依格令處分。請再下明敕、頒示天下。乃下詔曰、赦書節文、明有

釐革、竊慮邊城遠郡、未得詳審、宜更申明、免至舛誤。其盜賊若強盜、並准向來格條斷遣。其犯竊盜者、計贓絹滿三匹者、並准衆決殺。其絹以本處工估價爲定、不滿三匹者、第等決斷。應有夫婦人被強姦者、男子決殺、婦人不坐。其犯和姦者、男子婦人並准律科斷、罪不至死。其餘姦私、准格律處分。

(2) 二年。『五代會要』は「三年」に作る。『冊府』卷六一三（宋本も同じ）には「二年」とある。

(3) 『五代會要』卷十、刑法雜錄。周廣順元年正月五日赦節文。今後應諸色犯罪、除反逆罪外、並不得籍沒家質、誅及骨肉、一依格令處分。また『舊史』卷一〇、周書太祖紀、廣順元年正月丁卯條、『冊府』卷六一三に掲載されている詔勅文を參照。なおこの赦節文は『宋刑統』卷一七、賊盜律、謀反逆叛に採用されている。

(4) 『舊史』卷七六、晉書高祖紀、天福元年十一月己亥條に「制を降す。長興七年を改めて天福元年と爲す。天下に大赦す。あらゆる明宗朝の行方所の勅命法制は、所在に仰せて遵行せしめ、改易するを得ず」とある。

(5) 『五代會要』卷九、定賊。漢天福十二年（九四七）八月敕、應天下凡關強盜捉獲、不計贓物多少、按驗不虛、並宜處死。

(6) 『五代會要』卷九、定賊に「清泰元年（九三四）九月、大理寺奏すらく、用いる所の法書の竊盜條に、建中の年に准るに、賊三匹に滿つる已上は決殺し、三匹に及ばざるは情を量りて決

杖す、とあり。本朝、情を量るの文定まらざるを以て、御史中丞龍敏等に詔して議せしむ。贓三匹に滿つるは舊法に准り、一匹已上は徒一年半に決し、一匹已下は罪を量りて以て杖す。大理寺又た罪を量るの文定まらざるを以て、集寺して重ねて議せんことを申奏す。今議して贓一匹に滿つるは徒二年半、一匹に及ばざるは徒一年半、財を得ざるは杖七十と定めん、と。之れに従う」と後唐の規定が掲げられている。「建中の年」とは『冊府』卷六二、刑法部、定律令、唐・元和四年（八〇九）二月の京兆府奏に引く建中三年（七八二）三月勅を指す。「勅節文に准るに、當府界内にて強盜を捉獲するは、贓有ると贓無きとを論ぜず、及び竊盜の贓三足に滿つる以上の者は、並びに勅に准りて衆を集めて決殺す。足に滿たざる者は事を量りて科決す」とある。『譯注續刑法志』二九五頁注⑦参照。その後、『五代會要』卷九、定贓に「晉天福五年（九四〇）十月敕す。今後竊盜の贓五匹に滿つる者は死に處す。三匹已上は決杖して配流す」とあるように五匹で死刑にすることと改められ、後漢乾祐年間（九四八〜九五〇）には、一錢を盗んだだけで死刑に當てられることになったが（『宋史』卷一九九、刑法志、廣順二年のこの詔勅により、元通り三匹で死刑にすることに戻されたのである。なお建中三年三月勅節文のうち竊盜に關する規定は、『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜に採用されている。

(7) 唐名例律三四條に「諸て贓を平するは皆犯處當時の物賈及び

上絹の估に據る」とあり、『唐令拾遺』關市令八に「諸て官と私と交關するに、物を以て價と爲す者は、中估價に准る。卽し贓物を懸平する者も亦た之くの如くす」と復元されている。また養老關市令、官私交關條の義解に「上布の中估價に准る。」と説明されているから、唐制では贓物の評價は上絹の中估價を基準としていた。それを今回、上絹の上估價を基準とすることに改めたのであらう。

(8) 前注(6)に引いた『五代會要』卷九、定贓、清泰元年九月大理寺奏を参照。

(9) 唐雜律二二條に「諸て姦する者は徒一年半。夫有る者は徒二年」、「諸て和姦するに本條に婦女の罪名無き者は男子と同じ」とある。

(10) 原文「姦私罪犯」。『魏書』卷一一、刑罰志に收められた神龜年間の崔纂の意見書に「案するに容妃らは、罪は姦私に止まるのみ」とある。この「姦私」は姦通の意味である。『譯注刑法志』二四三頁。

(11) 『宋刑統』卷二六、雜律、諸色犯姦。准周廣順參年（九五三）貳月參日勅節文。應有大（夫の誤り）婦人被強姦者、男子決殺、婦人不坐罪。其犯和姦、及諸色犯姦、並准律處分。

(12) 『五代會要』卷十、刑法雜錄に「晉天福四年（九三九）九月、相州奏すらく、管内にて獲る所の賊人は從來財産を籍沒す。是れ鄴都の舊例なりと云う。格律に未だ明文を見ず、と。勅すら

く、今後凡そ賊人有れば、格に准り罪を定め、家資を沒納するを得ず。天下諸州此れに准ず、と」⁽¹⁾とある。この記事についてはなお『舊史』卷八九、桑維翰傳參照。

世宗⁽¹⁾の顯德四年（九五七）五月、中書・門下が奏上した。「ご宣旨によりますに、『法典は行用されて久しく、文章も内容も古めかしく、條文が細かくわずらわしいので意味がわかりにくい上、前後に發布された勅や格が互いに重複し、據り所を明確にするのがむずかしい。中書並びに門下に重ねて刪定させ、できるだけ簡にして要を得て、天下の者がたやすくその詳細に通ずるようにすべきである』とございました。恐れながら考えますに、刑法は人を御するくつわであり、弊害を救う斧であります。ために鞭扑は家庭では一日たりともやめられず、刑法は國家において一日たりとも廢することはできません。⁽²⁾堯舜の淳朴な古代であっても、やはり刑法を捨てて世の中を治めるわけにはいきません。今律令を刪定せよとの制旨をいただき、聖帝のあわれみの念や、刑罰を明らかにし法令を整える御心を目のあたりにいたしております。私共が考えますには、律令法典は政治の根本であり、聖人や賢人による増損を経て、古今を通じての標準となっており、昔から代々これを常典と呼んでまいりました。いま朝廷が行用されているものは、律⁽³⁾十二卷、律疏三十卷、式二十卷、令三十卷、開成格⁽⁴⁾十卷、大中統類⁽⁵⁾十二卷、後唐から後漢末に至る編勅三十二卷⁽⁶⁾、そしてわが朝の制勅などです。事件を裁き刑罰を

決めるのに、これら以外の據り所はございません。律と令は文章表現が古めかしく、閱覽する者が正確に理解することは困難であり、格と勅は條項の数が夥しく、檢索する際に迷いや誤りが生ずることがあります。加えて邊境や遠方の地域では、欲深くするがしこい連中が、法律のこのような現状を利用して惡事を行ない、だんだん弊害が積み重なってきています。今や光り輝く時代に當たり、明確で一定した法規をゆきわたらせるべきです。人民が不當に刑罰を科せられることなく、官吏が據り所を知るところを念願しております。私は協議してみことのりに従って執り行うことを希望いたします。なお侍御史知雜事張湜、太子右庶子劇可久、殿中侍御史率⁽⁷⁾汀、職方郎中鄧守中⁽⁸⁾、倉部郎中王瑩、司封員外郎賈玘⁽⁹⁾、太常博士趙礪⁽¹⁰⁾、國子博士李光贊、大理正蘇曉⁽¹¹⁾、太子中允王仲⁽¹²⁾ら十人に擔當させて、新しい格を編集し、書物の形にまとめさせます。律令の理解し難いところは文章に即して譯解し、格勅の繁雜なものは適當に削除させます。ただ論理を調和させ文章を省略し、それと同時に飾らずに書いてわかりやすくすることだけを要件とするのです。その中で刑罰の輕重がつり合わず、昔には適切であっても現代には適切でなく、條文の間で矛盾や食い違いがあり、ある場合には當てはまっても別の場合には當てはまらないものがあれば、盡く改正してあれこれ拘泥しないようにすべきです。編集が終了するのを待って、御史臺と尚書省の四品以上の官、及び中書・門下兩省の五品以上の官に委ねて可否を判斷させ、中書・門下に送達し定案を論議させ、上奏して勅斷を

仰ぎたいと思います」と奏上した。皇帝はこれを許可した。これより張湜らは尚書都省に集まり論議して編纂した。そこで大膳係りに命じて食事を準備させた。

(1) 『五代會要』卷九、定格令。顯德四年五月二十四日、中書門下奏。准宣、法書行用多時、文意古質、條目繁細、使人難會。兼前後勅格、差謬重疊、亦難詳究。宣令中書門下、並行刪定、務從簡要、所貴天下易爲頒行者。伏以刑法者、御人之銜勒、救弊之斧斤、故鞭扑不可一日弛于家、刑罰不可一日廢于國、雖堯舜淳古之代、亦不能舍此而致理矣。今奉制書、刪律令之書、竊以律令之書、致理之本、經聖賢之損益、爲今古之章程、歷代已來、謂之彛典。朝廷之所行用者、律一十二卷、律疏三十卷、式二十卷、令三十卷、開成格一十卷、大中統類一十二卷、後唐以來至漢末編勅三十二卷、及皇朝制勅等、折獄定刑、無出於此。律令則文辭古質、看覽者難以詳明、格勅則條目繁多、檢閱者或有疑誤。加以邊遠之地、貪猾之徒、緣此爲奸、寢以成弊、方屬盛明之運、宜申畫一之規、所冀民不陷刑、吏知所守。臣等商量、望准聖旨施行、仍差侍御史知雜事張湜、太子右庶子劇可久、殿中侍御史率汀、職方郎中劉守中、倉部郎中王瑩、司封員外郎賈玘、太常博士趙礪、國子博士李光贊、大理寺正蘇曉、太子中允王仲等十人、編集新格、勒成簿帙。律令之有難解者、就文訓釋、格勅之有繁雜者、隨事刪除、止要諳理省文、兼且直書易會。其中有輕重未當、便於古而不便於今、矛盾相攻、可於此而不可於彼、盡宜改

正、毋或牽拘。候集編畢日、委御史臺、尚書省四品已上官、及兩省五品已上官、參詳可否、送中書門下議定、奏取進止。從之。なお『舊史』卷一一七、周書、世宗紀、顯德四年五月是月條にも簡略な記事がある。

(2) 典據として『孔子家語』執轡第二五の「夫德法者、御民之具、猶御馬之有銜勒也」が挙げられる。

(3) 『漢書』刑法志に「鞭扑は家に弛む可からず、刑罰は國に廢す可からず、征伐は天下に偃す可からず。之れも用いるに本末有り、之れを行ふに逆順有るのみ」とある。『譯注刑法志』一九頁。

(4) 『周易』噬嗑の「象曰、雷電噬嗑、先王以明罰勅法」が典據である。

(5) 中華書局本校勘記（一九七四頁（二））に、「律」字はもともと無かったが、『五代會要』卷九によつて補った、とある。『冊府』卷六一三（宋本も同じ）にも「律」字は無い。

(6) 『舊唐書』卷五十、刑法志に「開成四年（八三九）、兩省は刑法格一十卷を詳定す。勅して施行せしむ」とある。『譯注續刑法志』二四三頁注④参照。また『歷代刑法考』律令四、太和格後勅・開成詳定格、律令五、開成格を参照。

(7) 『舊唐書』刑法志に「大中七年（八五三）五月、左衛率倉曹參軍張戣、大中刑法統類一十二卷を進す。刑部に勅して詳定せしむ。奏して之れを行わしむ」とある。『譯注續刑法志』二四

五頁注⑨参照。また『舊史』卷四四、唐書明宗紀、長興四年（九三三）六月癸亥條に「御史中丞龍敏らに詔して大中統類を詳定せしむ」とある。なお『歷代刑法考』律令四、大中刑律統類、同律令五、詳定大中刑法統類を参照。

(8) 三十二卷は、『宋史』卷二七〇、劇可久傳は「三十三卷」に作る。『五代會要』『冊府』卷六一三（宋本も同じ）は「三十二卷」とする。この編勅三十二卷は、『五代會要』卷九、定格令に「天福四年（九三九）七月に至り、薛融ら詳定する所の編勅三百六十八道を上り、分ちて三十一卷と爲し、有司をして寫錄せしめ、格式とともに參用せしむ」とあるものや、『宋史』卷二〇四、藝文志に記載されている「天福編勅三十一卷」と關係があろう。なお『歷代刑法考』律令五、後晉天福編勅を參照。

(9) 『通鑑』卷二九三、顯德四年五月丁酉條の「御史知雜事」の胡注に、「唐制は御史臺に侍御史六人有り。久しく次する者一人を以て雜事を知らしむ。之れを雜端と謂う」とある。張湜は傳不明。

(10) 劇可久。字は尙賢。涿州范陽（現河北省涿縣）の人。律令に明るく、後唐以來、大理寺の要職を歴任。後周・顯德四年（九五七）右庶子となる。建隆三年（九六二）致仕、七十七歳で卒す。法を用いること平允で、仁恕を以て稱された。『宋史』卷二七〇。

(11) 率汀。『舊史』卷一一七、周書、世宗紀、顯德四年三月癸丑條に、殿中侍御史率汀が帝に命ぜられ、前許州行軍司馬韓倫の罪を按問した記事が見える。

(12) 鄧守中。『五代會要』は「劉守中」に作る。『冊府』卷六一三（宋本も同じ）は「鄧守中」とする。いずれにせよ傳不明。

(13) 賈玘。字は仲寶。後晉・天福三年（九三八）進士。宋初、刑部郎中となり、水部員外郎・知浚儀縣に終わる。年七十で卒す。『宋史』卷二六五、賈黃中傳。

(14) 趙礪。『舊史』本紀によれば、後漢・乾祐二年（九四九）に西京留臺侍御史であり、後周顯德三年（九五六）六月に知雜侍御史であり、顯德五年（九五八）四月丙辰に、太常博士・權知宿州軍州事であったが、推効弛慢に坐して除名された。

(15) 蘇曉。字は表東。京兆府武功縣（現陝西省武功縣の北西）の人。後周・廣順の初め、大理正となり、疑獄の解決に功があり少卿に任ぜられる。宋初、寶儀らと共に刑統三十卷および編勅四卷を詳定した。開寶九年（九七六）六月卒す。享年七十三。酷吏と評された。『宋史』卷二七〇。

(16) 王伸。『直齋書錄解題』卷四、晉高祖・『少帝實錄』の項に「監修實正固・史官賈緯・王伸・寶儼等撰。周廣順元年（九五二）上」とある。

(17) 原文「諸理」。『五代會要』は「諳理」、『冊府』卷六一三（宋本も同じ）は「諸理」に作る。「諸理」に従って譯した。

顯德五年（九五八）七月、中書・門下が上奏した。「侍御史知雜事張滉ら九人が詔を承けて刑法典を編集し、すべて條文が備わり、兵部尙書張昭ら十人が要旨を吟味してさらに増損を加えました。私ども（范）質と（王）溥は文章に即して評議し、よくゆき届いていることをつづさに確認しました。編集の内容は律を主とし、文意の理解しにくい箇所は疏議を利用して説明し、意味のわかりやすい箇所は疏議の文を省略してあります。式や令の條文で關連するものがあれば、その律條の次に掲げ、格や勅で廢止されたり存置されたりしたものがあれば、やはり關連する律條の次に掲げます。内容が現在にふさわしくなく、説明が十分でないものは、別に新しい條文をもとの條文の下に設けました。文章の筋道が深遠で古めかしく、讀む人に疑惑を抱かせるおそれがあるものがあれば、別に朱字を用いて讀み方を説明しました。朝廷内部の禁令や州縣の通常の規則については、それぞれ内容ごとに分類し、すべて法典に附屬させました。期するところは、この書物をひらけば大綱と細目が網羅されており、本源を尋ね求めれば刑法の運用の仕方がすべて含まれていることにあります。編集したものをまとめて一部の書物の形にし、別に目錄を付し、すべて二十一卷となりました。刑法の綱要は盡くここに統べられており、これに『大周刑統』という標題をつけました。天下に頒布し、律疏・令式と共に施行するようお願い申し上げます。『刑法統類』『開成格』や編勅等は、必要な條文を既に採取し盡くしま

したので、司法官廳が使用してはいけないこととし、從來樞密院を通じて指示された公務規程⁽⁶⁾や三司⁽⁷⁾の臨時の法規で、州縣が現在施行しているものは編集の対象とはしないことにします。あらゆる在京百司の公務は、官司ごとにそれぞれ現行の規則があります。各官司で編集させ、中書・門下に送達し、詳しく検討して奏聞いたしたいと願っております。皇帝はその通りにせよと勅し、そのまま天下に頒布させた。そこで侍御史知雜事張滉ら九人にそれぞれ銀器二十兩、雜綵三十匹を賜わった。刑統を刪定した勞に酬いたのである。

(1) 『五代會要』卷九、定格令。至（顯德）五年七月七日、中書門下及兵部尙書張昭遠等奏、所編集勅成一部、別有目錄、凡二十一卷、目之爲大周刑統。伏請頒行天下、與律疏令式通行。其刑法統類、開成編勅等、採掇既盡、不在法司行使之限。自來有宣令指揮公事、三司臨時條法、州縣見今施行、不在編集之數。應該京百司公事、各有見行條件、望令本司刪集、送中書門下、詳議奏聞者。奉勅、宜依。

(2) 張昭は、字は潛夫、本名は昭遠。漢祖の諱を避けて昭と稱する。博く學藝に通じ、纂述を好み、後唐・晉より宋に至るまで、典章を筆削する任を専らにした。顯德元年（九五四）兵部尙書となる。開寶五年（九七二）卒。享年七十九。『宋史』卷二六三。中華書局本『舊史』卷一二八、周書王朴傳に掲載の『舊五代史考異』に「案するに默記云わく、王朴は周の世宗に仕え……刑統を修す」とあり、『大周刑統』の編纂に王朴も関わって

いたことが知られる。

- (3) 范質。字は文素。大名府宗城縣（現河北省清河縣の南西）の人。後唐・長興四年（九三三）の進士。後周・廣順の初め宰相となる。律條が繁冗で輕重據り所が無いので、胥吏が因縁して姦を爲す機會がある、と建議した。そこで世宗が特に命じて詳定させたものが刑統である。宋の乾德二年（九六四）卒す。享年五十四。『宋史』卷二四九。

- (4) 王溥。字は齊物。并州祁縣（現山西省祁縣）の人。後漢・乾祐年間の進士。後周・廣順二年（九五二）中書舍人・翰林學士。周の太祖が崩する直前に中書侍郎・平章事（宰相）に任命された。太平興國七年（九八二）卒す。享年六十一。『唐會要』『五代會要』の撰者。『宋史』卷二四九。

- (5) 二十一卷。『宋史』卷二七〇、劇可久傳は「三十卷」とする。中華書局本『宋史』第二六冊、九二八〇頁、校勘記「一」は「三十卷」を「二十一卷」の誤りと考證する。『冊府』卷六一三（宋本も同じ）は「二十一卷」に作る。『宋史』卷二〇四、藝文志には「張昭顯德刑統二十卷」とある。

- (6) 原文「宣命指揮公事」。「宣命」は、『通鑑』卷二七七、後唐・長興元年（九三〇）四月戊戌條「樞密院宣」の胡註に「樞密院は宣を用い、三省は堂帖を用う」とあり、同書卷二七九、後唐・清泰元年（九三四）二月己卯條の「皆不降制書、但各遣使臣持宣監送赴鎮」の胡註に「宣とは樞密院の行する所の文書なり」

とある。

- (7) この「三司」は、前出の同光元年條の三司と同じく御史臺・刑部・大理寺を指すのか、『舊史』卷一四九、職官志に出てくる鹽鐵・度支・戸部の三司を意味するのか、おそらく前者であろう。一應職官志の説明を掲げておくと、「後唐同光二年（九二四）正月、鹽鐵・度支・戸部三司に勅して、凡そ錢物に關するものは並びに租庸使に委ねて管轄せしむ。梁の舊制を踵むなり。天成元年（九二六）四月、詔して租庸院を廢し、舊に依り鹽鐵・戸部・度支三司と爲し、宰臣一人に委ねて專判せしむ」とある。

（佐立治人）

後唐の同光二年（九二四）六月己巳の日に次のような勅が下された。「御史臺・河南府行營・馬步司・左右軍巡院は、現在拘禁中の未決囚に對して、各々の罪の輕重にしたがい、一〇日以内に判決を下して刑罰の執行を行い、その結果を上奏せよ。また、四京および各道・州・府に委ねて、現在拘禁中の未決囚につき、速やかに判決を下し、滞りなきようにせよ。さらにまた、中央・地方の有力者・官員が自分勝手に人民を被疑者として拘禁している。こういったことは嚴しく取り締まって止めさせ、罪なき者が長く獄中に留め置かれることのないようにする必要がある」。

同光三年（九二五）五月己未の日に以下の勅が下された。「在京

および各道・州・府において拘禁中の罪人について、重大な犯罪を犯したのでなければ、速やかに判決を下し、裁判がだらだらと滞ることがないようにせよ」。

また、同年六月甲寅の日に次の勅が下された。「死刑の執行は秋と冬に行うこととなっているが、これは生氣盛んな春と夏の時期に、罪人の生命を斷つのは忍びないという哀れみの心の表れではあるけれども、一つの犯罪についても關係する者が多數存在し、かえって裁判の遲滞が生ずるといふ弊害がある。もし例えば十人の關係者の内、ただ一人だけが死刑に該當するという場合、罪責の輕い者が罪責の重い者に連なつて、長く拘禁されてよいものであらうか。長らく拘禁されている者に對しては、憐憫の情を禁じえないが、さりとてそのような状況を完全になくすことも難しい。そこで、各役所に拘禁されている未決囚については、罪責の輕重を問わず、みなそれぞれ役所に委ねて、罪狀に應じて取り調べを行った上で判決を下させ、その結果を上奏させることにする。この内、罪責の輕い者については、即時に處理し、重い者については、立春を過ぎ秋分が到來するのを待つて、その後、に刑罰の執行を行へ⁽¹⁰⁾。ただ、もし犯罪の内容が軍事機密に關わるが故に嚴しく處斷すべき者、あるいは惡逆⁽¹¹⁾を謀り、あるいは邪な心を抱き、あるいは強盜・殺人を犯す等、處分を保留して獄に留め置いておくことが許されない者については、みなこの限りではない」。

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、同光二年六月己巳。勅、應御史

臺河南府行營馬步司左右軍巡院、見禁囚徒、據罪輕重、限十日內、並須決遣申奏、仍委四京諸道州府、見禁囚徒、速宜疎決、不得淹停。兼恐内外形勢官員私事寄禁、切要止絕、俾無冤滯。

(2) 御史臺は、官吏の非違を糾す役目を持った行政監察機關。

(3) 原文「行臺」。行臺とは、臨時に外州に置いて尙書の事務を行う官廳であるが、『通考』によれば(卷五二、行臺省)、唐の貞觀以後廢止されている。そこで、ここでは『冊府』の記述にしたがい、「河南府行營」と改めた。

(4) 馬步司(馬步院)は、府州において刑獄を掌る機關。本來は軍人を對象としていたが、次第に職權が擴大し、唐末頃には州院を押さえて、事實上刑獄權を獨占していた。詳細については、室永芳三「五代時代の軍巡院と馬步院の裁判」『東洋史研究』二四―四)参照。

(5) 左右軍巡院は禁軍の一部で、京師の治安維持、犯罪人の逮捕・取り調べ・裁判等の任務に當たっていた。詳しくは前掲注(4)の室永論文参照。

(6) 後唐における四京とは、關内道京兆府(現陝西省西安市)・河南道河南府(現河南省洛陽市)・河東道太原府(現山西省太原市)・河北道興唐府(後に鄴都と改稱、現河北省大名縣)の四つを指す。

(7) 道は、五代時期における最上級の地方行政單位であり、幾つかの府州をその管轄下に置いていた。なお、五代の道は唐の所

謂「十道」とは異なっている。

(8) 『冊府』卷一五一、帝王部、同光三年五月己未。在京及諸道州府、所禁罪人、如無大過、速令疎決、不得淹滯。

(9) 『冊府』卷一五一、帝王部、同光三年六月甲寅。勅、刑以秋冬、雖關側隱、罪多連累、翻慮滯淹。若或十人之中、止爲一夫抵死、豈可以輕附重、禁錮逾時。言念哀矜、又難全廢。其諸司囚徒、罪無輕重、並宜各委本司、據罪詳斷申奏、輕者即時疎理、重者候過立春至秋分、然後行法。如是事繫軍機、或謀惡逆、或畜姦邪、或行劫殺人、難於留滯、並不在此限。また、『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、同光三年六月二十一日條參照。なお、『冊府』卷六一三、刑法部にも同様の記述が見られるが、そこでは日付が「同光二年六月」となっている。

(10) 唐制によれば、立春から秋分の間は死刑の執行を行わないことになっており、違反者は徒一年に處せられた。仁井田陞『唐令拾遺』(復刻版、東京大學出版會、一九六四年)七六五頁。從立春至秋分、不得奏決死刑。若犯惡逆以上、及奴婢部曲殺主者、不拘此令。『唐律疏議』斷獄律二八條。諸立春以後秋分以前、決死刑者、徒一年。

(11) 律における「惡逆」とは、親殺しの豫備・陰謀、親に對する暴行、近親尊長の殺害等の行爲を指すが(唐律・名例律六條)、前後の文脈から、ここではより一般的に「惡事」の意味で使われているものと思われる。なお、『五代會要』の該當部分にお

いては、「逆惡」と記されている。

天成元年(九二六)十一月庚申の日に次のような勅が下された。
「すべて天下の州に拘禁されている未決囚は、死刑に該當する罪を犯した者を除いて、各地の長官に委ねて速やかに取り調べをして處斷せしめ、當該犯人が立ち寄った所や宿泊した場所の人々を證人として出廷させてはならない。また取り調べの結果、死刑に該當する者を除き、他はみな當該官吏に命じて釋放させ、ついでに懲罰を行つてはならない。」

天成二年(九二七)春に、左拾遺⁽²⁾の李同が皇帝に對して次のように申し述べた。「全國の獄に繋がれている未決囚につきましては、各地の長官に委ね、十日毎に長官自ら囚人の訊問に當たらせて、その罪狀の眞偽を問ひ質させ、しかる後に法によって罪を論ずることにするよう請ひ願う次第であります。このようにすれば必ずや官吏が法を枉げたり濫用したりすることがなくなることでありましよう。この上奏に對して、「そのとおり行え」との返答がなされた。

同年六月に大理少卿⁽³⁾の王鬱が皇帝に對して次のように申し述べた。「およそ極刑を科す場合には、三度繰り返して上奏することになっております。ところがここ數年來この制度が全く守られておりません。畏れながら今後は、死刑執行の前および執行の當日に⁽⁴⁾各々一度上奏することにしていただくようお願い申し上げます。これに對して、「その議に依れ」との勅が下された。

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、天成元年十一月庚申。勅、應天下州使繫囚、除大辟罪已上、委所在長吏、速推勘決斷、不得旁追證對經過食宿之地。除當死刑外、並仰釋放、兼不許懲治。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、天成元年十一月六日。勅、應天下刑獄公事、訪問近日多有冤滯。自今後每提到正賊、但見贓驗、便行正斷、不在更追關連祇證及宿食去處。

(2) 『冊府』卷一五一、帝王部、天成二年春。左拾遺李同言、天下繫囚、請委長吏、逐旬親自引問、質其罪狀真虛、然後論之以法、庶無枉濫。從之。

(3) 拾遺は、諫官の一種で、唐代では從八品上相當の官。則天武后の垂拱年間に左右拾遺二人が置かれ、天子の過失を諫めることを掌った。

(4) 『冊府』卷一五一、帝王部、天成二年六月。大理少卿王鬱上言、凡決極刑、合三覆奏、近年已來全不守此。伏乞今後前一日令各一覆奏。奉勅宜依。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、天成二年六月十二日。大理少卿王鬱奏、伏準貞觀五年八月二十一日勅、極刑雖令即決、仍三覆奏、在京五覆奏、決前三奏、決日兩奏、惟犯惡逆者一覆奏、著於格令。又進建中三年十一月十四日勅、應決大辟罪、在京者宜令行決之司三覆奏、決前兩奏、決日一奏。謹按斷獄諸死罪囚、不待覆奏報下而決者、流二千里、即奏執應決者、聽三日仍行刑、若限未滿而刑者、徒一年。伏以人命至重、死不再生。近年以來、全不覆奏、或蒙赦宥、已被誅夷。

伏乞勅下所司、應在京有犯極刑者、令決前決日各一覆奏、聽進止、有凶逆犯軍令者、亦許臨時一覆奏、應諸州府乞別降勅命指揮。奉勅宜依。

(5) 大理寺は、刑部と共に刑獄を掌る中央官廳であるが、その長官を大理卿といい、大理少卿はその次官。

(6) 唐令によれば、死刑の覆奏は、京師においては五度、外州においては三度と決められていたが、『宋刑統』卷三〇、決死罪條に引用されている、唐建中三年十一月一四日の勅節文によつて、京師の死刑案件については三覆奏（決前兩覆奏・決日一覆奏）、外州については兩覆奏と改められた（前掲注（4）所引の『五代會要』の記事、並びに『唐令拾遺』七六一〜七六二頁参照）。

(7) 原文には「前一日」とだけあり、これにしたがえば、當該箇所は「死刑執行の前日に」と譯すべきであるが、このように譯すと次の「各」の字の意味が生かされなくなってしまう。そこでここでは、注（4）所引の『五代會要』の記述にしたがって、「死刑執行の前および執行の當日に」と譯出した。

天成二年八月に西京より次のような上奏が行われた。「近頃陛下より勅を奉じましたが、それによりますと、都において極刑に相當する罪を犯した者につきましては、執行の前および執行の當日に各々一度、再び事實關係を調べ上げて上奏せよとのことでした。とこ

ろで當府は遠隔の地にありますが、今後およそ極刑を執行する場合、陛下のご命令にしたがつて覆奏する必要がございますでしょうか。これに對して次のような勅旨がもたらされた。「去る六月二〇日に下した勅文には、ただ洛京（洛陽）において極刑に相當する罪を犯した者についてのみ覆奏することを求めたのであり、その他の諸道についてはすでに命令を發して、從來通りに處理することとしている。今西京からの上奏内容を詳細に検討したところ、この度發せられた勅（六月二〇日の勅）の趣旨がなお未だ明確に傳わっていないようである。また諸道においても同様な疑惑が生じる虞れもあることから、ここに改めて明白に諭すものである」。

同年一〇月辛丑の日に次のような德音が發せられた。「政治を行うにおいて肝要な點は、ひとえに無私であることに盡きる。訴えを聴く場合においては、ただ法の濫用をしないことにのみ氣を配らねばならない。天下の諸州府の官員の中に、もしよく疑義のある事件を推し量り、あるいはかつて冤罪や濫訴の事件を救済したことがあり、かつ政治において異彩を放った者がおれば、その者の姓名を書き列ねて上奏させ、特別に顯彰する」。

長興元年（九三〇）二月に次のような制書が下された。「和やかな氣を呼び込もうとするならば、天下に存在している冤罪を晴らす必要がある。そのために公明正大なる制度を設けて善行を奨めるのに役立たせようとするものである。州縣の官僚の内、よく冤罪事件を救済し、人の生命を救ったものについては、臨時にしかるべき官

職に就けることにし、位階を進めて通常の昇進順序を超えて官職に充てることを許す。また、着用する官服の色を變更することを許す。既に緋色の服を着用することを許されている者については、他のしかるべき官を兼任することを認める。

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、天成二年八月。西京奏、奉近勅、在京犯極刑者、令決前一日各一覆奏。伏緣當府地遠、此後凡有極刑、不審准條疏覆奏。奉勅旨、昨六月二十日所降勅文、祇爲應在洛京有犯極刑者覆奏、其諸道已降旨命、准舊例施行。今詳西京所奏、尙未明近勅、兼慮諸同有此疑惑、故令曉諭。

(2) 後唐において西京とは、京兆府を指す。『五代會要』卷一九、京兆府。後唐同光元年十二月、廢永平軍額、復爲西京京兆府。

(3) 原文「令決前一日各一覆奏」。『冊府』の記述も同様である。この文を素直に讀めば、「死刑執行の前日に各々一度覆奏させる」と譯すべきことになる。しかし、前掲注(7)にも指摘したように、原文どおりに譯すと、「各」の字の意味が生かされなくなってしまう。『五代會要』には、該當する記事が載せられていないので、輕々に字句を改めるべきではないのかもしれないが、少なくとも唐代においては、死刑執行前と執行當日にそれぞれ覆奏を行うことになっていた（ただし何度行うかについては變遷がある）ことも考え併せて、本文のように譯出した。

(4) 『冊府』卷一五一、帝王部、天成二年十月辛丑。德音、爲政之要、切在無私、聽訟之方、唯期不濫。天下諸州府官員、如有

善推疑獄、及曾雪冤濫、兼有異政者、當具姓名聞奏、別加甄獎。

(5) 『冊府』卷一五一、帝王部、長興元年二月。郊祀畢、下制曰、欲通和氣、必在申冤、將設公方、實資獎善。州縣官寮能雪冤獄、活人生命者、許非時選、仍加階超資注官、與轉服色、已着緋者、與轉兼官。

(6) 緋色の服については、後周時代のことではあるが、『五代會要』卷六、内外官章服、顯德元年正月一日條に、「今後升朝官四任以上著綠、十五周年者與賜緋。凡州縣官歷任内、曾經五度參選者、雖未及十六考、與授朝散大夫階、年七十已上、合授優散官者、並賜緋、非時特恩、不拘此例」とある。

長興二年(九三二)二月辛亥の日に次のような勅が下された。「朕は徳少なきにもかかわらず、あやまって天子としての大業を受け継いだ、國內の疲弊のことを思うと、寝ても覺めても心が痛むのである。あるときは、官僚にしかるべき人材を得ていないために、秩序の亂れを招いているのではないかと恐れ、またあるときは、無實の者に刑罰を科したため、ついには人民の怨みをつたつたのではないかと恐れている。天子による教化を行おうとするには、まず訴訟が基本となる。擔當の役人たちに對して職務に勵むように戒めることをいささかでも怠れば、必ずや訴訟の遲滯が起こってしまうであろう。近頃各道の人民たちは、あるいは法に觸れる行いをし、あるいはちよつとしたことで争いを起こしてしまう。このような状況の中、

官僚たちはわざと胥吏を放任し、巧みに人民の過ちを捉えて裁判沙汰に持ち込もうとしている。初めには條文を擴大解釋し、無理やり法に觸れるとして人民を拘禁し、ついには囚人から財貨を絞り取り、恩着せがましく出獄させたりしている。外見上は公平無私を装っているものの、内實はといえば私情にしたがつているため、理なき當事者はますます訴訟の引き延ばしに務めて、相手方が根負けするのを狙い、理ある當事者はかえつて萎縮し嫌氣がさすという状態に陥っている。その結果、弊害が積み重なり、次第に紀綱に亂れが生じてきた。今後各部署の官吏や州縣の長官等は、朕の心の内を深く汲み取り、各人が自らの職務を全うせよ。およそ犯罪事實の究明については、速やかに判斷を下せ。もしいい加減に決定をあやふやにして、ついに冤罪を誘發し、あるいは被害者が御史臺に屈抑の情を訴え出たり、あるいは目安箱に冤罪を訴えたりして、取り調べの結果それが事實であることが明らかになれば、原審の取調官についてはみな責罰を加え、所轄の觀察使・刺史については別に朝廷の處分を議定する。各道・州・府は各々この命令にそつて處分を行うように。また所轄の州に對しては、道が責任を持つて嚴格に指導せよ。」

また、八月丁卯に次のような勅が下された。「先頃三京及び各道・州・府の未決囚監獄を調査したところ、以前から拘禁されたままで、速やかなる處分がなされていない者が多く存在していた。各道は所轄の各長官に命じて、犯罪者の取り調べに専念させ、滯留が生じないようにせよ。」

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、長興二年二月辛亥。勅、朕猥以

眇躬、若承鴻業、念彼疲瘵、勞於寐興。或慮官不得人、因成紊亂、或慮刑非其罪、遂致怨嗟。王化所興、獄訟爲本、苟無訓勵、必有滯淹。近日諸道百姓、或諸多違犯、或小有鬪爭、官吏曲縱、吏人巧求瑕釁、初則滋張節目、作法拘囚、終則誅剝貨財、爲恩出拔。外憑公道、內徇私情、無理者轉務遷延、有理者却思退縮、積成訛弊、漸失紀綱。自今後切委逐處官吏州牧縣宰等、深體余懷、各舉爾職。凡關推究、速與剴裁、如敢有縱依違、遂成枉濫、或經臺訴屈、或投匭申冤、勘問不虛、其元推官典並當責罰、其逐處觀察使刺史議朝典。宜令諸道州府各依此處分、所管屬郡、委本道嚴切指揮。

(2) 原文「凡關推究、速與剴裁」。原文通りに譯せば、「およそ犯罪事實の究明に關ける點があれば、速やかに處分を與える」となるが、これでは前後の文脈からやや浮いている印象を受けるため、『冊府』の記述にしたがって、「闕」を「關」に改め、本文のように譯出した。

(3) 觀察使は、道における民政部門の長官であるが、五代時期には節度使が觀察使を兼ねていた。

(4) 刺史は、州の長官。節度使の治所が置かれている州（これを「會府」という）の刺史は、節度使自らがこれを兼ねた。

(5) 『冊府』卷一五一、帝王部、長興二年八月丁卯。勅、三京諸道州府刑獄、近日訪聞、依前繫繫人、多不旋決。諸道宜令所在各

委長吏、專切推窮、不得有滯淹。

(6) 『舊史』卷一四六、食貨志に、「後唐天成三年七月、詔曰、應三京、鄴、都諸道州府鄉村人戶云々」（傍點筆者）とあることから、後唐における三京とは、四京から鄴都を除いたもの、すなわち、京兆府・河南府・太原府の三都を指す。

長興二年四月に、前濮州錄事參軍の崔琮が次のように皇帝に申し上げた。「各道の獄に繫がれている未決囚は、恐らくは法の規定より逸脱した拷問を受け、あるいはその苦痛に耐えられず死亡してしまったのに、單に病死と報告されているように思われます。そこで、病に侵された囚人を收容する病囚院を設置し、併せて醫藥を施すよう陛下にお願い申し上げます。また中書省も重ねて次のように申し述べた。「罪を犯して刑罰を加えられたのであれば、天を仰ぎ見ても怨みに思ひはしますまい。しかし病氣でもないのに死亡したならば、冥府に赴いた後もお怨みを含んだままとなるでしょう。燃えつきた灰を再び燃やすように、罪人の命を救うことができれば、必ずや最高の仁徳に到達できるでしょうし、また、冤罪を救済すれば、優れた手本を示すのに役立つことでありましょう。『書經』には、「刑罰をつつしめ」との趣旨の言葉が書かれておりますし、『禮記』には、「刑法の制定には心を盡くさなければならぬ」との文が掲げられております。そのことから考えますに、夏の禹王が罪人を見て泣いたという故事のごとき善行を世に示し、暑熱に苦しむ人

に扇で風を送ってやるような恩義を推し進めてはいかがでしょうか。先に請願のありました病囚院の設置につきましては、できれば要望通りに設立し、各地の地方長官に委ねて、努めてその管理に専念させるよう、お取り計らいいただきたいと存じます。そして未決の囚人が病氣になりましたならば、直ちに醫師を派遣して診察させ、治療がすんだ後に、犯した罪の輕重に従って處罰することとし、もし敢えてことさらにこの手續に違反して、病囚が怨みを抱いたまま死亡するようなことがあれば、當所の官吏に嚴罰を加えたいと存じます。またこのことと關連しまして、毎年夏至より八月末日までの期間、五日に一度、役人を獄内に派遣して枷等の拘束具を洗淨させるように致したいと存じます」。

(1) 『冊府』卷四二、帝王部、長興二年四月丙申。前濮州錄事參軍崔琮獻時務、諸道獄囚、恐不依法拷掠、或不勝致斃、翻以病聞。請置病囚院、兼加醫藥。中書覆云、有罪當刑、仰天無恨、無病致斃、沒地有冤。然死灰而必在至仁、照覆盆而須資異鑒。書著欽哉之旨、禮標側也之文、固彰善於泣辜、更推恩於扇喝。所請置病囚院、望依、仍委隨處長吏、專切經心、或有病囚、當時差醫人診候、治療後、據所犯輕重決斷。如敢固違、致病負屈身亡、本屬官吏並加嚴斷。兼每及夏至、五日一度、差人洗刷枷匣。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、長興二年四月二日。勅、諸道州府各置病囚院、仍委隨處長吏、專切經心、或有病囚、當即差人診候、治療後、據所犯輕重決斷。如敢故違、致本囚負屈身

死、本官吏並加嚴斷、兼每年自夏初至八月末已來、每五日一次、差人洗刷枷匣。

(2) 濮州は、河南道に屬する州で、現在の山東省鄆城縣の北。

(3) 錄事參軍は、州の實務の總覽者で、工・倉・戶・法・兵・土の六曹を統轄していた。唐代では七・八品相當(州の格によって異なる)の官であつた。

(4) 唐代においては、容疑者に對して拷問を加える場合、長さ三尺五寸、直徑は最も太い部分で三分二厘、最も細い部分で二分二厘の棒を使用し、背中・腿・尻を均等に打つことが規定されていた(仁井田陞『唐令拾遺』七九三頁參照)。

(5) 原文「書著欽哉之旨」。『書經』舜典の「欽哉欽哉、惟刑之恤哉」という記述を典故とする。

(6) 原文「禮標側也之文」。『禮記』王制の「刑者側也、側者成也。一成而不可變、故君子盡心焉」という記述を典故とする。

(7) 原文「每及夏至」。注(1)所引の『五代會要』の記述により改めた。

(8) 原文「枷匣」。「枷」は、木製の首かせのことで、唐制によれば、「長五尺以上六尺以下、頰長二尺五寸以上六寸以下、共闊一尺四寸以上六寸以下、徑三寸以上四寸以下」と定められていた(仁井田前掲書注(4)七九五頁)。「匣」は四五〇頁注(6)參照。なお、『五代會要』には「枷杻」とある。「杻」は手かせのことで、唐制では、「長一尺六寸以上二尺以下、廣三寸、厚

一寸」(同前)と定められていた。

應順元年(九三四)三月戊午の日に次のような詔が下された。「三京および各道・州・府の獄に繋がれている未決囚に對して、それぞれ犯した罪の輕重に従つて、速やかに刑の確定・執行を行うべきである。近來の停滯案件については、上奏して朕の裁決を仰ぐべきであるが、しかしその區別が煩わしいために、さらに訴訟の滯留を招いているようである。そこで今後は、あらゆる刑事訴訟について、道理にしたがつて判決を下すようにせよ。しかし、もし勅命によって取り調べを行った案件で、理として當然に上奏すべきと思われるものについては、その限りではない」。

清泰元年(九三四)五月丁丑の日に次のような詔が下された。「京師にある各監獄および天下の州・府において現在拘禁されている罪人達は、今まさに猛暑の時期に當たるにもかかわらず、未だ拘禁の苦しみから開放されておらず、誠に自分が罪人であることを思い知らされているであろう。そのことを思うと朕の心は特に痛むのである。朕が恐れているのは、司法擔當の官吏・下役人が私情をさしはさみ、わざと判決を遅らせるのではないかということである。この詔の到達後すぐに、それぞれの所の長官自らが罪人の取り調べに當たり、罪の輕重にしたがつて、速やかに判決を下して刑罰の執行を行い、延滞することなきようにせよ」。

後晉の天福二年(九三七)八月に、刑部・大理寺・御史臺および

三京・各道・州・府に對して次のような勅が下された。「今後、獄に繋がれている未決囚が病に侵されたならば、みな當地の醫師に治療させ、公廩錢の中から醫藥費を支出せよ。もしその者の犯した罪が輕ければ、家人が看病することを許す」。

天福四年(九三九)九月に、相州節度使の桑維翰が次のように上奏した。「各地の管轄内で捕縛した賊人につきましては、從來その者の財産を沒收する定まりとなつておりました。これを「鄴都の舊例」と一般には稱しておりますが、このような規定は未だ格律中にその明文を見たことがございません。そこで次のような勅が下された。「今後およそ賊人を捕らえることがあれば、格の規定によつて罪責を定めるにとどめ、財産の沒收を禁止する。天下の諸州はこの勅に従つて處分を行へ」。

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、應順元年三月戊午。詔曰、刑柄爲制禮之先、獄訟乃有國之重。一成共守、四海同文、威符欽恤之言、乃致和平之道、以近及遠、列職分司、申明皆有其舊規。決斷各由其所屬、惟理則罪疑可定、惟正則刑措可期、諒在舉行、方無壅滯。應三京諸道州府繫囚、據罪輕重、疾速斷遣。比來停滯、須奏取裁、不便區分、故爲留滯。今後凡有刑獄、據理斷遣。如有勅推按、理合奏聞、不在此限。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、應順元年三月十三日。勅、今後應三京及諸道州府、凡有刑獄、並須據罪斷遣、除準勅勘鞫及合奏覆外、其餘不得便將擬案據聞。

(2) 『冊府』卷一五一、帝王部、清泰元年五月丁丑。詔、在京諸獄及天下州府見繫罪人、正當暑毒之時、未免拘囚之苦、誠知負罪、特軫余懷。恐法吏生情、滯於決斷。詔至、所在長吏親自慮問、據輕重疾速斷遣、無令淹滯。

(3) 原文「慮問」。「慮問」はまた「錄問」ともいう。時代は異なるが、元代に著された『吏學指南』には、錄問の説明として、「音慮、思也、疑也、審其冤滯也。謂不限文案已成未成、必須審問者」とある。

(4) 次注に引用したように、『五代會要』では、「天福三年」となっている。

(5) 『冊府』卷四二、帝王部、天福二年八月。是月大理正韓保裔上言、其略云、伏請天下狴牢、特頒惻憫、抱沈痼者、宜加藥餌、無骨肉者、勿使飢寒、庶裨解網之仁、用補泣辜之德者。勅、方在狴牢、又繁疾疹、在典刑之自別、顧醫藥以何妨、實可施行、足彰仁憫。宜下刑部大理寺御史臺及三京諸道州府、今後或有繫囚染疾者、並令逐處醫博士及軍醫看候、於公廨錢內量支藥價、或事輕者、仍許人看候。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、天福三年八月二十六日。勅下刑部大理寺御史臺及三京諸道州府、今後或有繫囚染病者、並令逐處醫工看候、於公廨錢內、量支藥價、或事輕者、仍許家人看候。所有罪犯合處杖責者、仍候痊愈日科決。

(6) 公廨錢とは、當該官署の經常費を獨立採算的に賄わせるため

に、特別會計に入れられて運用される金錢のこと。詳しくは、奥村郁三「唐代の公廨の法と制度」(『大阪市立大學法學雜誌』九一・三四)および同論文に對する滋賀秀三氏の書評(『法制史研究』一五)参照。

(7) 『冊府』卷六一三、刑法部、定律令、天福四年九月。相州節度桑維翰上言、管内獲賊人、從來籍沒財產、云是鄴都舊例、格律未見明文。勅、桑維翰佐命功全、臨戎寄重、舉一方之往事、合四海之通規、況盜賊之徒、律令具載。比爲撫萬姓、而安萬國、豈忍罪一夫、而破一家。聞將相之善言、成國家之美事、既資王道、實契人心。今後凡有賊人、准格律定罪、不得沒納家資、天下諸州、皆准此處分。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、天福四年九月。相州奏、管内所獲賊人、從來籍沒財產、云是鄴都舊例、格律未見明文。勅、今後凡有賊人、准格定罪、不得沒納家資、天下諸州準此。また、『舊五代史』卷八九、桑維翰傳參照。

(8) 相州は、現在の河南省安陽縣。

(9) 節度使は、最上級の地方行政單位である道の長官であり、その地における軍政・民政・財政の最高責任者。

(10) 桑維翰、字は國僑、河南府(現河南省洛陽市)の人。後晉の建國に功績があり、太祖の即位時に、翰林學士・禮部侍郎・知樞密院事に任ぜられた。その後、中書侍郎・同中書門下平等章事・樞密使を経て、天福四年七月に相州節度使となった。『舊史』卷八九、『新史』卷二九に傳がある。

(11) 鄴都は、河北道魏州(興唐府、後の大名府)のことで、現在の河北省大名縣。『舊史』卷八九、桑維翰傳には、「河朔舊例」とある。

天福三年(九三八)三月庚午の日に詳定院が次のように上奏した。
 「前の守洪洞縣主簿の盧燦が次のような對策を進言してまいりました。すなわち、『伏して思いまするに、刑事裁判は非常に重大な事柄であり、朝廷でも難しいとされております。さて、尙書省は、職掌を六つに分けて各々を六部に擔當させており、天下の人々はこれを「會府」というふうに呼んでおります。かつまた、各道の刑事裁判について、それが人命に關わるものであれば、刑部がその事件を知らないわけにはまいりません。どうか、州・府においておよそ死刑に相當する罪人を裁き終えたならば、各季節ごとに、その事件についての刑部への報告の有無を具え、なお罪人の供述書ならびに原審の判官・馬步都虞候・司法參軍・法直官馬步司判官等の官位姓名を書き添えて上申させ、願わくばもし當該事案内において情狀に不審な點があれば、刑部が改めて取り調べを行うようにしていただきたく存じます。さすれば天下の役人たちはみな法律を遵守し、敢えて輕々しく法規定をねじ曲げようとはせず、その結果冤罪事件がなくなるのみならず、そもそもまた正しき政治が行われるのを促進することになりましょう』と。私共はこの建議を検討してみました。が、伏して思いまするに、人命は最も貴いものであり、それと關わ

る國法は精緻である必要があります。ただ、法律中には古い規定も残されてはありますが、それとても物事の道理に適っておりますことから、誠にこの建議は妥當なものであると思われれます。どうかこのとおり施行されますようお願い申し上げます。それが許可された。

五月に以下の詔が出された。⁽¹⁰⁾「刑事裁判というのは難しいもので、古今を問わず重要視されている。それがもし人命に關わることであれば、實に天帝の御心をも動かし、怨みを抱いたまま死んだ者の魂がある場合には、和氣を亂してしまうことになる。各道・州・府においては、およそ未決囚がいれば、取り調べによりもたらされた供述書をいちいち入念に調べ、律・令・格・勅の條文を子細に検討し、少しでも疑義があれば、令の規定に従って取り調べをし、大理寺においてもまた疑義があれば、尙書省に上申せよ。尙書省・大理寺からの指示を待つて、しかる後に州・府において刑の執行を執行行え」。

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、天福三年三月庚午、詳定院奏、前守洪洞縣主簿盧燦進策云、伏以刑獄至重、朝廷所難、尙書省分職六司、天下謂之會府、且諸道決獄、若關人命、即刑部不合不知。欲請州府凡斷大辟罪人訖、逐季具有無申報刑部、仍具錄案款事節、并本判官馬部都虞候司法參軍法直官馬步司判官名銜申聞、所貴或有案内情曲不圓、刑部可行覆勘。如此則天下遵守法律、不敢輕易刑書、非唯免有銜冤、抑亦勸其立政者。臣等參詳、

伏以人命至重、國法須精、雖載舊章、更宜條理、誠爲允當、望

賜施行。從之。『五代會要』卷一六、刑部、天福三年三月。詳

定院奏、前守晉州洪洞縣主簿盧粲進策、伏以刑獄至重、朝廷所

難、尙書省分職六司、天下謂之會府、諸道決獄、若關人命、卽刑

部不合不知。欲請諸州府、凡斷大辟罪人訖、逐季具有無申報刑

部、仍具錄案款事節、并本判官馬步都虞候司法參軍法直官馬步

司判官名銜申聞、或有案內情曲不圓、刑部請行覆勘。從之。

- (2) 原文を見ると、あたかも天福四年の出來事のように記しているが、『冊府元龜』『五代會要』ともに、天福三年の事としているので、ここでは後者に從った。

- (3) 『通鑑』卷二八一、天福三年二月庚辰條に、「……帝樂聞讞言、詔百官、各上封事、命吏部尙書梁文矩等十人、置詳定院、以考之、無取者留中、可者行之云々」(傍點筆者)とあることから、詳定院とは、臣下からの直言の良否を審査するために設けられた機關である。

- (4) 洪洞縣は、河東道晉州に屬する縣で、現在の山西省洪洞縣。主簿は、各官署において文書帳簿を管理する官。中央の寺監や縣にも置かれていた。また、唐制における「守」とは、散官によつて表示されるその人物の官品より、實際に任じられている官職の方が高い場合をいう。官品より官職の方が低ければ「行」と稱する(『譯註』五、一〇三頁注一六參照)。

- (5) 判官は、州の幕職官で、州の長官が判決を下す前に原案を作

成し、その判決に對して責任を分擔した。

- (6) 馬步都虞候は、州の刑獄機構の一つである馬步院に屬し、犯罪者の取り調べを擔當する官。

- (7) 司法參軍は、州の行政執行機關の一つである州院に屬し、馬步院における馬步都虞候のごとく、犯罪者の取り調べを擔當する官。

- (8) 法直官は、司法參軍と同じく州院に屬し、司法參軍の取り調べ結果に應じて、適用すべき法規定を検出し、司法參軍を補佐する官。

- (9) 馬步司判官(馬步判官)は、馬步都虞候と同じく馬步院に屬し、州院における法直官のごとく、馬步都虞候の取り調べ結果に應じて、適用すべき法規定を検出し、馬步都虞候を補佐する官。なお、州の刑獄機構については、室永芳三「五代時代の軍巡院と馬步院の裁判」の他に、室永芳三「五代軍閥の刑獄機構と節度使裁判權」(『東洋史學』二八)參照。

- (10) 『冊府』卷一五一、帝王部、天福三年五月。詔曰、刑獄之難、古今所重。但關人命、實動天心、或有冤魂、則傷和氣。應諸道州府凡有囚徒、據推勘到案款、一一盡理、子細檢律令格勅、其聞或有疑者、准令文職、大理寺亦疑、申尙書省、省寺明有指歸、州府然後決遣。

天福五年(九四〇)三月丙子の日に詔勅があった。「大中六年(八

五三) 以來、耳をそぎ落として冤罪を訴える者については、杖刑を執行した上で流配し、たとえ訴えの内容に理があるとしても、事實を明らかにしようとはしなかった。今後はその陳述するところにしたがい、取り調べた上で然るべく處斷せよ。ただ、耳をそぎ落とした罪については、律の規定⁽¹⁾によって別途科罪せよ。

天福六年(九四一) 秋七月庚辰の日に次のような詔が下された。

「政治と教化において最も大切なものは裁判である。犯罪の取り調べにおいては、各々の事案における事情を察知せねばならず、また裁きを与えて刑罰を執行するについては、法の規定を遵守することが必要である。それに加えて、罪人に對してできるだけ寛大な處置をすることによって、和氣・平穩が招致される。そこで、三京・鄴都および各道・州・府において現在拘禁されているさまざまな者たちについては、各地の長官が常に屬僚たちを厳しく教え導き、速やかに刑罰を執行し、裁判においては常に公平安當な結論を下すように務め、延滞が生じないようにせよ」。

天福八年(九四三) 四月壬申の日に次のような勅が下された。「朕は自ら天下に君臨して、和氣・平穩を招致せんことを願っている。また、天下をもつて朕の一家としているため、その内に住む一人でもが、身の置き所を失うことがないかと憂慮している。ところで、朕は牢獄内のことについて常に思いを致しているが、そこには無實の罪を着せられて拘禁されている者も多いことであろう。今は蒸暑い時期でもあり、彼等に對する哀れみも常に倍すべきであろう。願わ

くば訴訟の延滞による悲劇をなくし、『書經』にある、事をつつしみ人を哀れむ徳の實現を圖りたいものである。そこで、三京・鄴都および各道・州・府において現に拘禁されている未決囚については、各地の長官が嚴重にその地の推司⁽²⁾を監督し、あるいは當所の判官に委ねて、速やかに訴訟を落着させて刑罰を執行し、延滞や冤罪を致さないようにせよ。なお關係官署に送付せよ」。

(1) 『冊府』卷一五一、帝王部、天福五年三月丙子。詔曰、自大中六年已來勢耳稱冤、決杖流配、訴雖有理、不在申明。今後據其所陳、與爲勘斷、勢耳之罪、准律別科。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、天福五年三月十日。勅、勢耳稱冤人、準大中六年十二月十五日勅、若有犯者、決杖流配、訴雖有理、不在申明。今後所陳與爲勘斷、勢耳之罪、準律別科。

(2) 『大中』は、唐の第十六代皇帝宣宗の年號。注(1)所引の『五代會要』の記述にもあるように、大中六年十二月十五日に「勢耳稱冤」行爲に對して杖流を科すとの勅が下されたようであるが、詳細については不明である。

(3) 唐律、鬪訟律五七條。諸……自毀傷者、杖一百、雖得實而自毀傷者、答五十。

(4) 『冊府』卷一五一、帝王部、天福六年七月庚辰。詔曰、政教所切、獄訟惟先、推窮須察於事情、斷遣必遵於條法、用弘欽恤、以致和平。應三京鄴都及諸道州府見禁諸色人等、宜令逐處長吏常切提擲、疾速決遣、每務公當、勿使滯淹。

(5) 天福六年段階における三京とは、開封府・河南府・京兆府の三都を指す。

(6) 『冊府』卷二五一、帝王部、天福八年四月壬申。勅、朕自臨寰宇、思致和平、以四海爲家、慮一物失所。每念狴牢之内、或多枉撓之人、屬此炎蒸、倍加軫憫、冀絕滯淹之嘆、用資欽恤之人。應三京鄴都及諸道州府見禁罪人等、宜令逐處長吏嚴切指揮本推司、及委本判官、疾速結絕斷遣、不得淹延、及致冤濫、仍付所司。

(7) 原文「以四海爲家」。『史記』高祖本紀の「天下方未定、故可因遂就宮室。且夫天子以四海爲家、非壯麗無以重威、且無令後世有以加也」という蕭何の言葉を出典とする。

(8) 推司は、馬歩院において直接罪人の審理に當たる胥吏によって形成される役所のこと。

(中村正人)

開運二年(九四五)五月壬戌⁽¹⁾、殿中丞⁽²⁾の桑簡能⁽³⁾が封事をたてまつった。「伏して思いますに、天地は萬物を育むのに廣く厚い恩恵をおよぼし、古の帝王⁽⁴⁾は庶民を養い治めるのに寛大な法令を施行しました。このことから刑罰を軽くし審理を緩めることこそが、政治を行う上でまず第一にせねばならないことであること、徳をしき恵みを与えることが實に民をいつくしむ上で根本であることが分かります。今は盛夏の月、農事がまさに慌ただしくなり、また雷と風が盛

んになる時、これぞ動植物が成長繁茂する時であります。宜しく歳時に順って至高の仁徳を廣めるべきです。私が考えますに、諸道州府都郡縣⁽⁵⁾の現に拘禁されているすべての罪人のなかには、ときに長期にわたって未決の監獄に入れられてやや判決が滞ったり、胥吏が恣意的に法文を適用して連累者が大勢にわたる場合があります。拷問によって時に無實の罪に陥れられ、監獄に入れられて自ら無實をはらすこともできません。もし一人が收監されたなら、數人が金の工面をし、財物を使い果たすだけでなく生業も失ってしまいます。

このような事態にいたった者は多くあり、官吏がこれまで通りのやり方で次第にこの弊害を大きくすることを切に恐れます。詔旨を下し、各地の監獄は長官に委任して自ら取り調べて罪刑を計量し、速やかに判決して刑を執行し、冤罪や不當な刑罰を絶ち、收監を引き延ばさないことに務めさせるよう、伏してお願ひします。そうすれば無實のものを根據無く監獄に繋いだり、農耕を妨げたりすることはなくなり、天の和氣を招き寄せ太平の世を慶ぶことができましょう。そこで勅がくだった。「監獄に入れられ、捕らわれの苦しみを受ける上に、惡辣な胥吏はともすれば最大限に連累者を求め、無實の者は財産を使い盡くしてしまふ。このため裁判は滞り、さらに無實の罪から逃れられなくなる。桑簡能はここに憐憫の心を體して、いちずに意見を述べるところがあり、長官自ら刑獄の官吏が人々を抑壓するのを防止するのが、もっとも適當であり、再び命令を發布すべきであると願った。これに従え」。

(1) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、開運二年五月壬戌。

また『全唐文』卷八五三、請盛夏速斷冤獄封事。開運は後晉・少帝の年號。

(2) 殿中丞とは、殿中省の官員。唐制では殿中省は、諸の供奉を

掌り、尙書、尙藥、尙衣、尙舍、尙乘、尙輦等の六局を領した

『通考』卷五七、職官考。その構成は、監一人、少監二人、

丞二人で、殿中丞の官品は從五品上である(『舊唐書』卷四二、

職官志)。宋代になると寄祿官化し、元豐寄祿格では從八品となる。

(3) 桑簡能については傳なく、經歷不明。

(4) 封事とは機密の事柄について密封して提出すること。

(5) 原文はただ「帝王」とあるが、古の帝王が意識されていると思われる。

(6) 諸道州府郡縣。後晉の行政區分は、道——州・府・都(鄴都)・軍——縣であるから、「郡」は「軍」の誤りか。

(7) 原文「實繁有徒」。『書經』仲虺之誥の言葉。

十月甲子、祕書省著作郎邊玘⁽²⁾が封事をたてまつった。「私が聞いておりますに、流水の如く滯ることなく諫めに従うのは、君主たる者の守らなければならない規範であり、言葉⁽³⁾を盡くして心情を吐露するのは、臣下たる者の常に實行しなければならぬ規範であります。つまりそれは大國が人材を登用する方法を明らかにし、萬國が太平

に治まることを願うものです。古い書物にも詳しく書かれており、⁽¹⁾すべて實行すべきであります。伏して考えますに、皇帝陛下は徳が天にかなひ、先人の功を繼承する時に當たります。日が暮れてから食事をとり、まだ暗いうちに起床して心を碎かれ、生かすを好み殺すのを憎まれて仁の心を推し廣め、殆ど刑罰を措いて用いられませんか、もとより冤罪はありません。しかしながら陛下が治められます天下の中は州軍が非常に多く、若し再度つづきに取り上げて明らかにしませんと、次第に弊害を招くことになるのではと恐れます。私の知るところでは、諸道の刑獄は先代(高祖)があるとき勅を下し、現に拘禁されているすべての罪人について五日に一度記録を調べ審問することとされました。⁽⁵⁾しかし年月もややくしく経過し、次第に舊習にそまるようになっております。長官は仕事が多く自ら目を通す時間がなかったり、胥吏は僥倖をはかって、むやみとあとから證據を要求したりします。不當な刑罰に及ぶのが天の和氣を傷つけることになるだろうと思われまふ。特に詔勅を下し、今後諸道はすべて長官に命じ、五日に一度、對面して共同で記録を調べ審問させるようお願いいたします。法で罰せられる者が恨むことなく、冤罪を訴えるすべの無い者が無實をはらし、全國の民が聖徳をたたえて歌い、五日に一度風が吹き、十日に一度雨が降ることく⁽⁶⁾氣候が順調となり、永遠に繁榮あることを願うばかりです。そこで勅が下った。「人の命は二度と復活させられないから、國の刑罰はむやみと網をかけるように行つてはならない。ひとたび出來上がつた法典は、

務めて公平に運用しなければならないといえ、三たび裁判を繰り返し、詳細に審判しなければならない。およそ法を司る官吏は、まさに犯罪の事實を究めるべきである。邊珣は近頃官位についたばかりだが、理にかなった議論を展開した。一層憐れみの心をかけることを世に知らしめ、重ねて布告するのがよからう」。

(1) 宋板『冊府』卷二五一、帝王部、愼罰、開運二年十月甲子。また『全唐文』卷八六五、請五日一錄囚封事。

(2) 祕書省は國家所藏の經籍圖書の書寫校勘を中心とした職務を遂行する官署(『通考』卷五六、職官考)。唐制では著作局と司天台の二局があり、著作局は著作郎二人、佐郎四人、校書郎二人、正字二人、楷書手五人、掌固四人で構成され、著作郎は碑志・祝文・祭文の修撰を職務とし、局の仕事は佐郎と分擔する(『舊唐書』卷四三、職官志)。官品は唐制では從五品上だが、元豐寄祿格では正八品。

(3) 邊珣、華州鄭縣(現在の陝西省華縣)の人、父は邊蔚(『舊史』卷一二八に立傳)、弟は邊珣(『宋史』卷二七〇に立傳)。邊珣傳によると、邊珣は建隆二年(九六一)まで河南令、その後寄祿官は金部郎中(元豐寄祿格では從六品)にいたる。

(4) 原文「前文備載」。

(5) 後晉高祖のとき、拘禁中のすべての罪人について、審理を促進することを命じた詔勅は、『冊府』卷二五一によると、天福三年(九三八)正月、同六年七月庚辰の各條に見えるが、五日に

一度の錄問については確認できない。

(6) 原文「五風十雨」。『論衡』是應第五十二。風不鳴條、雨不破塊、五日一風、十日一雨、其盛茂者、致黃龍・麒麟・鳳皇。

(7) 原文「近陟周行」。『左傳』襄公十五年「詩云、嗟我懷人、實彼周行、能官人也。王及公侯伯子男甸采衛大夫、各居其列、所謂周行也」とあり、周行とは賢人を官位につけ適所に配置することをいう。

三年(九四六)十一月丁未、左拾遺竇儼が上奏した。「私の調べましたところでは、名例律疏に『死刑は古の賢明なる王が、天が日月星辰などの現象を示すのに則ったものである。もとより人々を生かそうとするものであるが、そのところは殺害の防止を期することにある。絞斬の罪はともに刑罰の極みというべきものである』とあります。また天成三年(九二八)閏八月二十三日の勅によると、「死刑を執行する日には音楽を奏さず、食事を減らすべきである」とあり、また刑部式によると、「重杖で六〇回たたいて死に處し、極刑に代える」とあります。これらはいずれも君主が哀愍の情をもつべきことを示す方法であります。私が考えますに、蚩尤が五虐の刑を定めたとき、その中に鞭打ちすら入れていますし、漢の高祖は三章の法を定めたとき、ただ一つの場合にだけ死刑を用いています。絞とは筋骨が繋がりに、斬とは頭と首が離れ離れになるもので、死刑の種類はこの二つを出ることはありません。ところが近頃、道にはず

れた刑罰が何種類も行われていると聞いています。蓋し地方では原則を遵守せず、氣持ちのおもむくままに、長い針で人の手足を貫いたり、短刀で人の肌を切り刻んだりしているため、歴代、半死半生にある人の無實を訴える聲が天子の耳に届き、天の和氣が傷つくまでに至っています。天子の位を守るべき仁徳を廣めようとするれば、これを推し廣めるための法令を嚴格にすることが必要です。特に勅語を下し、厳しく禁止を加えるようお願い致します」。そこで勅を下した。「文化がまさに興隆せんとするときにあたり、刑罰は適切でなければならぬ。罪あるものは必ず正しい法で裁いたら、惡は去ってしだいに古の風教にかなうだろう。寶儼の差し出した奏章は、實に治道に役に立つ。よろしく上奏どおり律令に準據して法を施行せよ」。

(1) 『宋史』卷二六三、寶儼傳。開運中、諸鎮恣用酷刑。儼上疏曰、案名例律、死刑二、絞斬之謂。絞者筋骨相連、斬者頭頸異處、大辟之目、不出兩端。淫刑之興、近聞數等、蓋緣外地不守通規、或以長釘貫人手足、或以短刀斲人肌膚、遷延信宿、不令就死。冤聲上達、和氣有傷、望加禁止。從之。宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、開運三年十一月丁未は、『舊史』刑法志と同文。また『全唐文』卷八六三、請禁諸鎮酷刑疏。

(2) 左拾遺は唐・垂拱元年(六八五)に設置された諫官で門下省に屬する。職掌は「諷諫を供奉するを掌り、大は廷議を事とし、小は則ち封事を上る」。定員六人、官品は從八品上。『新唐書』

を卷四七、百官志による。宋代には左正言と改稱され寄祿官化する。元豐寄祿格では從七品。

(3) 寶儼、字は望之、薊州漁陽縣(現在の天津市薊縣)の人、天福六年(九四二)の進士。後漢のとき史館修撰、後周のとき翰林學士、判太常寺、宋初に禮部侍郎となる。『宋史』卷二六三、『東都事略』卷三〇、『隆平集』卷六等に傳がある。

(4) 『唐律疏議』名例五條、死刑二の疏議に「古先哲王、則天垂法、輔政助化、禁暴防姦、本欲生之、義期止殺。絞斬之坐、刑之極也」。なお律疏の頒行は『唐律疏議』以後、後晉までの間では、後梁・開平四年の『律疏』三十卷が知られるだけである(本譯注に既出。また淺井虎夫『支那に於ける法典編纂の沿革』一九一一年、二一四―二二二頁)。寶儼の参照した『律疏』は後梁のものである可能性が高い。

(5) 原文「死刑者」は、明板『冊府』も同様であるが、宋板『冊府』及び注(1)の『宋史』寶儼傳は「死刑二」とする。本來は注(4)『唐律疏議』にあるように「死刑二」の疏議の引用であるが、ここでは原文を變えずに譯出する。

(6) 原文「古先哲王、則天垂象」。注(4)『唐律疏議』では「則天垂法」とあり、「天に則り法を垂れ」と讀むべきであるが、『舊史』刑法志は『易經』繫辭上傳に、「是故天生神物、聖人則之、天地變化、聖人效之、天垂象見吉凶、聖人象之、河出圖、洛出書、聖人則之」とあるのを意識して「則天垂象」とすると思わ

れる。

(7) 『舊史』卷三九、唐書、明宗紀、天成三年閏八月乙丑。詔、在京遇行極法日、宜不舉樂、兼減常膳。

(8) この刑部式がいつ編纂されたかは不明。川村康「建中三年重杖處死考」(『中國禮法と日本律令制』一九九二年)によると、後晉のものとする見解もある。いずれにせよこの刑部式の規定は、次注(9)の唐建中三年勅と全く同じ。

(9) 原文「決重杖一頓處死」。唐建中三年(七八二)、十惡のうち惡逆以上四等の罪を除き、絞斬にかえて制定された刑。重杖で一頓すなわち六〇回たたく刑であるが、必ずしも絶命するとは限らない。『宋刑統』卷一、名例、五刑。准唐建中三年八月二十七日勅節文、其十惡中惡逆以上四等罪、請准律用刑、其餘應合絞斬刑、自今以後、並決重杖一頓處死、以代極法。川村康「唐五代杖殺考」(『東洋文化研究所紀要』一一七、一九九二年)、川村前掲注(8)「建中三年重杖處死考」。

(10) 原文「蚩尤爲五虐之科、尙行鞭扑」。『唐律疏議』名例二條の疏議に「又蚩尤作五虐之刑、亦用鞭扑」とある。ただし『書經』呂刑には、「苗民靈を用いず、制するに刑を以てす。惟れ五虐の刑を作りて法と曰う。無辜を殺戮し、爰に始めて淫りに劓刵椓黥を爲す」とあり、孔安國の傳に「三苗之君習蚩尤之惡、不用善化民、而制以重刑、惟爲五虐之刑、自謂得法」という。すなわち五虐の刑は苗民が蚩尤をまねて制定したものとする。蚩尤

は孔安國の傳に「九黎之君、號曰蚩尤」とある。五虐とは、疏議では劓刵椓黥のほか、鞭扑を含めて理解しているようであるが、引用の如く『書經』呂刑にはみえない。なお『譯註』五、二五頁參照。寶儼が五虐に言及した意圖は、殘虐といわれる五つの刑の中に、殘虐とは思われない鞭打ちすら數えられる、つまり殘虐といってもその程度だというのであろう。

(11) 『漢書』刑法志。漢興、高祖初入關、約法三章曰、殺人者死、傷人及盜抵罪。寶儼がここで漢の三章に言及した意圖は、殺人の場合にだけ死罪が適用され、そのほかの犯罪には適用されなかったというのであろう。

(12) 原文「將宏守位之仁」。『易經』繫辭下傳。天地之大德曰生、聖人之大寶曰位。何以守位。曰仁。何以聚人。曰財。理財正辭、禁民爲非、曰義。『易經』にいう「仁」は文脈から人の意であるが、ここでは仁徳を言うのであろう。

(13) 原文「惟行之令」。宋板『冊府』は同じで、明板『冊府』は「惟行之令」とする。また標點本『舊史』の校勘記は殿版『舊史』等を示して「惟行之令」の可能性を示唆している。ここでは「惟行之令」をとりたい。

漢の乾祐二年(九四九)正月、勅がくだった。「政治は煩雜でないことを重視し、刑罰は哀れみの心を大事にするものである。政治が複雑となって不正が発生することを考えると、まことに傷みの心

がわきおこり、このことばかり念じている。今ときは正月元日、時節の改まるるときであり、春夏秋冬の始めに當たっている。太平を希求するには裁判のことがもっとも大事だ。三京・鄴都・諸道州府のすべて現に收監されている罪人は、各地の長官に委任して自ら書類審理・審問を行い、判決と刑の執行においてはつとめて公平ならしめよ。もし事實が判明したら直ちに判決を出し、引き延ばして長く滞るような事態をまねいてはならず、かつてに法を運用して天の和氣を損なうことがあつてはならない」。

四月甲午、勅がくだった。「月は陽氣が満ちて陰氣がまだきざさない頃⁽¹⁾にあり、氣候はやや暑くなる頃にあたる。このときこそ重い罪は緩め⁽²⁾軽い罪で繋がる者は解放する⁽³⁾ときであり、また刑罰を緩くし訴訟を詮議する⁽⁴⁾ときである。罪有るものは速やかに審理に就け、罪の軽い者は時期を定めて判決を出して、時節に符合させ、理由なく滞らせることのないようにせよ。三京・鄴都・諸道州府の未決のまま現に拘留されている罪人は、關係の官廳をして速やかに判決し刑の執行を行つて、審理の滯滞や不當な判決を招かないようにさせよ」。

五月辛未、勅がくだった。「政治によって民を教化するのにまず優先すべきこと、裁判でもっとも重要なことは、たんに不當な判決だけでなく、さらに審理の引き延ばしにも思いを致すことである。いままさに萬物が成長を遂げるとき、炎熱の候にあたる。何度も條文を發布し、速やかにその實行を命じたこと、丁寧でないことは

なかったが、いまだに結果を報告する上奏があるのをきかない。再び告諭するから、舊習を守つてはならない。すべて三京・鄴都・諸道州府では、詔が届けば、速やかに判決を下し刑を執行して放免したか否かを書いて上奏せよ。ぐずぐずしてはならない」。

(1) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、漢隱帝乾祐二年正月、また『舊史』卷一〇二、漢書、隱帝紀、乾祐二年正月乙巳朔に「制曰、……、今以三陽布和、四序更始、宜申兌澤、允答天休、恤獄緩刑、捨過宥罪、當萬物之孳甲、開三面之網羅、順彼發生、以召和氣。應乾祐二年正月一日昧爽已前、天下見禁罪人、除十惡五逆、官典犯贓、合造毒藥、劫家殺人正身外、其餘並放」とあるのは大赦の記事であるが、年月日が同一であるから『舊史』刑法志の本條と關係すると思われる。

(2) 後漢の三京は、東京開封府（現在の河南省開封市）、西京河南府（現在の河南省洛陽市）、北京太原府（現在の山西省太原市）である。

(3) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、四月甲午。

(4) 『禮記』月令、仲夏之月に「據重囚益其食」。鄭玄注に「據、猶寬也」。

(5) 『禮記』月令、孟夏之月に「出輕繫」。鄭玄注に「崇寬」。

(6) 原文「疏決」。滞っている事案の審理を速やかに行い判決をだすこと。「譯注稿（上）」四六二頁參照。

(7) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、五月辛未。

(8) 原文「條貫」。法文内の一つ一つの條文をいう。

後周の廣順(九五三)三年四月乙亥⁽¹⁾、勅がくだった。「朕は、時まさに萬物を育て養い、氣候は炎熱にあたるをもつて、牢獄に繋かれる人と思う。これは傷み哀れむ心であつて、彼らがよい環境になく、取り調べは延々と續き、或いは不當な裁判に追い詰められて無實をはらすこともできず、或いは飢えや渴きや病氣に苦しんで訴えるところもないのが思いやられる。罪を犯して刑を受ける者は、ただ彼らが自ら招いたことであつて、法を適用しないわけにはいかない。道理にあわない苦しみを受ける者は、上に立つものの不明のせいであるから、どうしてこのことに思いを致さないではおれようか。憐れみをかける方法を朝に晩に思つて安んじることもない。すべて諸道州府の現に拘禁されている罪人は、官吏をして速やかに審理をおこなわせ、軽い罪にあつて判決をくだし刑を執行して、滞ることのないようにせよ。なお獄吏をして、牢獄を清掃して常に清潔にさせ、首かせ・手足のかせを洗つて蚤や虱がつかないようににさせ、飲み物を與えて飢え渴くことのないようにさせよ。もし病氣にかかれば家の者に看病させ、囚人に引受人がいなきには官から醫者を派遣して診察させて、病氣で死ぬような事態を招いてはならない。成文の法規を遵守し、成長の時節に従つて、裁判が滞ることなく、太平の世を招くようにせよ」。

太祖はさらに諸州に詔を與えた。⁽³⁾「朕が思うに、勤勉に政治を行

うには、刑罰が最も重要である。人々を罪を犯さないように感化できない以上、上に立つものにして刑罰を誤ることがあつてはならない。まして萬物成長の時に當たつて、物事は清澄適切であることが大事だ。考えてみると、牢獄に閉じ込め、さらに手かせ・足かせで拘束して炎熱の内に置くのは、火で焼くのと異なるところがない。州及び管轄下の牢獄に現に拘禁されている罪人は、汝らが自ら記録を調べ審問し、手續きを省いてきちんと處置せよ。事務取扱をしない期間にはいつて審理を行わない者については、事務再開をまつて收監せよ。⁽⁴⁾根據があつて當然冤罪をはらすべき者は、期限を早めて判決を下せ。⁽⁵⁾いずれの場合も公平無私につとめて裁判が滞ることのないようにせよ。また獄吏が情に任せて不正をほしきままにし、囚人が不法な苦しみを受けているから、監察を加えて、囚人に對し思いどおりの侵害欺瞞を働かせてはならない。常に獄房を清掃し、首かせや匣を洗い、囚人が飢えたり喉を渴かしたりしているのが分かつたら飲み物を與え、病氣の者がいれば肉親に看病させ、引受人がいなき者は醫者を派遣し治療させて、道理もなく倒れ死にして、天和氣を損なうことがないようにせよ。汝らは忠義あつく才幹ゆたかに朕の憂いを分かち、情けと賢明さをもつて任務に就き、必ずよく詔を奉じて、我が心遣いを身をもって示せ。特に氣にかけてこれに任じるのであるから、日夜怠つてはならない。その他のことは勅命に従つて處理せよ」。

(1) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、廣順三年四月乙亥。

廣順は後周の太祖郭威の年號。

(2) 原文「當令虛歇」。宋板『冊府』は「常令虛歇」、明板『冊府』は「嘗令虛歇」。ここでは『冊府』に従う（なお常も嘗も同じく、常にの意）。

(3) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、廣順三年四月乙亥。

(4) 原文「于入務不行者、令俟務開繫」。入務とは訴訟事務の取扱を制限する期間すなわち「務限」に入ること、務開とは訴訟事務の開始をいう。務限は、二月ないし三月から、十月ないし十一月までの農繁期にあたり、この期間、戸婚田土の訴訟は受理・審理されなかった。植松正「務限の法と務停の法」（『香川大學教育學部研究報告』第1部、八八號、一九九二年）參照。

(5) 原文「疏決」。前出のごとく滯った訴訟の審理判決を速やかに行うことであるが、刑を軽くすることが含まれる。

(6) 匣は囚人の身體を拘束する戒具の一種。匣床ともいう。禁囚を寢かして身體の自由を奪う平らなはこ形の床。詳しくは仁井田陞「中國の戲曲小説の插畫と刑法史料」（『東亞論叢』參照五、一九四一年、『中國法制史研究 刑法』一九五九年、所收）。

顯德元年（九五四）十一月、帝は侍臣に言った。「全國から上奏してくる訴訟案件には、多くの調書をとって、甚だ遅延し、百餘日に及んでもまだ判決のないものがある。その中には、徒黨を組んだ者たちから反對に訴えられた者、強盜本人に訴えられた者及び不

當に渦中に巻き込まれた者がいる。獄吏がこれ幸いと訴訟を引き延ばし、人々に生業を失わせることになるのが心配だ。朕は常にこのことを思い、いちだんと心を悩ましている。これより以後、各地の藩鎮や州に條文を與え、賢明で才能ある部下を選んで訴訟を擔當させることとする。如し裁判が滯らず、人々が不正な判決を受けることがなければ、明確に記して報告せよ。程度をはかつて相應の褒美をとらず」。

(1) 宋板『冊府』卷一五一、帝王部、愼罰、顯德元年十一月。

(2) 後周第二代皇帝の世宗柴榮。九二一〜九五九、在位九五四〜九五九。

(3) 原文「多追引證」。明板『冊府』には「多追引文證」とある。宋板は、「多追引反證」とするが、おかしい。

(4) 原文「徒黨反告者」。文脈は不正の裁判をうける場合を列舉しているから、ここは、複数の人物の犯罪を告發したものが、逆に彼らから犯人と告發された場合をいうと思われる。

(5) 原文「劫主陳訴者」。劫は人の財物等を強奪すること。ここは、強盜の犯人が他人あるいは被害者を眞犯人と訴えることをいうと思われる。

朝廷内外のすべての官僚の官當と贖刑に関する法は、梁・唐いずれもきまつた制度がなく、優遇して許すことが多く、時によって輕重を異にすることもあった。晉の天福六年（九四一）五月、尙書刑

部員外郎李象が「今後あらゆる散官は、高低に關係なく、如し罪を犯しても官當・贖刑してはならないし、またこれを上請することもしなければならない」と願ひ出た。詳定院が再度検討して上奏した。「あらゆる朝廷内外の文官武官は、品官を有する者は品官の規定に依り、品官がなく散官・試官を有する者、すべて内外の帶職の廷臣、賓從、功績ある將校らは、いずれも九品官の例と同様に扱っていただきたい。國都の軍巡使および諸道州府の衙前職員、内外の雜任、鎮將らは、いずれも律に準じることとし官當・贖刑を上請してはならないようにしていただきたい。軍巡院と馬歩院の判官はそれまでに品官の經歷があつても、同様に流外職と同じに扱い、律に準じて、杖罪以下は實際に體刑を執行する例により、徒罪以上は以前どおり官當と贖刑に關する法によつていただきたい」。

(1) 原文「當贖法」。當贖法とは、官當と贖刑を總稱したもの。官當は官を削つて流・徒に代當することであり、贖刑は刑罰の輕重に對應して、所定の額の財貨をおさめ實刑に代替することである。なお官を削るとは、告身を返納させ、その發給臺帳にその旨を注記すること。官當で削る官が不足するとき、官を削るに値しない罪の端下分は贖で充當するから、官當と贖刑は關連し、あわせて當贖と稱する。『譯註』五、二九〇—三一頁、九八—一〇八頁。

(2) 宋板『冊府』卷六一三、刑法部、定律令、晉天福六年五月。『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、晉天福六年五月十五日。『通

考』卷一七一上、贖刑、晉天福六年條。天福は後晉高祖の年號。また詳定院の上奏が裁可されたことは、『宋刑統』卷二、名例、以官當徒除名免官所居官の晉天福□□□十五日勅節文が「すべて内外の帶職の廷臣、賓從、功績ある將校らは」以下同文であることから分かる。

(3) 尚書刑部員外郎は尚書省刑部の屬官。尚書・侍郎・郎中に次ぐ。唐制では刑部員外郎の官品は從六品上で二員からなる。宋代では寄祿官化し、元豐寄祿格では正七品。

(4) 李象の經歷は不明。

(5) 散官とは官僚の品階を表示する官名で實際の職務を持たず、また必ずしも實職である職事官と一致しない。

(6) 上請とは、特別に皇帝に判斷をもとめること。

(7) 北宋のとき「詳定一司勅令所」なる機關に、詳定官・刪定官があり、御史臺の長貳・侍從らが兼領して勅令の編纂に従事した(『宋會要』刑法一一三、宣和元年五月十九日、同書刑法一一三二、宣和元年十二月二十八日條など)。後晉の詳定院について、今のところ明確な記事を検出してないが、宋代の事例を參考にすれば、勅令の原案を作成する機關と思われる。

(8) 標點本『舊史』は、この部分を「亦不得上請詳定院覆奏」とよみ、本條はすべて李象の上奏とみなしているが、これでは意味が通らない。この條は、尚書刑部員外郎李象の奏請とこれを受けた詳定院の覆奏から成るとみるべきである。

(9) 官僚は大別して九品以上の官品をもつ流内官と官品のない流外官にわけられるが、品官とは流内官の總稱。

(10) 『唐律疏議』名例一七、官當。諸犯私罪、以官當徒者、五品以上、一官當徒二年、九品以上、一官當徒一年。若犯公罪者、各加一年當。以官當流者、三流同比徒四年。其有二官、先以高者當、次以勳官當。行・守者、各以本品當、仍各解見任。若有餘罪及更犯者、聽以歷任之官當。其流内官而任流外職、犯罪以流内官當及贖徒年者、各解流外任。

(11) 原文は「無品官有散試官者」とあるが、『冊府』は「無品官」の三字を缺き、『五代會要』は「無品官者、有散試官者」とし、『通考』は『舊史』刑法志と同じ。前後の文脈からいって「無品官者」だけを獨立させることに意味はないであろうから、原文通りでよいと思われる。

(12) 試官とは、正式の選拔を経ないで任用された官。唐の天授三年(六九二)または二年に始まったとされる。『通鑑』卷二〇五、長壽元年一月丁卯條。

(13) 帶職とは複数の職事官を兼職すること。『通鑑』卷二一六、天寶十載二月丙辰の胡注。黃琮曰、外官帶職、有憲衙、有檢校。憲衙自監察御史至御史大夫、檢校自國子祭酒至三公。唐及五代之制也。

(14) 賓從とは、節度使が個人的に任用した幕僚で、賓客、賓職、幕賓、賓佐なども稱する。特定の職掌はない。鄭學稼『五代

十國史研究』一九九一年、四〇〇四二頁。

(15) 原文「運巡使」を、軍巡使と訂正する。梁開平三(九〇九)十月、洛陽に軍巡院が設置され、首都の警察・刑獄を擔當した。軍巡院は左右に分かれ、左軍巡院は北部、右軍巡院は南部を管轄し、それぞれ左右軍巡使をおいて長官とした。室永芳三「五代時代の軍巡院と馬歩院の裁判」『東洋史研究』二四・四、一九六六年。

(16) 衙前職員とは、節度使の衙門である使院で成立した組織。衙前の職員。都押衙、押衙、都虞候等々の肩書をもつ。節度使が任命することが多い。周藤吉之「五代節度使の支配體制——特に宋代職役との關連に於いて——」『史學雜誌』六一・四・六、一九五二年、のち『宋代經濟史研究』一九六二年、所收。宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特色——特に衙前の變遷について——」『史林』三六・二、一九五三年、のち『アジア史研究』四、一九五七年、また『宮崎市定全集』一〇、一九九二年、所收。

(17) 雜任とは、流外官の下に位置づけられる下級職で、流内官が官であるのに對して、流外官と雜任は吏と規定される。流外官は告身が發給されるが、雜任にはない。『譯註』五、五六頁。

(18) 鎮將とは、節度使管轄下の縣や鎮におかれたもので、獄訟・捕賊・徵稅を擔當した。節度使が自己の軍隊の中から任命することが多い。周藤前掲「五代節度使の支配體制——特に宋代職

役との關連に於いて——」。

- (19) 『唐律疏議』斷獄三〇。諸斷罪應決配之而聽收贖、應收贖而決配之、若應官當而不以官當、及不應官當而以官當者、各依本品官、減故失一等。即品官任流外及雜任、於本司及監臨犯杖罪以下、依決罰例。

- (20) 原文「巡司」は軍巡院のこと。

- (21) 原文「馬步司」は馬步院のこと。五代のとき藩鎮および州に設置された機關で、治安警察・刑獄を擔當する。宋の司理院の前身である。長官は武官の都虞候。室永前掲「五代時代の軍巡院と馬步院の裁判」、宮崎前掲「宋代州縣制度の由來とその特色——特に衙前の變遷について——」。

- (22) 判官は、軍巡判官と馬步判官。それぞれ軍巡院・馬步院の次官で文官が任じられることもある。室永前掲「五代時代の軍巡院と馬步院の裁判」。

- (23) 注(19) 參照。

- (24) 原文「決罰例」。

周の顯德五年(九五八)七月、新たに刑統を制定した。⁽²⁾「今後、罪を定めるには、諸道の行軍司馬・節度副使・副留守は從五品官の例に準じ、諸道の節度判官・監察判官・防禦副使・團練副使は從六品官の例に準じ、節度掌書記・防禦判官・團練判官・兩蕃・營田等の判官は從七品官の例に準じ、諸道の推官と巡官及び軍事判官は從

八品官の例に準じ、諸軍將校・內諸司の使と副使・供奉・殿直は場合に応じて上奏し皇帝の判斷を仰ぐこととする」。⁽¹³⁾これより朝廷内外の品官が官當・贖罪するときの規定は、はじめて定まった制度を備えるようになった。

- (1) 『五代會要』卷一〇、刑法雜錄、晉天福六年五月十五日條の注。『宋刑統』卷二、名例、以官當徒除名免官所居官の周顯德五年七月七日勅。

- (2) 前出の『大周刑統』をいう。

- (3) 行軍司馬は節度使の文職の僚佐(補佐官)で次官に相當し、軍事を擔當する。五代では注(4)の節度副使の上位に位置する。嚴耕望「唐代方鎮使府僚佐考」(『唐史研究叢稿』一九六九年)。

- (4) 節度副使は節度使の僚佐で次官に相當する。嚴前掲「唐代方鎮使府僚佐考」。

- (5) 副留守は留守の次官。留守は國都を皇帝が出征・巡行などで離れるとき臨時的に設置されるほか、陪都に常置された官職。後周は兩京制をとり、首都は東京開封府、陪都は西京河南府(現洛陽市)である。また廣順元年(九五二)大名府(鄴都)も軍事上の要地として留守がおかれたが(『通鑑』卷二九〇、後周廣順元年正月乙亥)、顯德元年(九五四)正月廢された(『五代會要』卷一九、大名府)。

- (6) 原文は「兩使判官」、兩使とは節度使・觀察使のこと。二つ

の判官はそれぞれ節度使・觀察使の僚佐すなわち幕職官であり、節度副使・觀察副使の下に位置する。觀察使は民政關係の使職（律令に規定されない令外の官）である。

(7) 防禦團練副使はそれぞれ防禦使・團練使の副官。防禦使は邊地に、團練使は節度使の置かれない地方に設置された軍事關係の使職である。

(8) 節度掌書記節度使の僚佐で節度判官の下に位置する。文書を擔當する。

(9) 原文は「團判官」だが、防團判官とあるべきところである。防團判官は防禦判官・團練判官の合稱。それぞれ防禦使・團練使の僚佐で防禦副使・團練副使の下に位置する。防禦使・團練使は軍事關係の使職である。なお『宋刑統』は、「支使・防團判官」と支使を入れる。支使は監察使の僚佐で監察判官の下に位置し、節度使の掌書記に相當する。

(10) 『五代會要』は「兩蕃營田等判官」とし「使」を缺く。使と判官を並列してともに從六品官に準じるのはおかしいから、『舊史』の本條の「使」は衍字とみなし『五代會要』に従う。なお兩蕃判官は顯德五年十二月に廢止された。『舊史』卷一四九、職官志、増減に「顯德五年十二月、詔、兩京五府少尹・司錄參軍、先各置兩員、起今後只置一員、六曹判司内只置戶曹・法曹各一員、其餘及諸州支使・兩蕃判官並省」とある。

(11) 原文は「推巡」。節度推官・監察推官・節度巡官・監察巡官

のこと。推官は訴訟を擔當する。巡官の職掌はよく分からないが屯田を擔當する者があるという。嚴耕塲「唐代方鎮使府僚佐考」。

(12) 軍事判官は府州の僚佐。府州官の衙門は州院（一般行政）と軍院（軍事）からなる。軍事判官は軍院所屬で軍事上の職務を擔うが文職である。嚴耕望「唐代府州僚佐考」（『唐史研究叢稿』一九六九年）。

(13) 後周の世宗は高平の戦いの後（顯德元年、九五四年）、中央禁軍を強化して殿前司と侍衛司の二系統のもとで、殿前司の管轄下にある殿前諸班は殿前都點檢と殿前都指揮使が統領し、侍衛司は馬軍都指揮使が侍衛馬軍を歩軍都指揮使が侍衛歩軍を統領することとした。軍隊の戰略上の編成は、廂軍―指揮（五〇〇人）―都（二〇〇人）で、廂軍には都指揮使、指揮には指揮使、都には都頭が統兵官としておかれた。中國軍事史編寫組『中國軍事史』第三卷、一九八七年、二八四―二九二頁。

(14) 原文「内諸司使・使副」とし、『宋刑統』も同様だが、使の一字は衍字。内諸司とは外諸司に對する呼稱で、使職のうち皇帝の側近にあって内廷の職務にあたるものの總稱。使副は長官と次官。唐代宦官が任じられたが、天復三年（九〇二）宦官が誅せられ、天祐（九〇四―九〇七）以後士人がこれに代わった。後梁のとき、客省使・天驥使・飛龍使・莊宅使・儀鸞使・文思使・五坊使・如京使・尚食使・司膳使・洛苑使・教坊使・東上

閣門使・西上閣門使・內園裁接使・弓箭庫使・大內皇牆使・武備庫使・引進使・左藏庫使・閑廐使・宮苑使・翰林使・大和庫使・豐德庫使・乾文院使が知られる。後唐の同光二年（九二四）また内諸司使には宦官が用いられることになった。『通鑑』卷二七三、後唐紀同光二年正月甲辰條および胡注による。また宋代には武階官化する。梅原郁『宋代官僚制度研究』一二〇～一三三頁。

(15) 供奉と殿直はともに、中唐から出現した令外の官で、内諸司使と同様、宣徽院の管轄下にある。軍事・警察・官倉の監理等の末端的な業務を擔當する。宋代には三班使臣として武階官化する。友永植「唐・五代三班使臣考」——宋朝武班官僚研究 その(一)——『宋代の社會と文化』一九八三年。

(宮澤知之)

遼史・刑法志上

刑というものは、兵に始まり禮に終るものである。太古、民が兵器を手^{もつ}にしていたのは、蜂には毒があり、それで自分を守るのと同じことにすぎなかった。蚩尤がこの世で初めて亂を起こし、義を輕んじ不法を行う者がともに現れるようになると、刑を用いることをどうしてやめることができようか。

帝堯は下々の民の困苦をよくお調べになり、三后各々が人民のた

めに努むべきことを命じられた。伯夷は民に法律を施き、民の善惡を裁き、犯罪者を刑罰にあてた。それ故、「刑」というものは、兵に始まり禮に終るものである」と言うのである。

古の聖王は天地と四季に従つて六卿の官を設けられた。秋は刑獄の官に相當し、これは萬物が成熟する時期にかたどっているのである。秋は氣を夏から傳え、色を春から變化させていることは、推して知るべしである。

(1) 『尚書』「呂刑」。蚩尤惟始作亂、延及于平民、罔不寇賊鴟義、姦宄奪攘矯虔、苗民弗用靈、制以刑。蚩尤は、黃帝の時の諸侯と言われる傳説上の人物で、黃帝に對し反抗し、涿鹿の野で戦い敗れて捕えられ殺されたという。

(2) 『尚書』「呂刑」。皇帝清問下民、齔寡有辭于苗、德威惟畏、德明惟明、乃命三后、恤功于民、伯夷降典、折民惟刑、禹平水土、主名山川、稷降播種、農殖嘉穀。三后とはここに見える、伯夷、禹、后稷のこと。

(3) 『周禮』「秋官、司寇」の賈公彦の疏に「鄭目錄云、象秋所立之官。寇、害也。秋者、適也。如秋義殺害收聚斂藏於萬物也」とある。

遼は武力で國を建て、暴虐を禁じ姦邪をやめさせるのには、なによりも先ず刑罰をもつて臨んだ。國初に法令を定めたが、五服三就の枠組におさまりきらない場合があり、軍事優勢の色合いが濃く、

禮が用いられる餘地はまだなかった。阻午可汗は宗室の耶律雅里⁽³⁾が賢者であるのを知るや、命じて夷離董⁽⁴⁾の職につけて刑獄を擔當させた。どうして刑法關係の官⁽⁵⁾でなく、賢者でないなら、その職につけないというようなことがありえようか。太祖⁽⁶⁾・太宗⁽⁷⁾は領土を擴充し、よるいを身に着けた兵士達は、家庭に安閑としている歳となかったが、國の大事が成就するに當つては、理の勢として當然のことである。その後を繼いだ子孫たちにあつては、法は輕重があるが、その中であつて時宜に適した法の運用に心がけ、最終的には禮でもつて事を處理したという點では、ただ景宗⁽⁹⁾・聖宗⁽¹⁰⁾のみが優れていた。

(1) 五服三就。『尙書』「舜典」に、汝作士、五刑有服、五服三就とある。罪を犯した者に對し五刑を適用し、罪人の心服を得たならば、罪の輕重によつて刑の執行場所を三つに分けることが五服三就である。『譯注刑法志』七〇頁の注⑨では「漢代の解釋によると、三就とは、大罪は原野において、次罪は市朝において、王の同族は甸師氏において、それぞれ處刑することをいう。甸師は周禮に見える官で、郊野を管理することを職掌とするが、王の同族を特にここで處刑するのは、衆人の目を避けるためと解されている」と解説する。又、五服とは、五刑の罪を犯した罪人が、各々その罪に心から服従すること、心服することである。

(2) 阻午可汗。太祖耶律阿保機の始祖涅里(雅里)によつて推戴されたとされる。遙瑩氏の可汗。唐の史籍に見える唐代キタ

イの歷代君長と『遼史』の雅里、阻午可汗との比定については不明確なことが多い。愛宕松男「古代キタイ社會の歴史的考察」(初出一九五九、のち愛宕松男『東洋史學論集』第三卷所收)、田村實造「遼朝建國前のキタイ族——その住地と八部について——」(初出一九三八、改定・再改定を経て、のち『中國征服王朝の研究』上所收) 参照。

(3) 雅里。涅里、泥里とも記される。太祖耶律阿保機の始祖と言われ、遙瑩氏の迪瑩組里を推戴して阻午可汗とし、自らは夷離董として補佐した。『遼史』卷六三、世表、『中國歴史大辭典——遼金元史——』(上海辭書出版社、一九八四) 四一七頁「涅里」の項(蔡美彪、及び注(2)の愛宕・田村論文参照)。

(4) 夷離董。『遼史』卷四、會同元年十一月に「升北・南二院及乙室夷離董爲大王」とあり、同卷四五、百官志の北大王院には、「分掌部族軍民之政。北院大王。初名迭剌部夷離董、太祖分北・南院、太宗會同元年改夷離董爲大王」とあり、同卷一一六、國語解には統軍馬大官。會同初、改爲大王」とある。前掲『中國歴史大辭典』一三九頁夷離董の頁(張正明)では、「又譯『移里董』。遼・金官名。源于突厥語。初爲契丹軍事首領、……由本部望族世選、以領兵作戰爲主要職責」と解説する。以上のよううに夷離董は軍事關係の重職であり、刑法志本文に「以掌刑辟」とあるような司法關係の官名ではない。遼代には刑獄擔當の機關として夷離畢院があり、その長官を夷離畢と言ひ、中國王朝

の刑部及び刑部尚書に相當した。又『遼史』卷一一六、國語解には、「夷離畢。即參知政事、後置夷離畢院以掌刑政。宋刁約使遼有詩云押宴夷離畢、知其爲執政官也」とあり、島田正郎氏の表現によれば「夷離畢とはもともと一般政務を擔當する官であつたが、のちに夷離畢院が設置されるようになってから、もっぱら司法事務を扱う官署となつたと傳へられている」(島田正郎「夷離畢院と刑部・大理寺」、初出一九六三、のち『遼朝官制の研究』—以下『官制』と略稱—所收)となる。故に刑法志本文の夷離董は夷離畢の誤りとも考へ得るが、そうすると雅里の官名に矛盾が生じる。夷離董について島田氏は「遼國の建國以前においてすでにある種の公權力が發生しており、刑法志の敘述は、當時一方の首長に裁判權が把持されていたことを示す」(同前)とされ、そうであるとすれば夷離董が刑獄を擔當していることは必ずしも矛盾した事態ではない。

- (5) 原文、非士師之官。士師とは、『周禮』「秋官、司寇」に、「士師之職、掌國之五禁之灋、以左右刑罰。一曰宮禁、二曰官禁、三曰國禁、四曰野禁、五曰軍禁。皆以木鐸徇之于朝、書而縣于門閭。以五戒先後刑罰、毋使罪麗于民」とある、秋官司寇の屬官である。ここでは廣く刑獄擔當官、司法擔當官を稱して士師と言っているのであらう。

- (6) 太祖。耶律阿保機(八七二〜九二六、在位九一六〜九二六)。
(7) 太宗。耶律德光(九〇二〜九四七、在位九二六〜九四七)。

- (8) 原文、威克厥愛。『尚書』「夏書、胤征」に、「嗚呼、威克厥愛、允濟、愛克厥威、允罔功。其爾衆士懋戒哉」とあり、孔穎達の疏に、「又言、將軍之法、必有殺戮。嗚呼、重其事、故歎而言之。將軍威嚴、能勝其愛心。有罪者、雖愛必誅、信有成功。若愛心勝其威威、親愛者有罪不殺、信無功矣」とある。赤塚忠氏は「戦いにあたつては、嚴正な威力が恩愛の私情に打ち克つて(こそ事をしとげることができが)」(『中國古典文學大系』1 書經・易經(抄)』平凡社、一九七二。引用文中の丸カッコは筆者)と譯す。これらによりつつ、國の大事が成就するに當つては、と意譯した。

- (9) 景宗。遼第五代皇帝。耶律賢(九四八〜九八二、在位九六九〜九八二)。
(10) 聖宗。遼第六代皇帝。耶律隆緒(九七一〜一〇三一、在位九八二〜一〇三一)。

しかしながらその刑罰の制度には四つの種類があつた。⁽¹⁾死刑・流刑・徒刑・杖刑である。死刑には、絞・斬・凌遲⁽²⁾の別があり、その他に籍沒の法もあつた。⁽³⁾流刑は罪の輕重をはかつて、邊城部族の地に置くもの、これより遠く國域の外に放逐するもの、さらに遠い場合には絶域に罰使⁽⁴⁾させるものがあつた。徒刑には、終身・五年・一年半の三等があり、終身のものには杖五百が合わせ用いられ、五年・一年半のものはそれぞれ杖百ずつ遞減され、さらに黥刺⁽⁵⁾が加えら

れることもあった。⁽⁶⁾杖刑は五十から三百までの杖數があり、杖五十以上の場合は沙袋⁽⁷⁾で打った。その他に木劍・大棒・鐵骨朶⁽⁸⁾で打つ場合もある。木劍と大棒は十五から三十までが三等級に分かれており、鐵骨朶の打數は五あるいは七であった。⁽⁹⁾重罪の者で沙袋の杖刑を執行しようとする際には、先ず尻骨の上から始めてその周圍に及ぶように打っていく。訊問の際の拷問の道具としては、龕杖・細杖と鞭・烙⁽¹¹⁾があった。龕杖の打數は二十、細杖の等級は三段階に分かれており、打數は三十から六十までである。鞭と烙の回數は、烙三十が鞭三百に相當し、烙五十は鞭五百に相當した。様々な事で訴えられて、當然承伏すべきところを承伏しないような者が、こうした仕方⁽¹²⁾で訊問を受けたのである。品官が公務で誤って罪を犯した場合、及び民で年が七十才以上もしくは十五才以下で罪を犯した者⁽¹³⁾については、贖罪を適用することを許した。贖銅の數量は、杖一百の者であれば銅錢一千枚を納めさせた。それとは別に八議・八縱の規定も存在した。

籍没⁽¹⁵⁾の法は、太祖が撻馬拔沙里⁽¹⁶⁾であった折に、痕德堇可汗⁽¹⁷⁾の命を奉じて于越⁽¹⁸⁾の耶律釋魯⁽¹⁹⁾が殺害された事件の調査を行い、首犯人の家屬を瓦里⁽²⁰⁾に没入した時より始まった。淳欽皇后⁽²¹⁾の世になって、瓦里から分ち出され著張郎君⁽²²⁾とされたが、世宗の時代に詔を下して解放した。その後、皇族(内戚)・外戚や世官の家の者が反逆等の罪を犯した場合には、再び没入された。その他の者の場合は没入して著張戸⁽²⁵⁾となした。また幹魯朶⁽²⁶⁾に没入されたり、臣下に頒賜される場合

もあった。

木劍と大棒は、太宗の時に定められたものである。木劍は、打つ面は平で、背はみねがもり上がっており、大臣が重い罪を犯した場合に、刑を緩和してやろうとした時、これでもって打った。沙袋は穆宗⁽²⁷⁾の時に定められたもので、熟皮⁽²⁸⁾を縫い合わせ(中に沙を入れ)、長さは六寸、幅は二寸、柄の長さは一尺ばかりであった。徒刑に關しては重熙新定條制⁽²⁹⁾が詳細に規定しており、杖刑に關しては咸雍重定條例⁽³⁰⁾に細かく定められているが、その他の常には用いられなものでなく、定まった規定もないようなものについては、ここでは全てを記すことはできない。

(1) 島田正郎氏は、遼の刑罰の種類は唐律の五刑を準則としながらも、五行思想と五刑の對應に見られるような中國的な宇宙觀とは無縁であって、契丹思想史上重視されるべき事柄であるとされる『遼制之研究』、中澤印刷株式會社、一九五四、一一七—一二〇頁。以下『遼制』と略稱。

(2) 凌遲。凌遲の例は、『遼史』卷一二、滑哥傳、同一二三、耶律牒臘傳等『逆臣傳』中に散見される。沈家本『歷代刑法考』「刑法分考二」は、この條が凌遲の刑の初見とする(二〇九頁)。又凌遲の刑そのものについては、『譯注稿(上)』三七七頁下段、三七九頁の注(17)参照。

(3) 原文、又有籍没之法。島田氏は「宗室や外戚あるいは世官の家の者が、反逆などの罪を犯した時、死一等を減じて、これを

著張戸に没入し、皇帝の私的隸民として、下賤な雑役に従わせることとした。それ等のなかには、宮分に入れて皇帝の私的采邑ともいふべき幹魯朵の構成分子とされる者もあり、臣下に分賜されてその隸民とされる者もあった。これを籍没の法というのであるから、特權的な家筋出身の死刑囚を宥恕する處分の一といつてよからう。』（『遼史』、明德出版社、一九七五、一四一―一四二頁。以下『島田遼史』と略稱）とする。島田氏が『遼制』一二三頁に列擧されている史料や『遼史』卷一二三、「耶律鏐傳の穆宗卽位、伏誅、籍家屬」、などの記事からすれば、死一等を減じられた者に對する處置のみではなく、死罪に處せられた者の家屬を瓦里（後出）あるいは著張戸（後出）に没入するケースもあったことは明らかであり、むしろ後者の方が主たるもののように思われる。

（4）原文、邊城部族之地。『遼史』卷三七、地理志一、上京道、邊防城に見える、靜州以下の地を指すのではなからうか。

（5）原文、罰使絕域。『遼史』卷一六、聖宗本紀七、開泰九年十月戊寅朔に、「郎君老使沙州還、詔釋宿累。國家舊使遠國、多用犯徒罪而有才略者、使還、卽除其罪」とあり、同卷五、「世宗本紀（天祿）二年春正月に、「天德・蕭翰・劉哥・盆都等謀反。誅天德、杖蕭翰、遷劉哥於邊、罰盆都使轄曼欺國」とあり、同じ事件を記して同卷一一三、盆都傳に、「（天祿）二年、與兄劉哥謀反、免死、使於轄曼欺國」とみえるのが参考となる。一

般的には徒罪相當の者で有能な者を、場合によっては死罪に當る者を國使として他國に赴かせ、使命を終えて歸國すれば罪を免ぜられるというもの。島田氏は「死刑相當の才略ある罪犯に、死一等を減じて、化外の絶域に奉使させ、……一面では、才幹ある死罪犯を宥免することを目的としたものの一つといつてもよい。』（『島田遼史』一三九頁。旁點筆者）とされる。島田氏は、聖宗本紀の「多用犯徒罪而有才略者」の「徒」を徒罪の徒ではなく、「犯徒」で熟し、徒をやからと解されているようであり、又「多用犯徒、罪而有才略者」と讀點を入れて解釋し（『遼制』一二五頁）、罰使絶域の對象は死罪の人に限定しておられる。島田氏のように斷句することは不自然に思え、上のごとく譯出した。ただし、流刑の最も重い罰使絶域に徒罪の者が當てられることとなり、疑問點は残る。

（6）原文、又有黥刺之法。徒刑の罪を犯した者のうち、特に重罪である場合には、黥刺が附加刑として加えられた（後出）。『遼制』一二六―一二九頁参照。

（7）沙袋。牛皮製の袋に砂を入れ、これに柄をつけたもの。王易『重編燕北錄』には「沙袋（番呼郭不離）、以牛皮夾縫、如鞋底。内盛沙半以來。柄以柳木作、胎亦用牛皮裹。長二尺。打數不過五百」と様式を記し圖も載せている。又さらに續けて、「戎主太后寢帳内、事不論大小、若傳播出外、捉獲者、其元傳播人處死、接聲傳人決沙袋五百、……契丹盜衣服錢絹諸物等、捉獲

贓重、或累倍估計、價錢每五貫文、決沙袋一下、累至一百五十(貫?)文、決沙袋五百、配役五年。若更有錢時十貫文、打骨鏢一下、至骨鏢五十、已上更有錢時處死」とその運用法を記する。『遼制』一三二—一三三頁参照。

- (8) 沈家本『歷代刑法考』「刑法分考一四」に、「按、遼有杖無笞、與唐・宋法異。其五十以上者決以下沙袋、亦不以杖也。木劍・大棒・鐵骨朵等、皆歷代所無者」とする。このうち鐵骨朵は、鐵片を木の先端につけた刑具(『遼制』一三四—一三五頁、『島田遼史』一三八頁の注②)。「重編燕北錄」には「鐵瓜(番呼鬚靚)、以熟鐵打作八片虛合成、用柳木作柄、約長三尺。兩頭鐵裏。打數不過七下」と様式を記し、注(7)に挙げたこの續きの文には運用法を述べている。『遼史』卷一〇、耶律乙辛傳には「乙辛黨耶律燕哥獨奏當入八議、得減死論、擊以鐵骨朵、幽於來州」と、死一等を減じられ鐵骨朵で打たれた例が見える。
- (9) 原文に、「木劍・大棒之數三、自十五至三十、鐵骨朵之數、或五或七」とある。「數」を前者は自十五至三十とあることから「等級(ランク、段階)」の意にとり、後者は「等級」とは解せない(注(8)の『重編燕北錄』の、打數不過七下、参照)と判斷し、「打數(鐵骨朵で打つ階數)」の意とし、譯し分けた。なお、木劍・大棒については、刑法志の記事以上のことは不明。木劍使用の例としては、『遼史』卷四、太宗本紀下、會同二年閏(七)月癸未に、「乙室大王坐賦調不均、以木劍背撻而釋之」

とある。

- (10) 島田氏は、「籠は籠の俗字(集韻)。大とか粗とかの意。籠杖の意はよくわからないが、細杖と對應し、拷訊具として用いられる杖の粗・精、大・小の別をいうものかと考えられる。」「(『島田遼史』一三八頁の注⑥)とする。

- (11) 刑法志の後文には「輒加炮烙鐵梳之刑」とあり、『遼史』卷七穆宗本紀、應曆十五年三月癸巳に「虞人沙刺迭偵鵠失期、加炮烙鐵梳之刑而死」とあるが、これらは刑としての「炮烙」であつて拷訊の具としての烙ではないであらう。島田氏は「恐らく被疑者の膚に『やきがね』または『やきばり』をあて、また鞭を加えて行つ拷訊具のことをいうと考えられる。」「(『島田遼史』一三八頁の注⑦)とする。

- (12) 原文、品官公事誤犯。これは『唐律疏議』名例一七條、官當の、若犯公罪者(公罪、謂緣公事致罪而無私・曲者)に該當する。

- (13) 『唐律疏議』名例三〇條、老小及疾有犯に見える年令規定と同じである。

- (14) 『島田遼史』には「唐律八議の趣旨が繼承されていたことを推測せしむる。その内容は推し難いが、唐律と同じく親・故・賢・能・功・貴・勤・賓をいうと考えられる。これらのいずれかに當たる者が、罪を犯した場合、罪に問われるべき事實と議に該當する事由とを書き出して、議を申請し、刑を減ずること

を上請すること。」とある（一四一頁の注②）。『遼制』一四一
 一四三頁参照。なお八縱の語は他には見えず、推測に頼らざるを得ないが、八議によって縦^{たて}される八通りのケースの意か。

- (15) 『遼史』卷三一、營衛志上の著帳郎君に、「初、遙輦痕德董可汗以蒲古只等三族害于越釋魯、籍沒家屬入瓦里。淳欽皇后有之、以爲著帳郎君。世宗悉免。後族・戚・世官犯罪者没入」とあり、同卷四五、百官志一の北面著帳官に、「著帳郎君院。遙輦痕德董可汗以蒲古只等三族害于越室魯、家屬没入瓦里。應天皇太后知國政、析出之、以爲著帳郎君・娘子、每如矜恤。世宗悉免之。其後內族・外戚及世官之家犯罪者、皆没入瓦里。人戶益衆、因復故名。皇太后・皇太妃帳、皆有著帳諸局」とあるのが、籍沒の法の創始についての『遼史』に見える關連記事である。『遼制』一二三頁参照。

- (16) 撻馬狄沙里。『遼史』卷一一六、國語解に、「撻馬、人從也。沙里、郎君也。管率衆人之官。後有止稱撻馬者」とあるが詳細は不明。太祖阿保機が撻馬狄沙里であったことは、『遼史』卷一、太祖本紀上の冒頭部分に見える。

- (17) 痕德董可汗。即位前の迭刺部の耶律阿保機が仕えた、遙輦氏契丹最後の第九代の可汗。

- (18) 于越。『遼史』四五、百官志一、北面朝官に、「大于越府。無職掌、班百僚之上、非有大功德者不授、遼國尊官、猶南面之有三公。太祖以遙輦于越受禪。終遼之世、以于越得重名者三人」

とあり、同一一六、國語解には、「于越。貴官、無所職。其位居北・南大王之上、非有大功德者不授」とある。島田氏は「いわば顧問官とでもいうべきもの……。于越は建國前にすでに存した職官の一つで、當時は可汗のもとで行政を據當する實力者の謂いであったと考えられる」（島田正郎『遼朝官制の研究』一九七八、創文社、一二三頁。以下『官制』と略稱）とし、太祖朝以後の于越は、「(一)その出自が太祖の祖父玄祖の兄または子から系を發したものの子孫であることを原則とする、(二)その前任の官が迭刺部の夷離董(長官)、もしくは北・南兩院大王(中略)であることを原則とする」（同書一五七頁）、「有力な家筋の出身者であってとくに治績の擧ったものだけを敍任する、榮譽的な職官であった」（同書一六三頁）と分析する。

- (19) 耶律釋魯。太祖阿保機の伯父で、述魯、室魯、述瀾とも書く。『遼史』に傳は立てられていないが各處にその事績が散見される。越王城。太祖伯父于越述魯西伐党項・吐渾、俘其民放牧於此、因建城。在州東南二十里。戸一千（卷三七、地理志一、祖州、天成軍）。太祖仲父述瀾、以遙輦氏于越之官、占居潢河沃壤、始置城邑、爲樹藝・桑麻・組織之教、有遼王業之隆、其亦肇迹於此乎（卷五六、儀衛志二、國服）。釋魯が殺害された事に關しては、次の記事が参考になる。年五十七、爲子滑哥所弑（卷六四、表二、皇子表）。太祖時、坐叔祖臺晒謀殺于越釋魯、没入弘義宮。世宗即位、以舅氏故、出其籍、補國舅別部敝史（卷

九〇、蕭塔刺葛傳)。滑哥、字斯懶、隋國王釋魯之子。性陰險。初烝其父妾、懼事彰、與剋蕭臺晒等共害其父、歸咎臺晒、滑哥獲免(卷一二二、耶律滑哥傳)。于越として党項や吐渾を討ち、又契丹族としてはじめて城邑(都市)を築き、農耕技術の導入を行ったが、妾と私通していた子の滑哥によって殺害された。

- (20) 瓦里。『遼史』一一六、國語解には「瓦里。官府名、官帳・部族皆設之。凡宗室・外戚・大臣犯罪者、家屬沒入於此」とあるのと、注(14)に挙げた史料及び本刑法志本文、及び卷三一、營衛志上、官衛には各幹魯朵に瓦里が複數所屬しているのが見えるのが参考となる。島田氏の解釋に従えば、遼室の内外の戚族や大臣等世官の家柄のものが罪を犯した場合に、その家族や部曲・奴婢とともに官に沒收されて官籍に編入されて形成されるのが、この瓦里という特殊の部落であり(『遼制』一二四頁)、これら皇帝の幹魯朵の構成分子となる賤民を統轄する官府であった(同前及び『島田遼史』一四一頁の注⑤。『島田遼史』六四頁の注③) 参照。

- (21) 淳欽皇后。太祖耶律阿保機の皇后である述律皇后。死後興宗の時に淳欽皇后と追諡された。

- (22) 著帳郎君。島田正郎『遼代社會史研究』(一九五二、三和書房。以下『社會史』と略稱)によると、瓦里から析出再編成された組織を著帳戸と言ひ、著帳郎君とは、著帳戸の官制上の呼稱あるいは著帳戸出身で官途についたものに對する呼稱であつた

(一六九頁)。又著帳戸とは、瓦里の戸數が増加したことにより、その一部を析出して、不自由民から半自由民へと引き上げ再編成した組織であり(『社會史』一六九～一七〇頁)、宮廷において湯藥・尙飲・盥漱・尙膳・尙衣・裁造等及び祇從・伶官の任に當つた(島田正郎『契丹國』一九九三、東方書店——以下『契丹國』と略稱——三九頁、『社會史』一七〇頁参照)。そしてこれを統轄したのが著帳郎君院と著帳戸司であり、前者は著帳戸出身者が任ずる種々の宮廷の卑官の官司を統轄し、後者は著帳戸一般の民政に當つた(『官制』一二頁、三三六頁)。

- (23) 世宗耶律阮。遼朝第三代皇帝、在位九四七～九五二。

(24) 世官の家。遼朝においては、「世官之家」と言われるある特定の家系は、代々その家の諸子の中から才能ある者を選択任用して父祖の職官を繼承する特權を有するという制度が存在し、これを世官制ないし世選制と呼ぶ。宰相・樞密使・節度使といった高級官職のみならず中・下級の官職にも適用されたようである(『官制』六～七頁及び二四～二九頁参照)。

- (25) 著帳戸。『遼史』卷三一、營衛志上に「著帳戸。本諸幹魯朵析出、及諸罪沒入者。凡承應小底・司藏・鷹坊・湯藥・尙飲・盥漱・尙膳・尙衣・裁造等役、及宮中・親王祇從・伶官之屬、皆充之」とあり、又同卷一一六、國語解に「著帳。凡世官之家及諸色人、因事籍沒者、爲著帳戸、官有著帳郎君」とある。注(22) 及び『島田遼史』一〇二～一〇三頁参照。

(26) 原文、宮分。「幹魯朵は、また皇帝の起居する帳幕と、これに従う廷臣たちの帳幕群をも指す。この場合、中文資料では『宮』という……。幹魯朵とは皇帝の帳幕の護衛とその私生活に資するための人的組織の全體、いいかえれば皇帝の私兵と私民の組織を意味する。……没後はその陵寢に奉仕させる仕組みであった……」(『契丹國』三七～三八頁)。

(27) 穆宗。耶律璟(九三一～九六九、在位九五～九六九)。

(28) 原文、重熙制。興宗の重熙五年(一〇三六)、耶律庶成・蕭德などが皇帝の命により編纂した『新定條制』五四七條のこと。詳細は後出。『遼制』六九～七〇頁、『契丹國』七三頁参照。

(29) 原文、咸雍制。道宗の咸雍六年(一〇七〇)、耶律蘇・耶律乙辛などが皇帝の命により刪定した『重定條制』七八九條のこと。詳細は後出。『遼制』七二～七三頁、『契丹國』七三～七四頁参照。

太祖皇帝の初年においては、全ての事柄がその草創期に當り、罪を犯した者はその輕重を量って刑を執行した。その後、反逆を企てた弟たち⁽¹⁾を裁くため、時宜に應じたかりの法規を定めた⁽²⁾。新王で叛逆に加わった者は、田野で絞殺しない場合は、高い崖から投げ落して殺し⁽⁴⁾、淫亂で不法の輩は五つの車で車裂き⁽⁵⁾にして殺し、父母にさらった者はこれになぞらえ、天子に對して惡口雜言を吐く者は、熱した鐵の錐⁽⁶⁾でその口をつき刺して殺した⁽⁸⁾。從犯の者は、罪の輕重を

量って杖罪に當てた。杖には二種類あつて、大きい方は重さ五百錢⁽⁷⁾、小さい方は重さ二百錢であつた。その他、梟⁽⁹⁾・磔⁽¹⁰⁾・射⁽¹¹⁾・砲擲⁽¹²⁾・支解⁽¹³⁾の刑がある。重罰主義に歸着しているのは、游民の輩に不測の事態を生ぜしめないようにとの意圖にすぎない。

癸酉の年(太祖の七年、九一三)、次のような詔を下された。「朕が北方に遠征を行つてより以來、全國の裁判案件はその處理が滞つてしまつてゐるものが相當多くなつてゐる。今まさに戦いは一段落し、民を休息させる時である。臣下どもよ、朕の意を體して慎重に裁き、冤枉がないようにいたせ」。そこで、北府宰相⁽¹⁵⁾の蕭敵魯⁽¹⁶⁾等に命じて、道⁽¹⁷⁾ごとに疏決⁽¹⁸⁾を行わせた。遼朝國家の民を恤れみ愛しむ方針を、はつきりとここに見てとることが出来る。

神册六年(九二二)、諸⁽¹⁹⁾の異民族を平定し⁽¹⁹⁾、天子は侍臣に次のように言われた。「およそ國家の政務は、重大なものとそうでないものとは各々異つてゐる。もし法度があいまいであつたなら、どのようにして統治することができよう。下々の者たちにもどのような禁令を知ることができようか」。そこで大臣に詔して、契丹族及び他の遊牧部族の法を制定⁽²⁰⁾し、漢人であれば律令⁽²¹⁾で裁くこととし、なお鐘院⁽²²⁾を置いて民に冤を訴えさせた。

太宗の時代になつて、渤海人を裁くにはもっぱら漢法に依ることとし、その他はもとのままであつた。會同四年(九四一)、皇族の舍利郎君⁽²⁴⁾が通事⁽²⁵⁾の解里等を毒殺しようと謀り、二人が毒死した。命じて重杖⁽²⁶⁾の刑に處し、その妻は于厥⁽²⁷⁾の拔離河⁽²⁸⁾に流罪とし、毒藥を

作つた者は族誅にした。

世宗の天祿二年（九四八）、耶律天德⁽³⁰⁾・蕭翰⁽³¹⁾・劉哥⁽²⁾およびその弟の盆都等が謀反し、天德は誅に伏し、蕭翰は杖刑に、劉哥は流刑に處せられ、盆都は轄戛斯國に罰使させられた。この四人の罪は均しかったものの、刑罰は異なっていた。遼の時代、罪狀は同じで論刑が異なるこうしたケースは多かったのである。

(1) 原文、諸弟逆黨。『遼史』卷一、太祖本紀上、太祖五年（九一一）五月に、「皇弟刺葛・迭刺・寅底石・安端謀反。安端妻粘睦姑知之、以告得實。上不忍加誅、乃與諸弟登山刑牲、告天地爲誓而赦其罪。出刺葛爲迭刺部夷離婁、封粘睦姑爲晉國夫人」とあり、同六年（九一二）十月に「戊寅、刺葛破平州・還、復與迭刺・寅底石・安端等反。……壬辰……翼日……諸弟各遣人謝罪。上猶矜憐、許以自新」とあり、同八年（九一四）正月に、「甲辰、……明日、……首惡刺葛、其次迭刺哥、上猶弟之、不忍置法、杖而釋之。以寅底石・安端性本庸弱、爲刺葛所使、皆釋其罪」とあるのが太祖耶律阿保機の四人の弟の反亂とその措置の概要である。逆黨については、同七年（九一三）六月壬辰に「獲逆黨雅里・彌里、生埋之銅河南軌下」とあり、同月庚子に「以養子涅里思附諸弟叛、以射鬼箭殺之。其餘黨六千、各以輕重論罪。……以夷離婁涅里衰（耶律轄底一筆者）附諸弟爲叛、不忍顯戮、命自投崖而死」とあり、同八月己卯には、「轅逆黨二十九人、以其妻女賜有功將校、所掠珍寶・孳畜還主、亡其本

物者、命責償其家、不能償者、賜以其部曲」とあり、八年正月甲辰には、「……執逆黨怖胡・亞里只等十七人來獻。上親鞫之。辭多連宗室及有脅從者、乃杖殺首惡怖胡、餘並原釋。……前于越赫底里子解里・刺葛妻轄刺已實預逆謀、命皆絞殺之」とあり、同七月丙申朔には「有司上諸帳族與謀逆者三百餘人罪狀、皆棄市」とある。

(2) 原文、權宜立法。注(1)で舉げた逆黨の者に對する種々の處刑・處罰の仕方を言っていると思われる。こうした同族昆弟の叛の謀主となっていたのは太祖阿保機の叔父轄底であつた（『島田遼史』三一―三三頁）。

(3) 原文、不磬諸甸人。『資治通鑑』卷一六九、陳紀三、天嘉四年に「周主命司憲大夫拓跋迪造大律十五篇。……其制罪……五曰死刑、磬・絞・斬・梟・裂」とあり、胡三省は「古者公族有罪、磬于甸人。鄭玄曰、懸縊殺之曰磬」と注し（『譯注續刑法志』七〇頁の注②）、『禮記』文王世子には、「公族其有死罪、則磬于甸人」とある。甸人は甸師とも言い、『周禮』秋官、掌囚には「凡有爵者與王之同族、奉而適甸師氏、以待刑殺」とある。甸人は『周禮』の天官の屬で、本來は田野を掌り王の藉田を耕耨する役目であつたが、爵位を有する者や天子の血縁者等の貴人を人目につかない田野で處刑することも行つた。『譯注刑法志』二〇五頁の注⑥参照。

(4) 原文、投高崖殺之。注(1)に舉げた太祖七年六月庚子の條

の「以夷離董涅里哀附諸弟爲叛、不忍顯戮、命自投崖而死」がこれに當るであろう。ただし譯文のように崖から放り投げ落して處刑した例は、太祖朝においては未だ見出しえていない。

- (5) 原文、五車轆殺之。やはり注(1)に挙げた太祖七年八月己卯の條の「轆逆黨二十九人」がこれに該當する。

- (6) 原文、以熟鐵錐瘡其口殺之。熟鐵は本來鍛鐵・鍊鐵の意であるが、ここでは熟を熱の意に解して譯出した。

- (7) 大杖については『遼史』の中にいくつか見えている。卷八二耶律濞魯傳、卷八四耶律善補傳、卷九四耶律何魯掃古傳。ただしこれらは太祖の時代の例ではない。

- (8) 錢は衡・重量の單位。一兩＝十錢。一錢は約三・七三グラム。

- (9) 磔の上梟首することか。太祖の時代の磔の例としては、『遼史』卷一、太祖本紀上、太祖七年六月辛巳に、「以轄賴縣人掃古非法殘民、磔之」とある。

- (10) 太祖の時代の例としては、注(1)であげた太祖七年六月壬辰の條に、「獲逆黨雅里・彌里、生埋之銅河南軌下」とある。

- (11) 『遼史』卷五一、禮志三、軍儀に、「出師以死囚、還師以一課者、植柱縛其上、于所向之方亂射之、矢集如蝟、謂之射鬼箭」とあり、出軍あるいは軍を返す際に、死刑囚(出師)又は敵の間諜(還師)を進行方向の地面に立てた柱にしぼりつけ、これに向って矢を亂射して殺すことを言う。太祖の時の例としては『遼史』卷一、太祖本紀上、太祖七年四月己卯、同卷二、太祖本紀

下、天贊四年閏(十二)月己酉の條がある。『島田遼史』一二七～一二八頁參照。

- (12) 不明。

- (13) 四肢を切斷する刑。沈家本は刑法志の本條を引き次のように言う。按、支解似與陵遲無別、觀志云、帝怒、斬壽哥等、支解之。然則支解在死後、陵遲在生前也(『歷代刑法考』刑法分考二「支解」)。

- (14) 原文、北征。諸弟の反亂軍のうち北へ逃げた刺葛・寅底石等に對する追撃討伐戦を指す。

- (15) 北府宰相。『遼史』卷四五、百官志一、北面朝官に、「北宰相府。掌佐理軍國之大政、皇族四張世預其選。北府左宰相。北府右宰相。總知軍國事。知軍國事」とあるが、皇族四張は國舅五帳の誤りであると言う。(『官制』三七～三八頁)。又、『中國歷史大辭典——遼夏金元史——』一一六頁にも北府宰相の項が立てられ蔡美彪が解説を加えている。

- (16) 蕭敵魯。『遼史』卷七三に傳がある。字は敵輦で、太祖の皇后淳欽皇后の兄弟。傳には、「拜敵魯北府宰相、世其官」とあり、同卷一、太祖本紀上、太祖四年七月戊子朔には、「以后兄蕭敵魯爲府宰相。后族爲相自此始」とある。

- (17) 遼は漢人統治の行政單位として全國を上京道・東京道・中京道・南京道・西京道の五道に分け、その下に府・州・縣・城若干ずつが屬していた。なお五道は、上京臨潢府・東京遼陽府・中

京大定府・南京析津府・西京大同府の五京に對應したものである。

- (18) 疏決。「譯注稿(上)」四六二頁の注(11)参照。なお、『遼史』卷一、太祖本紀上、太祖七年十月癸未に、「詔羣臣分決滯訟、以韓知古錄其事、只里姑掌捕亡」とあることから、疏決が行われたのは太祖七年である。

- (19) 太祖の征服戦争については『遼史』卷三四、兵衛志上の冒頭部分に詳しい。

- (20) 原文、定治契丹及諸夷之法。『遼史』卷二、太祖本紀下、神册六年五月丙戌朔に、「詔定法律、正班爵」とある。島田氏はこの神册六年の契丹及諸夷之法の制定及び漢人に對しての(唐の)律令の適用を定めたことについて次のように解説している。「これは恐らく耶律氏の主權が漸く確立し、遼國の基礎が安定したのに際して、古くからその時々政治的權威と結びつく法的規範であつて、のち民族的な慣習となつて、契丹民族の社會に普遍性を持つに到つたものに、國家權力に基づく立法的技術を加へて、契丹人並びにこれと生活の状態を等しくする新附の遊牧の民を律する法として集大成すると同時に、新に服屬した漢人・渤海人・高麗人などが農耕定着の生活を基盤とし、自民族とは全く思想・文化の内容を異にするのかんがみ、これに對して支那法を採用するに到つた事情を示すものと考へられる。即ち兩系民族に異質の法を以て臨む所謂二元體制の樹立を意味す

る。勿論未だ成文法典の成立までを、推測するわけにはゆくまい」(『遼制』六二頁)。

- (21) 原文、律令。『遼制』六二頁及び『契丹國』七二頁等によれば、唐の律令となる。なお、渤海國を滅したのは太祖末年天顯元年二月のことである。

- (22) 鐘院。『遼史』卷一一六、國語解に「鐘院。有冤者擊鐘、以達于上、猶怨鼓云」とある。

- (23) 注(21)参照。

- (24) 舍利郎君。『遼史』卷一一六、國語解に、「舍利。契丹豪民要裏頭巾者、納牛駝十頭・馬百匹、乃給官名曰舍利。後遂爲諸帳官、以郎君繫之」とあり、又島田氏は四帳皇族——『契丹國』三六頁參照——の軍政擔當機關として舍利司、舍利軍詳穩司なるものがあつたとされ、分析を加えておられる(『社會史』一二九—一三〇頁)。

- (25) 遼の通事については詳かにしないが、通譯擔當の胥吏であることは、金・元代と同様であらう。

- (26) 重杖。前出の杖の大きい方で、重さ五百錢のものであらう。

- (27) 于厥拔離河。于厥II烏古は契丹族の北方海勒水附近に居た遊牧部族。遼の上京道の東北部に位置する。拔離河については不明であるが、海勒水あるいはその支流を指すのではなからうか。『中國歷史大辭典——遼夏金元史』七九頁の「烏古」の項(張正明)及び『中國歷史地圖集』第六冊「宋・遼・金

時期」(譚其驤主編、地圖出版社、一九八二)六頁、上京道を参照。

(28) 原文、族。族誅とは、一人の罪によってその三族を誅戮すること。『譯注刑法志』一二六頁の注①参照。

(29) 『遼史』卷五、世宗本紀、天祿二年正月には、「天德・蕭翰・劉哥・盆都等謀反。誅天德、杖蕭翰、遷劉哥於邊、罰盆都使轄曼斯國」と本事件を記す。又同卷七七、耶律屋質傳にはより詳細な記事が残されている。天祿二年、耶律天德・蕭翰謀反下獄、惕隱劉哥及其弟盆都結天德等爲亂。耶律石剌潛告屋質、屋質遽引入見、白其事。劉哥等不服、事遂寢。未幾、劉哥邀駕觀樗蒲、棒觴上壽、袖刃而進。帝覺、命執之、親詰其事。劉哥自誓、帝復不問。屋質奏曰、當使劉哥與石剌對狀、不可輒恕。帝曰、卿爲朕鞫之。屋質率劍士往訊之。天德等伏罪、誅天德、杖翰、遷劉哥、以盆都使轄曼斯國。

(30) 耶律天德。太宗の第三子。字は苾扇。『遼史』卷六四、皇子表には本事件を次のように記す。世宗即位、……太后遣李胡拒世宗、遇耶律留哥等千奉德泉、戰甚力、敗之。……太后聞之不悅、後不復用。與侍衛蕭翰謀反、繫獄。耶律留哥・盆都等辭連天德、併按之。天德斷鎖、不能出、天祿二年、伏誅。

(31) 蕭翰。一名敵烈、字は寒眞。宰相蕭敵魯の子。『遼史』卷一一三に傳があり、本事件を、「後與天德謀反、下獄。復結惕隱劉哥及其弟盆都亂、耶律石剌告屋質、屋質遽入奏之、翰等

不伏。帝不欲發其事、屋質固諍以爲不可。乃詔屋質鞫按。翰伏辜、帝竟釋之」と記す。

(32) 劉哥。字は明隱。太祖の弟寅底石の子。『遼史』卷一一三に傳があり、「本事件を、天祿中、與其弟盆都・王子天德・侍衛蕭翰謀反、耶律石剌發其事、劉哥以飾辭免。後請帝博、欲因進酒弑逆、帝覺之、不果、被囚。一日、召劉哥、鎖項以博、帝問、汝實反耶。劉哥誓曰、臣若有反心、必生千頂疽死。遂貰之。耶律屋質固諍、以爲罪在不赦。上命屋質按之、具服。詔免死、流烏古部、果以千頂疽死」と記す。

(33) 盆都。劉哥の弟。『遼史』卷一一三に傳があり、本事件を、「二年、與劉哥謀反、免死、使於轄曼斯國。既還、復預察割之亂、陵遲而死」と記す。

穆宗の應曆十二年(九六二)、國舅帳郎君蕭延之⁽¹⁾の奴の海里が、拽刺⁽²⁾の禿里の未成年の娘をむりやり陵辱したが、法規に明文が無かったため、宮刑に處した上で禿里に與えて奴としたことがあった。これが原因となって法として成文化された。

十六年(九六六)、關係官廳に諭令が出された。「先代の皇帝の時から、行幸して屯駐した場所には必ず高く標識を立てておき、人々の通行を禁じている。このごろ聞くとところによると、楚古⁽³⁾の輩がわざと高い草むらの中にこの標識を低く立てておき、人が誤って立ち入るのにつけ込んで、財物をおどし取っているという。今後ふたた

びこうした者があれば、死罪に處せ」。

しかし、穆宗皇帝は飲酒と狩獵を好み政治をかえりみなかった。五坊・掌獸・近侍・奉饗・掌酒の役目の者たちは、獐鹿・野豕・鵝雉の類が死んだり、逃げたり、傷を負ったということ、あるいは（この者たちが）家に歸り逃亡したり、休暇の期限を過ぎてしまったり、召し出したが時間通りに來なかつたり、あるいは奏上・返答が（自分＝穆宗の）意にはんの少しそぐわないということ、あるいは飲食に關するささいなことで、あるいは罪を犯した者に對する怒りが全く關係のない者たちに向けられることによって、たやすく炮烙や鐵梳の刑を加えられたのであつた。これよりもひどいものは無數にあり、手づから刺し殺したり、斬りつけ射療したり、手足を斷ち切り、肩や股を焼けただれさせ、腰骨や脛骨を折り、口を割き齒を碎き、屍を荒野にうち棄てたりしたのである。さらに命じて、（屍を棄てた）その場所に盛り土して塚を築き、（そこに葬られた）死者は百餘人にも上つた。京師には百尺（四方）の牢を設けて囚人を繋いだ。

思うに、即位してからまだ日が残かつた時は、女巫の肖古の言に惑わされて、人の膽を取つて長壽の藥を調合するようなことを行い、そのため人を殺害することが非常に多かつたのである。後にそれが虚妄であることを覺ると、肖古を鳴鏑で一齊に射、騎兵に踏みつけさせて殺した。海里が死ぬに及んでは、長夜の宴を張り、五坊・掌獸の者やお側で用事する者たちが、次々と絶え間なく殺害されたので

ある。

かつて、怒りにまかせてみだりに刑罰を加えたのを悔んで、大臣に（自分に對して）強く諫言するよう諭したことはあつたものの、宮中の者は皆おそれおののき、それを矯正し、救済することができたものは少なく、諫言を行つたとしても、聞き入れられなかつた。壽哥と念古を殺そうとした時には、殿前都點檢の耶律夷臘葛が諫めて、「壽哥等は管理していた雉を殺してしまい、罪を恐れて逃亡しましたが、法律の上では死罪には當りません」と言つたが、皇帝は怒り、壽哥等を斬刑にした上で（死體を）支解したのであつた。

（又）關係官署に命じて、鹿人で獄に繋がれてゐる者六十五人全ての身柄を取りよせ、うち重罪犯四十四人を斬刑に處し、その他は全員きつく杖で打つた。その中にあつて、死刑に處せられようとした者で、王子耶律必攝等の諫言によつて刑を免れた者もあつた。のち頗徳が鹿の飼育を怠り、鹿が傷を負い死んでしまつたのに怒り、とうとう彼を殺してしまつた。

末年には、その暴虐はいよいよ度を増した。かつて大尉の化葛に「朕が酒に酔つて、裁決に不當なものがあつたなら、朕が酔いからさめてから覆奏すべきである」と言つたが、ただいたずらにそう言つただけであり、結局のところ皇帝には改悛の意はなく、それ故に弑逆に遇つたのである。

虐待は近習の者に止まり、上は大臣に及ばず、下は人民に及ばなかつたとは言ふものの、刑罰の制度というものは、どうして皇帝が

自らの感情を快くし、自らの思いをほしいままにするための道具であつてよからうか。

(1) 國舅帳郎君。國舅帳とは、遼朝諸帝の皇后を出す蕭姓の氏族集團で、全て皇后は太祖の淳欽皇后の兄弟の系統出身であつた。『社會史』一三四―一三五頁及び『契丹國』三五―三六頁参照。『遼史』卷四五、百官志一には、大國舅司があり、國舅帳の統轄官府の役職が擧げられているが、「郎君」は見えない。

(2) 蕭延之。未詳。

(3) 曳刺、移刺とも記し、契丹語で壯士、勇士の意。拽刺軍という直屬部隊の外、天子の儀仗旗鼓を守る鼓曳刺や、軍事的偵察を擔當する拽刺があつた。『中國歴史大辭典―遼夏金元史―』（上海辭書出版社、一九八六）一四七頁の「曳刺」の項（蔡美彪）参照。

(4) 『遼史』卷七、穆宗本紀下、應曆十六年七月壬午に、「諭有司、凡行幸之所、必高立標識、令民勿犯、違以死論」とある。

(5) 楚古。『遼史』卷一一六、國語解に、「楚古。官名。掌北面訊囚者」とある。

(6) 穆宗の治世を端的に評したものとして次のようなものがある。穆宗在位十八年、知女巫妖妄見誅、諭臣下濫刑切諫、非不明也。而荒耽于酒、畋獵無厭。偵鵠失期、加炮烙鐵梳之刑、獲鵬甚歡、除鷹坊刺面之令。賞罰無章、朝政不視、而嗜殺不已。變起肘腋、宜哉（『遼史』卷七、穆宗本紀下の末尾の贊）。

(7) 本文の以下に擧げられているような、穆宗が動物飼育係りや近侍の者をひんぱんに殺害したことは、『遼史』卷六・七に多數記事が残されている。いちいち典據は示さないが、次のようなものがある。殺獸人海里。殺鹿人彌里吉、梟其首以示掌鹿者。近侍傷獐、杖殺之。殺獐人霞馬。近侍東兒進七筋不時、手刃刺之。虞人沙刺迭偵鵠失期、加炮烙・鐵梳之刑而死。以近侍喜哥私歸、殺其妻。殺近侍白海及家僕衫福・押刺葛・樞密使門吏老古・撻馬失魯。殺狼人裏里。支解雉人壽哥・念古、殺鹿人四十四人。殺酒人粹備。殺家人阿不札・曷魯・求里者・涅里括。手殺饕人海里、復讎之。殺鵲人胡特魯・近侍假葛及監囚海里、仍剗海里之尸。殺毘人抄里只。殺前導末及益刺、剗其屍、棄之。なお冒頭の五坊については『島田遼史』八〇頁の注⑤参照。

(8) 炮烙。『譯注續刑法志』七頁の注⑫に、「史記殷本紀の集解に引く列女傳によると、『銅柱に膏し、下、これに炭を加へ、罪ある者をして行かしむ。輒ち炭の中に墮つ、姐已笑ふ、名けて炮烙の刑と曰ふ』とある」と解説する。沈家本は遼の炮烙について、「按、穆宗凶暴、故用此等刑法。第遼代本有烙法、此所謂炮烙者、亦即爲常用之烙法。故至于無算而人不逮死。與殷紂之炮烙迥不同也」（『歷代刑法考』「刑法分考二」炮烙）とす。

(9) 鐵梳。注(7)に擧げた沙刺迭の例がこれであるが、詳細は不明。

(10) 原文、斬擊射燎。射燎は未詳。火矢で射ること、あるいは體や周圍に火を放ち逃げまどうのに射かけることか。

(11) 原文、且命築封于其地。『遼史』卷七、穆宗本紀下、應曆十四年二月戊辰に、支解鹿人沒答・海里等七人于野、封土謝其地とある。

(12) 『遼史』卷六、穆宗本紀上、「應曆七年四月に、初、女巫肖古上延年藥方、當用男子膽和之。不數年、殺人甚多。至是、覺其妄。辛巳、射殺之」とある。

(13) 注(11)で舉げた記事に、鹿人海里なる者を支解したことが見え、同年十一月壬午には「日南至、宴飲達旦。自是晝寢夜飲」とあるのがやや關係するかと思われるが、確信はない。

(14) 注(7)にも舉げた『遼史』卷七、穆宗本紀下、應曆十七年六月己未の「支解雉人壽哥・念古、殺鹿人四十四人」という記事が該當する。『遼史』卷七八、耶律夷臘葛傳はやや詳しくこのことを記す。時上醢酒、數以細故殺人。有監雉者因傷雉而亡、獲之欲誅、夷臘葛諫曰、是罪不應死。帝竟殺之、以屍付夷臘葛曰、收汝故人。夷臘葛終不爲止。復有監鹿詳隱亡一鹿、下獄當死。夷臘葛又諫曰、人命至重、豈可爲一獸殺之。良久、得免。

(15) 殿前都點檢。『遼史』卷四八、百官志四の南面軍官の、點檢司職名總目に見え、同卷七八の耶律夷臘葛傳には、「始爲殿前都點檢」とある。又『社會史』二四二〜二四七頁參照。

(16) 耶律夷臘葛。字は蘇散。穆宗の最も信賴した腹心で、穆宗と

は布衣の交をなし、一切の機密事項に預ったという。『遼史』卷七八の本傳參照。

(17) 耶律必攝。字は箴重。太宗の第五子で穆宗の末の弟。『遼史』卷六四、皇子表にはこの事件を、「上好畜鹿、有傷斃及逸去、即殺主者。適誅欲一監養鹿官、必攝諫而免」とのみ記す。

(18) 『遼史』卷七、穆宗本紀下、應曆十八年五月己亥に、「殺鹿人頗德・臈哥・陶瑰・札不哥・蘇古涅・難保・彌古特・敵魯等」とある。刑法志本文から判斷すれば、頗德は、注(10)に見える應曆十七年六月に鹿人四十四人が殺された際に、杖刑のみで助かった残りの二十一に含まれていた者であろう。

(19) 『遼史』卷七、穆宗本紀下、應曆十九年正月乙巳に、「詔太尉化哥曰、朕醉中處事有乖、無得曲從。酒解、可覆奏。自立春飲至月終、不聽政」とある。

(20) 化葛。未詳。注(19)に舉げたように本紀では化哥と記す。

(21) 原文、故及於難。『左傳』閔公二年に、「周公弗從。故及於難」とある。ここでは、穆宗が弑逆せられたことを言っている。『遼史』卷七、穆宗本紀下、應曆十九年二月己巳に、「如懷州、獵獲熊、歡飲方醉、馳還行宮。是夜、近侍小哥・監人花哥・庖人辛古等六人反、帝遇弑、年三十九」と見え、『契丹國志』卷五には、「會醉、索食不得、欲斬庖人。掌膳者恐禍及、因捧食以進、挾刀弑帝於黑山下」とある。

景宗は、皇太子時代からすでにこうした失態に鑑みていた。即位

するや、宿衛に落度があったかどで、殿前都點檢の耶律夷臘葛を斬刑に處した。⁽¹⁾趙王の耶律喜隱はとらわれの所から勝手に械鎖をとりはずして、目通りをして自ら申し開きを願った。景宗は彼に對して、「罪の曲直はまだ定まっていけない。獄から抜け出して自分で申し開きをするというような理^{ことわり}がありえようか」と言われ、命じて再び獄に繋いだ。やがて自ら録囚^{りくひう}を行い、全て召し出し釋放した。

保寧三年（九七一）、穆宗が鐘院を廢止し、苦境にある民が冤罪を訴え出る方法がなくなってしまうため、詔を下して鐘院を復置した。同時に鐘の鑄造を命じ、詔の内容をその表面に鑄込んで、廢止の經過、再置の意圖を記した。

吳王の耶律稍⁽⁷⁾が奴に訴えられ、關係の役所は鞫問することを願ひ出した。皇帝は言われた。「朕はこれが誣^{いつ}りの訴えであることがわかつている。もし按問⁽⁸⁾させたなら、おそらく他の者共もこれにならうだろう。命じて斬り、見せしめとした。五年⁽¹⁰⁾（九七三）、近侍の實魯里が誤つて天子の纛^{はたけ}に觸れてしまい、法規では死罪に當つたが、杖罪に處して釋放した。寛大と嚴罰を併用して政治によるしきを得る⁽¹²⁾ようにせんがためからであつた。しかしながら、逆賊を處罰することには手ぬるく、應曆時代穆宗弒逆の者共は、この年になつてようやく捕えられ誅殺されたのであり、論者は、こうした點で評價を下げている。

(1) 『遼史』卷八、景宗本紀上、應曆十九年二月己巳に、「大赦、改元保寧。以殿前都點檢耶律夷臘・右皮室詳穩蕭烏只宿衛不嚴、

斬之」とある。

(2) 趙王喜隱の事件については、『遼史』卷七二、耶律喜隱傳に、「應曆中、謀反、事覺、上臨問有狀、以親釋之。未幾、復反、下獄。景宗即位、聞有赦、自去其械而朝。上怒曰、汝罪人、何得擅離禁所。詔誅守者、復置于獄。及改元保寧、乃有之、妻以皇后之姊、復爵、王宋」と見える。

(3) 耶律喜隱。字は完德。太祖の第三子耶律李古の子。『遼史』卷七二に傳がある。

(4) 原文、自囚所擅去械鎖。注(2)にあげた傳に、「自去其械而朝」とあることを參考として、自分で(勝手に)械鎖をとりはずして、と譯出すべきかも知れない。

(5) 録囚。無實・不當の罪で或は延滞の案件で獄中に止め置かれていた罪囚に對して、皇帝が恩惠的な獄あつたためをして、釋放したり、すみやかに判決を下してやること。

(6) 『遼史』卷八、景宗本紀上、保寧三年正月庚申に、「置登聞鼓院」とのみ記す。島田氏は、「景宗の時代に復活された登聞鼓院は、遼代の終りまで存続したと推測出来る。……遼は、漢人統治の必要上、既に太祖の時代から鐘院を設けて民冤を達せしめたが、景宗の保寧三年には、唐制に倣つてこれを登聞鼓院としたのである」(『遼制』二六八頁)と解説する。

(7) 耶律稍。太祖の長子耶律倍の子。詳細は不明。『遼史』卷七二、耶律倍傳に、「五子、長世宗、次婁國・稍・隆先・道隱、

各有傳」と記すが、『遼史』に稍の傳は無い。中華書局本『遼史』の第五冊一二七頁の校勘記〔二〕参照。

(8) 按問。案問に同じ。『唐律疏議』詐僞七條、對制上書不以實に、「若別制下問・案・推（無罪名謂之問、未有告言謂之案、已有告言謂之推）……疏議曰、……注云無罪名謂之問、謂問百姓疾苦・豐儉水旱之類。案者、謂風聞官人有罪、未有告言之狀、而奉制案問。推者、謂事發遣推、已有告言之者」とあるのが參考となる（『譯注稿（上）』三九七頁の注（18）参照）。しかしここで使われている「按問」はそれとは違い、告發があつた後に行われる推鞠¹訊問の意味をもっているようである。

(9) 原文「徇」。『周禮』地官、司市に、「市刑、小刑憲罰、中刑徇罰、大刑扑罰」とあり、鄭玄は、「徇、舉以示其地之衆也」と注し、賈公彥は「釋曰、徇舉以示其地之衆也者、徇者、徇列之名、故知舉其人、以示其地肆之衆、使衆爲戒也」と疏す。

(10) 『遼史』卷八、景宗本紀上、保寧五年二月丁亥に、「近侍實魯里誤觸神靈、法論死、杖釋之」とある。

(11) 原文、神靈。『遼史』卷一一六、國語解に、「神靈。從者所執。以旄牛尾爲之、纓槍屬也」とある。

(12) 原文、寬猛相濟。『左傳』昭公二十二年に、「猛則民殘、殘則施之以寬、寬以濟猛、猛以濟寬、政是以和」とある。

(13) 『遼史』卷八、景宗本紀上、保寧五年十一月辛亥朔に、「始獲應曆逆黨近侍小哥・花哥・辛古等、誅之」とある。本譯注稿四

七〇頁の注（21）参照。

聖宗は幼くして皇位を繼いだため、睿智皇后⁽¹⁾が代つて政治をとり、裁判に心を碎き、かつて皇帝に、法律の運用は緩やかにするのがよからうと勧めたこともあつた。皇帝は成人に達すると、いよいよ國事に熟達し、銳意政治にとり組んだ。

當時、十數件の法令を改定したが、その多くは人心に合し、刑罰の適用にもよくよく慎重を期された。これより先、契丹人と漢人とが殴り合ひで相手を死亡させた場合、それぞれ適用される刑罰は輕重が均しくなかつたが、ここに至つて同じ刑を科することとなつた。

統和十二年（九九四）、詔を下して、契丹人が十惡の罪を犯した場合にも、やはり漢律で裁くこととした。舊法では、死刑に處せられた者の屍は三日間市にさらすことになつてゐたが、この時一晩さらせばただちに埋葬することを許した。

二十四年（一〇〇六）、詔を下し、主人が謀反・大逆の罪及び流罪・死罪を犯した場合以外には、その奴婢は訴え出てはならず、もし奴婢が罪を犯し死刑に當るような場合は、關係の役所に送付することを許し、その主人が勝手に殺してはならないこととした。

二十九年（一〇一一）⁽⁶⁾。舊法では、宰相・節度使といった世選の家系の子孫が罪を犯したならば、一般人民と同様に徒刑・杖刑に當て、ただ顔に黥²することのみは免除されてゐた。詔を下して、今後は罪を犯して黥すべき者は全て、ただちに法の規定通りに、科刑を

同じくすることとした。

開泰八年（一〇一九）。竊盜を犯し贓物が十貫に達した場合、首犯人は死刑に處されてきた。その法ははなはだ重かったので、贓物が二十五貫に達した場合に、首犯人は死罪に處し、従犯人は流罪に決するように數を増した。

かつて勅を下して、諸處の裁判事件で冤罪でありながら、申し開きをして罪を雪ぐことができないでいる者は、御史臺⁹に向いて陳訴することを許し、官員に委任して覆問させることとした。以前においては、大理寺¹⁰の裁判案件で覆奏に係る場合は、全て翰林學士¹¹・給事中¹²・政事舍人¹³が再審理していたが、この時に始めて大理少卿と大理正を設置して、それを擔當させた。しかしなお不十分であることを慮り、帝が親しく録囚を行い、しばしば使者を諸道に派遣して、冤罪や淹滞を詳細に調べた上で決裁させた。刑抱朴のような人たちがやって来たところでは、人々は自ら冤罪は無いものと認めていた。

(1) 睿智皇后蕭氏。諱は綽。景宗の皇后で聖宗の生母。『遼史』卷七一に傳がある。

(2) 原文、更定法令凡十數事。大部分は不明であるが、島田氏は『遼史』中よりいくつかの事例を検出されている。『遼制』六六～六七頁参照。

(3) 『續資治通鑑長編』卷七二、大中祥符二年十二月癸卯に、「先是、蕃人毆漢人死者、償以牛馬、漢人則斬之、仍沒其親屬爲奴婢、蕭氏一以漢法論」と、遼國內で契丹人と漢人が毆りあい、

相手を死亡させた場合の遼朝の元來の法とそれが蕭氏¹¹睿智皇后により改正されたことを記す。

(4) 『遼史』卷二三、聖宗本紀四、統和十二年七月庚午に、「詔、契丹人犯十惡者、依漢律」とある。

(5) 原文、律。注(4)に挙げた史料により、漢律と譯出したが、唐律とする方がより適切かも知れない。『遼制』一三九～一四一頁参照。

(6) 『遼史』卷一五、聖宗本紀六、統和二十九年五月甲戌朔に、「又詔、帳族有罪、黥墨依諸部人例」とある。

(7) 遊牧民に關する軍民の兩政いっさいを司る最高行政機關である北樞密院の下に所屬するのが北・南兩宰相符であり、部族に對する全ての行政事務を總括し、各々左・右宰相の二官があった。そして北府宰相は蕭姓の國舅族が、南府宰相には耶律姓の皇族が代々任じられた(以上『社會』五六～五九頁及び、『官制』一五頁、三三～五二頁参照)。一方、遼朝における「州縣」統治の最高行政機關は、南樞密院(漢人樞密院)であり、州の長官は州によって節度使・觀察使・防禦使・團練使・刺史の別があり(『社會』一三四～一三七頁参照)、やはり代々特定の家筋から任じられていた(『官制』二四～二八頁参照)。世選の家系については、本譯注稿四六二頁の注(24)参照。

(8) 『遼史』卷一〇、聖宗本紀一、統和元年十二月甲辰に、「勅、諸刑辟已結正決遣而有冤者、聽詣臺訴」とある。

- (9) 遼の御史臺については『官制』二三九～二五六頁参照。
 (10) 遼の大理寺については『官制』二二一～二二四頁参照。
 (11)(12)(13) 遼の翰林學士と給事中・政事舍人と獄訟の關わりについては『官制』二一九～二三三頁及び四〇七～四一三頁参照。
 (14) 『遼史』卷一三、聖宗本紀四、統和十二年十月丁未に、「大理寺置少卿及正」とある。

- (15) 例えば、『遼史』卷一三、聖宗本紀四、統和九年閏二月壬申には、「遣翰林承旨刑抱朴・三司使李嗣・給事中劉京・政事舍人張幹・南京副留守吳浩、分決諸道滯獄」とあり、同三月戊申には、「復遣庫部員外郎馬守琪・倉部員外郎祁正・虞部員外郎崔祐・薊北縣令崔簡等、分決諸道滯獄」とあり、同十二年八月丁酉には、「錄囚、雜犯死罪以下釋之」とあり、同十一月甲寅には「詔南京決滯獄」とある。

- (16) 刑抱朴。『遼史』卷八〇に傳があり、「及耶律休哥留守南京、又多滯獄、復詔抱朴平決之、人無冤者」と記す。官は、政事舍人・翰林學士・翰林學士承旨・參知政事・南院樞密使等を歴任した。

五院部の民に自分で鎧甲よろい、かざとを壞してしまふ者があり、その長の佛奴はこの者を杖殺にした。皇帝は法の適用が厳しすぎるとお怒りになり、詔を下してその官位を剝奪した。⁽³⁾官僚は、こうしたことから敢えて酷薄な處罰を行わなくなった。⁽⁵⁾撻刺干の乃方十が酔いにまか

せて後宮内の事柄を他言し、法の上では死罪に當ったが、特別にその罪を許された。五院部の民がたまたま失火し、木葉山の皇帝の始祖廟(8)を延焼した場合も、やはり死罪に相當したが、杖で打って釋放してやり、これをもって成文化した。敵八哥が初犯で王令謙の家財を竊盜し、發覺するに及んで、刃で王令謙を刺したが、幸いにして一命をとりとめた。關係官廳は竊盜に擬罪し、ただ杖刑を加えた。⁽⁹⁾又、那母古は十三回竊盜を犯し、いずれも情狀が許すべからざるものであったので、棄市(10)と論刑した。これにより詔して、今後は、竊盜を三度犯した者は、額(11)に黥した上で徒三年、四度犯せば面(11)に黥して徒五年とし、五度に及べば死罪とした。以上のような事柄は、刑の輕重がほどよくつり合っており、模範として提示するに足るものである。

近侍の劉哥・烏古斯はかつて齊王の妻に従って逃亡したが、恩赦が出たのち千齡節(12)になったのを期に出頭してきた。そこで詔を下し、諸の近侍と護衛の者たちが見守る中で、これを腰斬(13)に處した。こうして、遼國には特別な恩寵で罪を免れるような者は居らず、綱紀は正しく整い、官僚は役目にはげむ者が多くなり、人民も法を犯すことを憚るようになった。だから、統和年間において、南京(15)と易州(16)・平州(17)の二州から獄空(18)を奏してきたのである。⁽¹⁹⁾開泰五年(20)(九六七)には、諸道は全て獄空となり、もはや刑罰を用いる必要は無いとの觀さえあるに至った。

- (1) 五院部。太祖の出身部である迭刺部を太祖の天贊元年十月に

- 五院と六院の二部に分って編成替えしたもので、所謂太祖二十部の一つ。『遼史』卷三三、營衛志下、部族下に、「五院部。其先曰益古、凡六營。阻午可汗時、與弟撒里本領之、曰迭剌部。傳至太祖、以夷離董即位。天贊元年、以強大難制、析五石烈爲五院、六爪爲六院、各置夷離董。會同元年、更夷離董爲大王。部隸北府、以鎮南境」とあり、五院部設置の事情を傳える。『社會史』一〇〇一六頁及び『契丹國』四〇〇四二頁參照。
- (2) 原文、其長。其とは五院部を指すから、その長とは大王（夷離董）あるいはその下の石烈を言うのであろう。注（1）參照。
- (3) これに關係すると思われるものが『遼史』卷一七、聖宗本紀八、太平六年十二月辛巳にある。詔、北南諸部廉察州縣及石烈・彌里之官、不治者罷之。詔、大小職官有貧暴殘、民者、立罷之、終身不錄、其不廉直、雖處重任、卽代之。能清勤自持者、在卑位亦當薦拔。其内族受賂、事發、與常人所犯同科。
- (4) 原文、吏。廣く官員一般を指すと考えた。
- (5) 『遼史』卷十、聖宗本紀一、乾亨四年十二月甲子に、「撻刺干乃萬十醉言宮掖事、法當死、杖而釋之」とある。
- (6) 撻刺干。『遼史』卷一一六、國語解に、「撻刺干。縣官也。後陞副使」とある。
- (7) 乃方十。未詳。『遼史』本紀では乃萬十とする（注（5）參照）。
- (8) 原文、木葉山兆域。『遼史』卷三七、地理志一、上京道永州の條に、「有木葉山、上建契丹始祖廟、奇首可汗在南廟、可敦在北廟、繪塑二聖并八子神像」とあり、同四九、禮志一、吉儀に、「太宗幸幽州大悲閣、遷白衣觀音像、建廟木葉山、尊爲家廟」とある。木葉山はシラムレンとラオハレンの合流點附近にある山（『島田遼史』一一五頁の注①參照）。
- (9) 又、那母古が、以下の一條は、『續通典』卷一〇七では前段の竊盜贓額を一〇貫から二五貫に引上げた開泰八年の條の直後に「又詔……」と續けてあり、『欽定續文獻通考』卷一三七でも同様に「時那訥默庫……」と續け、いずれも開泰八年に繫年している。
- (10) 棄市とは、市中で死刑に處すること。『譯注刑法志』三三頁の注⑩及び「譯注稿（上）」四一二頁の注（12）參照。
- (11) はおのことか。未詳。
- (12) 千齡節。聖宗耶律隆緒の誕生日。『遼史』卷一〇、統和元年九月辛未に、「有司請以帝生日爲千齡節、從之」とある。又同十二月に「壬午朔……戊申、千齡節、祭日月、禮畢、百僚稱賀」とあることから、聖宗の誕生日は十二月二十七日であつたことがわかる。
- (13) 腰斬。鈇おのまきかりや鉞おのまきかりで腰を兩斷する刑。『譯注續刑法志』二二二頁の注②參照。
- (14) 原文、人重犯法。重犯法は、『史記』平準書に、「故人人自愛而重犯法」とあり、『漢書』刑法志に、「父母妻子同產、相坐及

收、所以累其心、使重犯法也……（師古曰、重、難也）」とあり、加藤繁氏（譯註『史記平準書・漢書食貨志』岩波文庫、一九四二、二五頁）及び『譯註刑法志』（四二頁）はともに「法を犯すことを重る」とよんでおられる。今これに従う。

(15) 南京。南京析津府。遼の南京道の治所で所謂燕雲十六州の中の幽州。現在の北京市。

(16) 易州。南京析津府に屬す。五代には定州節度使に隸していたが、會同九年に遼に來附し範圍となり、應曆九年には周の世宗に奪われ、宋に至った。統和九年に再び遼が攻め取った（『遼史』卷四〇、地理志四參照）。現在の河北省易縣。

(17) 平州。南京道に屬す。五代の後唐より、天贊二年に奪い取った。現在の河北省盧龍縣。

(18) 獄空とは、裁判審理が滞りなく進み、未決收容者がいなくなることを。「譯注稿（上）」四五九頁の注（2）參照。

(19) 南京・易州・平州での獄空の記事は未だ見出し得ていないが、統和十二年から十五年にかけて「録囚」及び南京・平州の「決滯獄」の記事は複数ある（『遼史』卷二三、聖宗本紀四參照）。おそらくこの頃のことであつたであろうと思われる。

(20) 『遼史』卷一五、聖宗本紀六、「開泰五年三月辛酉に、諸道獄空、詔進階賜物」とある。

從來の慣行では、樞密使は國家の重大事でなければ、いまだかつ

て親裁^{みずか}判の處理を行うことはなく、裁判案件は全て夷離董²だけが擔當していた。蕭合卓³・蕭朴⁴があい繼いで樞密使となるにおよんで、もっぱらこざかしい知惠（者）が幅をきかすようになり、はじめ樞密使らが自ら訴訟を裁くこととなった。當時の人々は次々とこれに習い、惡知惠を働かせることにそれぞれ熱をあげるようになり、風俗はこれ以後衰えた。

そのため、太平六年（一〇二六）、次のような詔が下された。「朕は、我國家に契丹人と漢人とを兩有しているが故に、南・北の二院に分けて統治している。つまるところ、貪欲な行いや不正を取りはらい、政治の混亂を除こうとしてのことである。もし、貴賤によつて法律が違つていたなら、怨恨^{うらやま}がきつと生まれてくるものである。そもそも一般人民が罪を犯した場合には、關係官廳に働きかけて朝廷にまで訴え出るようなことは、絶対に不可能なことである。ただ内族⁸や外戚は、皇帝の威光をかさに賄賂を送り、一時しのぎをはかる者が多い。こうしたことでは法は廢れてしまふであらう。今後は、貴戚⁹の者が何か事件で訴えられた場合には、事の大小を問わず、全てその地その地の官司が按問¹⁰した上で、北樞密院の夷離董¹¹院に具申させ、そこで再審理して眞實を明らかにし得たなら、上奏させることとする。按問せずに安易にすぐさま具申する者や、人から請託をうけて上奏する者は、犯人自身と同じ罪で裁くことにする」。

七年（一〇二七）、内外の大臣たちに「制條の中に、缺けているものや罪の輕重が適當でないものがあれば、その條文を上奏させて、

増補と改訂を検討せよ」との詔が下された。

(1) 遼朝の樞密使・樞密院には、契丹人の民政・軍政の最高行政職・機關であり、同時に漢人の軍政をも掌った北面官の樞密使・院と、漢人に對する民政の最高職・機關である南面官の樞密使・院があり、前者を北院樞密使・北樞密院（北院）、後者を南院樞密使・南樞密院（南院）と呼ぶ（『社會』五六～五八頁及び『島田遼史』九六～九八頁參照）。刑法志本文に言う樞密使とは北院樞密使である。なお、『遼史』卷四五、百官志一、北面朝官の條に記す樞密院の説明の誤りについては『島田遼史』九六～九八頁に解説がある。

(2) 夷離董。本譯注稿四五六頁の注(4)參照。百衲本『遼史』は「夷離董」に作るが、中華書局本『遼史』は「夷離畢」に作る——校勘記無し——。この異同については『島田遼史』一五二頁の注①參照。今島田氏の見解に従った。

(3) 蕭合卓。字は合魯隱。開泰五年四月戊寅に北院樞密使となる（『遼史』卷一五）。『遼史』卷八一に傳がある。

(4) 蕭朴。字は延寧。『遼史』卷八〇に傳があり、そこには「明年（太平四年——筆者）、……遷北院樞密使」とあるが、中華書局本『遼史』第五冊、一二八二頁の校勘記〔四〕では、『遼史』卷一七、太平五年十二月戊辰に、「以北府宰相蕭普古爲北院樞密使」とあるのを引き、この蕭普古は蕭朴のことであると
する。

(5) 原文、專尙吏才。吏才の本義は事務家としての能力、有能さという意であるが、『遼史』卷八〇の蕭朴傳に、「朴幼如老成人。及長、博學多智。……朴有吏才、能知人主意、敷奏稱旨、朝議多取決」とあり、同八一蕭合卓傳には、「合卓久居近職、明習典故、善占對。以是尤被寵渥、陞北院樞密使。時議以爲無完行、不可大用、南院樞密使王繼忠侍宴、又譏其短。……時求進者多附之、……詔、許親友饋獻、豪貴奔趨門。……有疾、……會北府宰相蕭朴問疾、合卓執其手曰、吾死、君必爲樞密使。慎勿舉勝己者。朴出而鄙之」とあり、刑法志本文の以下の文も否定的ニユアンスで語られていることから「こざかしい知恵(者)」と譯出した。

(6) 『遼史』卷一七、聖宗本紀八、太平六年十二月辛巳の詔（詔の内容は本譯注稿五七頁の注(3)參照のこと）。

(7) 原文、南北二院。北樞密院と南樞密院を指す。注(1)參照。

(8) 内族。契丹族の、耶律氏擡頭以前からの舊支配勢力と、耶律阿保機の家系及び耶律氏の擡頭に寄與した勢力の總稱として内四部族、四大帳族がある。内族とはこのうち、外戚である蕭姓の國舅帳族を除いた、遙輦帳族・皇族帳族を指すのであろう。

『契丹國』三五～三七頁參照。

(9) 前文に言う内族・外戚さらに世官（世選）の家を指すのであろう。

(10) この按問も、本譯注稿五四頁の注(8)と同じく、推鞠の意

と思われる。

- (11) 原文、北南院。貴戚に關することであるので南面朝官ではなく、『島田遼史』一五三頁に従い、北樞密院の夷離重院、と譯出した。

- (12) 『遼史』卷一七、聖宗本紀八、太平七年七月己亥朔に「詔、更定法令」とある。島田氏はこの記事は、すでに數次の修正増補を経ているが、これまで基本となっていた太祖の神冊六年の契丹及諸夷之法が、全面的修正を加えられることになったことを示すものとされる（『遼制』六七～六九頁）。

- (13) ここに言う制條とは、太平七年以前において契丹及諸夷之法が部分的増補修正を加えられていたもの、つまり當時の現行法規を指すのであろう。

- (14) 原文、其條上之。條を刑法志本文に言うところの「制條」のうち、再検討を要する條文と解したが、箇條書きで書き出して、の意の、動詞として譯した方がよいかも知れない。

(長井千秋)

遼史・刑法志下

興宗⁽¹⁾が即位すると、欽哀皇后⁽²⁾も始めて自分の思い通りにできるようになり、彼女の兄弟が權力を獨占した⁽³⁾。馮家奴たちは彼女の歡心を買おうと、蕭湍⁽⁴⁾下らに謀反のかどで誣告したので、連累は嫡母の

仁德皇后⁽⁴⁾にも及んだ⁽⁵⁾。湍⁽⁴⁾以下の十餘名は、仁德皇后と姻戚關係にあり罪に問われた四十餘名と一緒に處刑され、家産も籍沒された⁽⁶⁾。仁德皇后は上京⁽⁷⁾に幽閉したのち、人を差し向けて殺害させた⁽⁸⁾。非業の死に追いこまれたことに朝野は深い憤りにつつまれた。後日、欽哀皇后は帝座のすげかえを畫策したため慶州⁽⁹⁾に遷された⁽¹⁰⁾。迎えられて返り咲くと、再び政治にかなり干渉したが、殘虐な振舞はもうできなくなっていた⁽¹¹⁾。さりながら名譽にこだわる興宗は、ものの變改を好み、佛教に惑溺して些小な恩情に熱心なあまり⁽¹²⁾、幾度も恩赦を發令してずいぶん多くの死刑囚を赦免した⁽¹³⁾。

- (1) 興宗（在位一〇三一～一〇五五）。遼朝第七代の皇帝。諱は宗眞、あざなは夷不董、小字は只骨、木不瓜ともいう。宋と西夏の紛争に乗じて前者からは歲幣の増額をとりつけ、後者には朝貢させるなど、對外的には成功を収め、藝術に優れた文人でもあった。

- (2) 欽哀皇后（？～一〇五七）。姓は蕭氏、小字は稱斤、欽哀は諡號。太祖の淳欽皇后の弟・阿吉只より五世の子孫。父は國舅詳穩の陶瑰。聖宗との間に宗眞のほか、重元（小字・李吉只）・巖母董（秦晉國長公主）・槃古（晉蜀國長公主）らの子を生ず。聖宗崩御に乗じて仁德皇后を退け、名も順聖元妃から法天皇太后と改め、四年にわたり稱制した。傳は『遼史』卷七一、后妃にあり、慶陵出土の欽愛皇后哀冊（田村實造・小林行雄『慶陵』上・京都大學文學部・一九五三に所收）も知られる。

(3) 『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝。法天皇后專制其國、多殺

功臣、用蕭氏兄弟、分監南北番漢事、蕭氏奴爲團練・防禦・觀察・節度使者至四十人。范陽無賴輩多占名樂工、爲蕭氏奴(『東都事略』卷一二三、附錄、遼國上、『長編』卷一一五、景祐元年八月壬申)。欽哀皇后には興宗仁懿皇后の父となる孝穆のほか、孝先・孝忠・孝友らの兄弟がおり(『遼史』卷六七、外戚表)、なかでも孝先の役割は重要だった。『遼史』卷八七、蕭孝先傳。太平十一年(一〇三二)、帝不豫、欽哀召孝先總禁衛事。興宗諒陰、欽哀弒仁懿皇后、孝先……謀居多。及欽哀攝政、遙授天平軍節度使、加守司徒、兼政事令。重熙初、封楚王、爲北院樞密使。孝先以椒房親、爲皇后所重。在樞府、好惡自恣、權傾人主、朝多側目。

(4) 仁懿皇后(九八二―一〇三二)。聖宗の正妃、齊天皇后のこと。姓は蕭氏、小字は菩薩哥、仁德は諡號。父隗因の姊でもある景宗睿智皇后のあとを承け、「齊天預政、權勢日盛、置宮門司、補官屬、出教令」(『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝、『東都事略』卷一二三、附錄、遼國上)とまでいわれた。興宗も生母の欽哀から離され、彼女のもとで養育された。傳は『遼史』卷七一、后妃にある。

(5) 『遼史』卷七一、后妃、聖宗欽哀皇后傳。護衛馮家奴・〔耶律〕喜孫等希旨、誣告北府宰相蕭泥卜・國舅蕭匹敵謀逆、詔令鞠治、連及后。興宗聞之曰、皇后侍先帝四十年、撫育眇躬、當

爲太后。今不果、反罪之、可乎。欽哀曰、此人若在、恐爲後患。帝曰、皇后無子者、雖在、無能爲也。欽哀不從、遷后于上京。

(6) 『遼史』卷一八、興宗本紀一、景福元年(一〇三二)六月辛丑。皇太后賜駙馬蕭鋤不里・蕭匹敵死、園場都太師女直著骨里・右祇候郎君詳穩蕭延留等七人皆棄市、籍其家、遷齊天皇后于上京。……多十月癸未、殺鋤不里黨彌勒奴・觀音奴等。蕭鋤不里とは齊天(仁德)皇后の弟・蕭泥卜のこと。また蕭匹敵は蕭昌裔ともいう。父は國舅少父房の排押。景宗の皇子秦晉王耶律隆慶の娘・韓國長公主を娶っており、齊天皇后の信任も厚かった(卷八八、蕭匹敵傳、卷六四、皇子表)。

(7) 上京。上京臨潢府、現在の內蒙古自治區巴林左翼旗南波羅城。神冊三年(九一八)から皇都となる。皇城(北城)と漢城(南城)から構成される都城は、康默記が造營にあたった。『遼史』卷三七、地理志一、上京道、田村實造「遼代に於ける徙民政策と都市・州縣制の成立」『滿蒙史論叢』三、一九三八、のち『中國征服王朝の研究』上(同朋舎、一九六四)所收を參照。

(8) 『遼史』卷一八、興宗本紀一、重熙元年(一〇三二)。是春、皇太后誣齊天皇后以罪、遣人即上京行弒。后請具浴以就死、許之。有頃、后崩。仁懿皇后の殺害につき、卷七一の本傳は「車駕春蒐、欽哀慮帝懷鞠教恩、馳遣人加害」と述べ、『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝では、「縊殺之、殺其左右百餘人、以庶人禮葬於祖州北白馬山」と附記する(『長編』卷一一〇、天聖九

年六月丁丑朔。

- (9) 慶州。聖宗の永慶陵の奉陵邑として景福元年七月に設置。上京道に屬す。現在の内蒙古自治區昭烏達盟巴林左翼旗北西部。のち營まれた興宗の永興陵・道宗の永福陵と永慶陵とを總稱して慶陵という。『遼史』卷三七、地理志一、上京道、慶州玄寧軍、田村前掲「遼代に於ける徙民政策と都市・州縣制の成立」、又『慶陵』上を參照。

- (10) 『遼史』卷七一、后妃、聖宗欽哀皇后傳。重熙三年（一〇三三）四、后陰召諸弟議、欲立少子重元、重元以所謀白帝。帝收太后符璽、遷于慶州七括宮。卷八七、蕭孝先傳。〔重熙〕太后與孝先謀廢立事。帝知之、勒衛兵出宮、召孝先至、諭以廢太后意。孝先震懾不能對。遷太后于慶州。孝先恆鬱鬱不樂。以上の経緯は、卷一八、興宗本紀一、重熙三年五月には、「是月、皇太后還政于上、躬守慶陵」とのみあるが、當時の宋側で作られた記録には次の逸話が傳えられる。『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝。帝以上尊酒銀帶賜樂工、太后怒、鞭樂工孟五哥。帝知内貧高慶郎告太后、使左右殺高慶郎。太后愈怒、下吏雜治、語連於帝。帝曰、我爲貴天子、而與囚同答狀耶。鬱鬱不樂。……是歲、帝與耶律喜孫謀、率兵逐母法天太后、以黃布車載送慶州、守聖宗塚、遂誅永興宮都總管高常哥及内侍數十族、命内庫都點檢王繼恩・内侍都知趙安仁等、監南北面蕃漢臣僚（『東都事略』卷一二三、附錄、遼國上、『契丹國志』卷一三、聖宗蕭皇后伝）。また

『長編』卷一一五、景祐元年八月壬申の條は「每歲、遣使賀契丹主生辰・生旦、并及其母、於是罷之」と述べ、『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝にも「宋朝自聖宗太平四年、每歲遣使賀帝生辰及元旦、賀太后則別遣使、至是、不復別遣」とあり、事件が欽哀皇后に對する興宗の奪權クーデターとの印象を内外に強く與えたことを物語る。耶律喜孫は仁德皇后の失脚にも一役買った、もとは欽哀の寵臣。

- (11) 『遼史』卷八一、興宗本紀一、重熙八年（一〇三九）秋七月丁巳。迎皇太后、至顯州、謁園陵、還京。『東都事略』卷一二三、附錄、遼國上。其國人有勸迎其母、以覲朝廷歲聘之物。又一日内道場命僧講報恩經、感悟。遣使、迎至中京門外館、擇日相見、遂爲母子如初、加號法天應運仁德章聖皇太后。然出入舍止相距常十里、以陰備之。『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝には、彼女の返り咲きを、生辰と元旦を祝う使節の復活として述べ、さらに、「是歲、太后始遣始平軍節度使耶律元・方州觀察使王惟吉、帝遣左千牛衛上將軍蕭廸・右諫議大夫知制誥劉三蝦、往宋賀乾元節」と記す。

- (12) 『契丹國志』卷八、興宗文成皇帝。法天專制不滿四年。帝幽而廢之。既親政、……尤重浮圖法、僧有正拜三公・三師兼政事令者、凡二十人。貴戚望族化之、多捨男女爲僧尼（『東都事略』卷一二三、附錄、遼國上、『長編』卷一八〇、至和二年八月己丑）。遼朝と佛教については、神尾式春『契丹佛教文化史考』

滿州文化協會、一九三七、野上俊靜『遼朝と佛教』平樂寺書店、一九五四などを参照。

(13) 『遼史』によれば、興宗の二十四年間に行われた恩赦のうち、單に赦とある二回のほか、大赦は八回、曲赦は六回、肆赦は三回、特赦は一回と記録されており、このほか録囚が頻繁に實施されている。

重熙元年（一〇三二）、詔が下った。「職事官の公罪には贖罪を認め、私罪は各々該當の條項通りにせよ。子弟ならびに家人が收賄しても、預り知らなければ、罪を犯した本人のみ處罰せよ」⁽¹⁾。それまで南京の三司⁽²⁾では錢を鑄潰し食器を拵えれば三斤⁽⁴⁾、南京から錢を持ち出せば十貫⁽³⁾、また失火した家屋からの盗みは五貫で處刑されたが、ここにきて銅なら三斤を越えるとき、また錢の持ち出しと盗みは二十貫以上になれば處刑と決まった。二年（一〇三三）、關係官廳が上奏した。「元年の詔では『終身徒刑が相當の重罪を犯せば、鞭打ちしてから、顔面に入墨する』としております。これは一つの犯罪に三つの刑罰を適用することにはかならず、黥刑は免除されるべきであります。職事官と宰相・節度使・世選の家系⁽⁸⁾につき、これらの子孫が姦通⁽⁹⁾を犯し徒刑に問われたばあい、黥刑にしてよいものかどうか判断がつきかねております」。お上は仰せられた。「罪を犯したのち、間違いを改め、新たに正直そうとする人間にもやはり使い道がある。それがひとたび顔面に入墨されてしまうと、死ぬまで辱め

を受けるのでは、朕として不憫でならないことだ」。後日、終身徒刑を犯しても頸部に入墨するだけとなった。奴婢が逃亡したり、主人のものを盗んだとき、主人は獨斷で顔面に入墨してはならないが、臂と頸部には入墨してもよいとされた⁽¹⁰⁾。竊盜のばあい、初犯は右臂に入墨、再犯は左臂に入墨、三犯は左頸部に入墨、四犯は左頸部に入墨、五犯で死刑と定まった⁽¹¹⁾。五年（一〇三六）⁽¹²⁾、新定條例が出来あがった。關係官廳に詔を下し、朝會のある日には、これを所持させ、さらに地方にも頒行した。それは太祖以來の法令に古くからある制度を織りこんで編纂されたものにはかならない。刑罰には死刑・流刑・杖刑に三等級の徒刑を加えた五種⁽¹⁴⁾あり、しめて五百四十七項目の條文から構成されていた。

(1) 前出の、「品官公事誤犯……聽以贖銅之數、杖一百者錢輸千」とは、これを敷衍している。唐令の概念によれば、職事官とは官制における具體的な職掌名をいい、各々相應の官品をもつ。また官品は散官で表わされ、贖罪は兩者の組合せで操作される。もつとも官品が階官で示される遼では、散官といえは唐宋でいう檢校官をさす。これらの虚銜が職事官とどう連動するのかわからない。本條は唐律・名例一一に定める、「諸應議請減及九品以上之官、若官品得減者之子孫、犯流罪以下、聽贖。若應以官當法」とも關連するが、この記事だけでは公罪の流以上の扱いのほか、子弟・家人の範疇と贖罪の有無などは判然とせず、また公罪と私罪との格差が意味を持つ官當法（名例一六）

との関係も明かではない。島田『遼律』九八～一〇〇頁、『遼制』四二三頁、滋賀『譯註』七九～八二頁、一〇六～一〇八頁、王曾瑜『遼朝官員的實職和敷衍初探』、『文史』三十四輯、一九九二、などを参照。

- (2) 南京。後晉の石敬瑭から割譲された燕雲十六州のひとつ幽州のこと。會同元年(九三八)に南京析津府となり、開泰元年(一〇一一)からは燕京と呼ばれた。現在の北京市(『遼史』卷四〇、地理志四、南京道)。

- (3) 三司。正式には南京三司使司といい、南京では燕京轉運使司(南京轉運使司)と並ぶ代表的な財賦官だったようである。いづれも南面京官に含まれ、南面官の中樞たる南面朝官とは區別される。(『遼史』卷四八、百官志四、南面京官、五京諸使職名總目)。

- (4) こうした規制は『冊府元龜』卷五〇一、邦計部、錢幣三、貞元十年(七九五)六月の勅に、「如有銷錢爲銅者、以盜鑄錢罪論」とあるように、すでに唐代からみられ、『宋刑統』卷二六、私鑄錢にも後唐長興二年(九三一)三月十八日勅節文として、「如有鑄寫鐵鑄錢、及將銅錢銷鑄、別造物色、捉獲勸鞠不虛、並依格勅處斷」とあり、犯行を首謀または着手しても死罪と定める刑部格勅が適用された。

- (5) 銅錢を國外に持出す出界は、宋でも厳しく取締られた。城外持出しの禁止については、わずかながら『長編』卷六一、景德

二年(一〇〇五)十一月丙午に、「詔、河北州軍、百姓糶穀入官、所給價錢、出城門者勿禁」とあるほか、五代では楚の、「馬殷始鑄鉛錢、行于城中、城外即用銅錢」また南漢の、「乾和後、多聚銅錢。城内用鉛、城外用銅、禁其出入」(ともに『泉志』卷五所引「十國紀年」)など、特殊な通貨政策と結びついた事例のみ確認できる。

- (6) 原文、盜遺火家物五貫者處死。唐律・賊盜三七には、「諸故燒人舍屋及積聚之物而盜者、計所燒減價、併贓以強盜論」とあり、故意に他人の家屋・集積物を焼き、事後的に盜意を生じて財物を竊取した罪について定めている。ただ贓額は絹疋で計算されるほか、火事場泥棒にも含みをもつ本條とは若干のずれもありそうである。

- (7) 刑法志上によれば、遼代の徒刑には役徒終身のほか、五年と一年半の三段階があり、各々に五百・四百・三百のむちうちが附加される。「黥面」は「顔面に入墨する」としたが、聖宗時代の記事には、自今三犯竊盜者、黥額・徒三年、四則黥面・徒五年、とあり、ともに顔面でも「黥額」とは區別されていた。また徒一年半ではなく徒三年とあるように、徒役限年の内譯にも少なからず變動がある。この時代を初出とする終身徒役を、唐の加役流の系譜を引くと考える島田氏の見解は、『遼史』卷二〇、興宗本紀三にある「免死、配役終身」との一例に照らしても首肯できるが、むしろ五代後晉に始まる刺配と頗る近似する

ことも注意しなくてはならない。張方平『樂全集』卷二四、請減刺配刑名。其刺配之條、比前代絕重、前代加役流、既不加杖、又役滿即放、或會赦即免、今刺配者、先具徒・流・杖之刑、而更黥刺、服役終身。島田『遼律』六〇～六一頁、又『遼朝史の研究』（創文社、一九〇〇、以下『遼朝史』と略稱）一二五～一二九頁、又二七七～二七九頁、曾我部靜雄「宋代の刺配について」『文化』二九一、一九六五、などを参照。

(8) 宰相・節度使・世選之家の子孫の犯罪は、前出のとおり、統和二十九年（二〇二一）の法改正により、徒刑に附加される黥面の優免特權が削除されていた。そのため黥面に關する一般規定の變更は徒刑の適用にも影響せざるをえない。とくに特權層の犯罪にのみ黥刑温存の含みを持つ、この具申は當該の犯罪についての特別な關心の表出として興味深い。

(9) 遼代の姦通につき、島田『遼律』二二九～二三三頁、『遼制』二七八～二八一頁、『遼朝史』一七〇～一七二頁などの言及があるが、氏自身も認めるとおり、いずれも特殊なもので、契丹社會における姦通の概念を描くには足らず、むしろ唐律との關係も明かにはできない。

(10) 奴婢の犯罪は、死罪に相當しない限り、統和二十四年（二〇〇六）の法令が踏襲され、黥面につき主人の專斷は規制された。もっとも、殘る措置はやはり主人に委ねられ、國家の對應は間接的なレヴェルに止まった。ただ『遼史』卷一五、聖宗本紀六

には「統和二十九年五月甲戌朔、詔帳族有罪、黥墨依部人法」とあるように、ここにきて從來まちまちだった黥刑にも腕部と頸部に限定を加えた意義は見逃せない。

(11) この法令も附加刑たる黥刑の手直しにはかならない。王曾能改齋漫錄』卷一三、記事、契丹之法。司馬文正公言、……又民爲盜者、一犯文其腕爲賊字、再犯文其臂、三犯文其肘、四犯文其肩、五犯則斬、不須案籍、而罪不可掩。事實認識に些か誤りはあるが、同時代人のほぼ正確な證言であり、のち明清律に繼承される元代の強竊盜通例の先蹤として注目される。『元典章』卷四九、刑部二一「盜賊刺斷、充警跡人」中統五年（一二六四）八月初四日、欽奉聖旨條畫一款、強盜不該死、并竊盜、除斷本罪外、初犯者、於右臂上刺強竊盜一度字號。強盜再犯、處死、竊盜再犯者、項上刺字「雖會赦、亦刺字」。皆司・縣籍記、充警跡人。卷四九、刑部二一「強竊盜通例」大德五年（二三〇一）十二月二十六日、奏奉聖旨節該、……諸竊盜、初犯刺左臂「謂已得財者」、再犯刺右臂、三犯刺項、強盜初犯刺項、並充警跡人、官司拘檢關防、一如舊法。其蒙古人有犯、及婦人犯者、不在刺字之例。

(12) 『遼史』卷一八、興宗本紀一、重熙五年四月丁卯。頒新定條例。又卷八九、耶律庶成傳。庶成……重熙初、補牌印郎君、累遷樞密直學士。……與樞密副使耶律德修定法令。上詔庶成曰、方今法令輕重不倫。法令者、爲政所先、人命所繫、不可不慎。卿

其審度輕重、從宜修定。庶成參酌古今、刊正訛謬、成書以進。帝覽而善之。ここにいう「法令」を『遼史』卷九六の耶律德すなわち蕭德の本傳は「律令」に作る。前出の、「神冊六年、…乃詔大臣、定治契丹及諸夷之法、漢人則斷以律令」とある「律令」と一見近似するが、本文から判斷すると、律はともかく、令とは「著令」などによって永格とされ、太祖時代から蓄積されてきた單行立法をさすと考えられる。從來の部族法や中國から繼受した法制の多くは、むしろ「古制」に含めて考えるのがよからう。

(13) 原文、諸道。遼では全國は上京道・東京道・中京道・南京道・西京道に分けられ、五京つまり上京臨潢府・東京遼陽府（現在の遼寧省遼陽市）・中京大定府（現在の內蒙古寧城西方）・南京析津府・西京大同府（現在の山西省大同市）をそれぞれの核とする府・州・軍・城から構成されていた。

(14) 刑法志冒頭に掲げる刑罰の梗概は、このときまでに形式を整えたものと想定される。刑名の種類を「五」と作るのは五刑の概念に引きずられたにすぎず、正しくは四種類とすべきである。五百四十七條とは律を含む法令の總數にはかなるまい。

當時、羣牧司⁽¹⁾の役人に官印を盗用して官馬を人に横流しするものがいた。法規では死刑が相當のところ、興宗は「馬一頭のことと二人も殺すのは、いかにも行き過ぎであろう」と仰せられ、死罪とは

せず減刑になされた。また強盜を働き死刑が相應の兄弟がいた。弟は兄に従ったままで、加えて雙方ともに子がないというので、格別の思し召しにより弟は赦免された。枉法を伴う收賄、偽の詔勅を使った早馬の利用、御親筆を眞似て作ること、外國からの貢物を盗むこと、いずれも特例を設けて死罪を赦した。郡王たる耶律貼不の家内奴隸だった彌里吉は、主人が怨望に觸れる言動ありと訴え出たが、いくら取調べても證據はあがらず、反坐に問われた。しかし、欽哀皇后の口ききで結局罪過は不問に付されたのみか、身柄は主人に引き渡さず、ただの籍没で済まされてしまった。寧遠軍節度使の蕭白が烏古と敵列の都詳穩であった敵魯の娘を強奪して妻としたときも、やはり皇后の取り成しで死刑は免れ、決杖のうえ官位を剝奪した。梅里⁽¹⁴⁾の狗丹は酒の勢いから殺人を働き、逃亡していたが、永壽節を迎え、自首してきたので、特別の計らいでその罪は赦免した。興宗が妹の秦國公主⁽¹⁶⁾の誕生日にその屋敷に行幸したときのこと、俳優の張隋が實は宋の放った間諜であると大臣が感づき言上した。御前に召して詰問すると、容疑をそっくり認めた。それなのに俄に放免してしまった。⁽¹⁸⁾「職官が官物を着服すれば、盜罪として扱う。諸帳郎君⁽²⁰⁾などがご料地で鹿を射殺すれば、杖三百とするが賠償は徴收しない。小將軍のときは杖二百以下、一般人の違反は杖三百に處す」と後の詔にあるように、聖宗時代の風紀は移り變わっていたのである。

(1) 『遼史』卷一九、興宗本紀二、重熙十一年（一〇四二）秋七

月壬寅朔。詔盜易官馬者減死論。馬など官畜の管理は、各々に印した標識と羣牧官のもつ臺帳によって行われていた。原文の「竊易官印、以馬與人」とは、官印を操作した不正にはかなるまい。卷九〇、蕭陶隗傳などに照らしても、類例の多さが窺われる。島田『遼朝官制』四三四～四三六頁、『遼律』一三八～一三九頁、一九七～一九八頁。

(2) 羣牧官。『遼史』卷四六、百官志二、北面坊場局治牧廐等官にみえる羣牧職名總目によれば、羣牧官には各路單位にある某路羣牧使司（某羣太保・某羣侍中・某羣敝史）、帳簿を管理する總典羣牧使司（總典羣牧部籍使・羣牧都林牙）、某羣牧司（羣牧使・羣牧副使）のほか、西邊に配置された西路羣牧使司、倒揚嶺西路羣牧使司、渾河北馬羣司、漠南馬羣司、漠北滑水馬羣司、牛羣司があり、北樞密院の監督下に置かれた。島田『遼朝官制』四二五～四三四頁参照。

(3) 『遼史』卷二〇、興宗本紀三、重熙十八年（一〇四九）十二月己卯。錄囚。有弟從兄爲強者、兄弟俱無子、特原其弟。強盜は唐律では取得した財物が十疋または強盜傷害になれば絞、武器を攜行したときは、財物が五疋になれば絞、強盜傷害に及ぶと斬と決められていた（賊盜三四）。通常の共犯觀念、つまり共謀共同正犯は適用されず、隨從は造意と同罪とされ、減刑の對象とならない（名例四三）。この措置は特例中の特例である。

(4) 原文、枉法受賕。枉法とは唐律では受託收賄により法を枉げ

ること、すなわち「受財枉法」をいい（職制四八）、事後の收賄も結果が枉法なら同様に扱われる（職制四九）。

(5) 『遼史』卷五七、儀衛志三、符契。銀牌二百面、長尺、刻以國字、文曰宜速、又曰勅走馬牌。國有重事、皇帝以牌親授使者、手簡給驛馬若干。驛馬闕、取它馬代。法、晝夜馳七百里、其次五百里。所至如天子親臨、須索更易、無敢違者。使回、皇帝親受之、手封牌印郎君收掌。遼代の驛遞制度の敘述では最も纏まったものである。唐律では制書の偽造・變造または詐稱のみでも、すべて絞とされ、驛傳の詐乗は加役流と定められていた（詐僞一八）。

(6) 『遼史』卷二〇、興宗本紀三、重熙二十一年（一〇五二）秋七月癸亥。近侍小底盧寶僞學御畫、免死、配役終身。類例には唐律・詐僞一に定める「諸僞造皇帝八寶者斬」を挙げられる。

(7) 耶律貼不。景宗の第三子隆祐の子。事件は重熙十七年（一〇四八）に彼が漢王に封じられる以前の豫章王時代のものと思われる。彼はのち清寧九年（一〇六三）耶律重元のクーデタに加擔して失脚した（『遼史』卷六四、皇子表はか参照）。

(8) 怨望。原義は「恨んで不平をいだく」。『遼史』卷一一、姦臣下、蕭得裏特傳にも「壽隆五年、坐怨望、以老免死」とあり、この時期には死刑にもなりかねない罪名だったと考えられる（島田『遼律』二二四～二二五頁、『遼制』二六三～二六四頁）。刑法志上の、訕詈犯上者、以熟鐵錐撻其口殺之」と同一の犯罪

かとも想像される。唐律との関連では十惡のひとつ大不敬に含まれる、「指斥乘輿、情理切害」にかなり近く、疏義の、「此謂情有觖望、發言毀謗、指斥乘輿、情理切害者」に照らせば一層鮮明になるが、『遼史』には「指斥乘輿」とはっきり断わっている例もあり、検討を要する（島田『遼律』一三四～一三五頁）。

- (9) 前出のとおり、統和二十四年（一〇〇六）以来、謀反・大逆と流罪以上に限り、奴婢には主人の告發が認められ、誣告のときは當然反坐に問われた。同時に奴婢とはいえ主人の一存では死刑にできず、國家の裁斷が前提となるので、主人に對する身柄の「斷付」が問題とされるのである。（島田『遼律』二二二～二二五頁）。

- (10) 寧遠軍。東京道・貴德州のこと。寧遠軍節度使司が置かれる。聖宗のときは貴德軍および承天皇后の崇德宮に隸屬した。現在の遼寧省撫順市附近（『遼史』卷三八、地理志二、卷四八、百官志四、南面方州官）。

- (11) 烏古・敵烈（敵烈八部）はいずれも現在のホロン・バイル地方に遊牧した東胡系の部族。遼の征服を受けながら、翰突盈烏古部・迭魯敵烈部・北敵烈部の設置など、聖宗時代に一應の決着をみるまで、服従と反抗を繰り返した。津田左右吉「遼代烏古敵烈考」（『滿鮮地理歴史報告』二、のち『全集』第一二卷、岩波書店、一九六四所收）を参照。

- (12) 都詳穩。遼では大部族のばあい、北面部族官のひとつに部族

詳穩司が設置され、某部族詳穩・某部族都監・某部族將軍・某部族將といったスタッフがあり、軍民兩政の監督にわたった（『遼史』卷四六、百官志二）。

- (13) 敵魯。耶律濞魯のこと。あざなは遵寧。韓德讓こと耶律隆運の弟・德威の孫。烏古敵烈都詳穩に任命されたのは重熙十九年（一〇五〇）のこと（『遼史』卷八二）。

- (14) 梅里。北面皇族帳官に屬する舍利司の一ポスト（『遼史』卷四五、百官志一）。『遼史』卷一一六、國語解には、「貴戚官名。述律皇后族有愼思梅里・婆姑梅里、未詳何職」とある。

- (15) 永壽節。興宗の誕生日。『遼史』卷一八、興宗本紀一、景福元年（一〇三一）閏十月辛亥。有司請以生辰爲永壽節、皇太后生辰爲應聖節。從之。

- (16) 秦國公主。諱は巖母董。欽哀皇后の生んだ二人の娘のうち長女にあたる。魏國公主から、のち秦晉國長公主に改められる。蕭嘏・蕭海里・蕭胡覲と相次ぎ下嫁したが、いずれも合わず、最後は韓國王蕭惠に嫁いだ。その異母姉に燕哥がおり、隋國公主から秦國公主になり、ついで興宗から宋國長公主に改められ、蕭匹里に嫁いでいる（『遼史』卷六五、公主表）。

- (17) 『遼史』卷一〇、聖宗本紀一、統和元年（九八三）十一月癸丑。詔謀者及居停人、並磔于市。このほか實例に照らすと、問課は極刑と決まっておき、ときには射鬼箭も適用された（卷一四、聖宗本紀四、統和二十二年閏月癸亥）。

(18) 『遼史』卷一九、興宗本紀二、重熙十年(一〇四一)秋七月壬戌。詔、諸職官私取官物者、以正盜論。諸敢以先朝已斷事相言者、罪之。諸帳郎君等於禁地射鹿、決三百、不徵償、小將軍、決杖二百以下、及百姓犯者、罪同郎君論。

(19) 從來、特定の犯罪概念を構成せず、また量刑も流動的であった官物の横領に始めて「正盜」の枠組み、恐らくは唐律の監臨主守自盜(賊盜三六)を適用したところに、この條項の意義はあるといえる。

(20) 諸帳郎君。諸帳官と總稱される北面皇族帳官・北面諸帳官は、横帳三父房族(四帳皇族)・遙輦九帳族・國舅帳拔里乙室已族・國舅別部からなる内四部族または四大帳族という特權的な貴族を對象とする統治機關であり、郎君もポストのひとつ。北樞密院の規制は受けず、大惕穩司に屬す。ほかに皇帝に直屬する御帳官、宮廷にのみ供役する著帳郎君院・著帳戸司があるが、ここでは除外して考えるのが妥當であろう。『遼史』卷四五、百官志一、島田『遼朝官制』序章、『遼朝史』第二「遼朝の性格」、『社會史』一〇二〜一四〇頁を参照。

(21) 原文、禁地。『遼史』卷九五、耶律陳家奴傳にいう、重熙中、爲牌印郎君。坐直日不至、降本班。會帝獵、陳家奴逐鹿園内、鞭之二百、のほか、刑法志上の「應曆十六年、諭有司、自先朝行幸頓次、必高立標識、以禁行者」などから判斷すると、皇帝の行營(捺鉢)に隨時付設される御狩場にあたり、唐律では衛

禁二の禁苑の範疇で理解してよからう(島田『遼律』一一一〜一一五頁、『遼制』一五六〜一六一頁)。

道宗⁽¹⁾の清寧元年(一〇五五、重熙二十四)、諸宮都部署⁽³⁾に下した詔にいう。「ことが機密に關わるなら即座に御前で言上して差支えない。それ以外の訴えことは法の定めに従い處理せよ。誹謗の投書⁽⁴⁾は、受領しても、また讀んでも、すべて棄市⁽⁵⁾にする」。二年(一〇五六)、各州の長官⁽⁷⁾に向け、諸部族のおきて⁽⁸⁾に倣って、罪人は屬僚と一緒に裁き、獄中で横死させてはならぬと命令が出されたのに、次の詔が下った。⁽⁹⁾「かねて諸路⁽¹⁰⁾では死刑にあたり、すべて朝廷の決濟を待ため、裁判が滯留⁽¹¹⁾してしまふ。以後、強盜の罪狀が明白ならば、即座に斷罪してよい」。四年(一〇五八)、またもや左夷離畢に詔が發令された。「最近の詔によると、外路のばあい、死刑判決は現地の官廳が即座にしてよいことになっている。きつと事實關係を十分に究明できないまま、ぬれぎぬを着せられてしまふこともある。今後はすでに罪狀を全面的に認めていても、いまいちど最寄りの官廳に再審させよ。冤罪がなければ判決を下し、冤罪とわかれれば即刻詳しく上聞するように」。咸雍元年(一〇六五)、身寄りのない罪人には食糧を支給せよとの詔が下された。六年(一〇七〇)、道宗は契丹人と漢人では風俗習慣に違いはあつても、國家の法令には適用に差別があつてはならないので、惕穩⁽¹²⁾の蘇⁽¹³⁾や樞密使の乙辛⁽¹⁴⁾らに命じて條制の再編に着手させた。律令と合致するものはそっくり

載せ、合致しなければ別梓に置いた。このとき改訂に携わった係官

たちは、重熙の舊制⁽¹⁶⁾に基づき、竊盜賊は二十五貫になると死刑と定めた一條項につき、増額して五十貫になれば死刑と改め、さらに重複する二條項は削除して、五百四十五條に揃え、律から採用した百七十三條に新たに定めた七十一條を増補した總計七百八十九條、再度の編纂を入れると、のべ一千條項あまりを全て分野ごとに配列した。大康年間（一〇七五〜八四）の立法でも改めて律ならびに條例との斟酌を行い、三十六條を加え、以後ことあるごとに改訂を繰り返し、大安三年（一〇八七）に終了したときには、さらに六十七條が増やされた。ところが、條文約束が繁雜になると、専門の胥吏でさえ限なく修得できず、愚かな民もよけるすが分からないため、法に抵觸する人々は増え、これが原因で小役人の不正を許すことになった。そのため五年（一〇八九）の詔では、こう言明していた。⁽¹⁸⁾「法は民に欺かぬことを教え、國家を安泰に導くものである。簡明さは天と地のように、違わぬことでは四季のようであれば、人々に罪を避けさせることができ、犯すこともなくなるだろう。近頃、關係部門に法の編纂・修訂を命じて、朕の意圖は一向に明確なかたちにならない。條項ばかり多くこしらえ、民に網をかけるように法律で罰するのは、朕が決してくみするものではない。今後は再び舊法を用い、その他の條項はいっさい削除する」。

(1) 道宗（位一〇三二〜一一〇二）。遼朝第八代の皇帝。諱は洪基、あざなは涅鄰、小字は查剌。興宗の長子。廟號の道宗とは、

狂信ともいえる佛教への傾倒に由来する。

(2) 『遼史』卷二一、道宗本紀一、清寧元年十二月辛卯。詔部署院、事有機密即奏、其有謗訕書、輒受及讀者并棄市。

(3) 諸宮都部署。正しくは諸行宮都部署という。遼では各皇帝、ときに皇后・皇子の各々に宮衛をさす翰魯朶が設置され、維持に必要な州縣・部族が隸屬した。各翰魯朶は宮官と總稱される官府を持ち、平時は護衛のため隸民から徵發される軍隊が、戦時には國軍の一部を構成した。この北面宮官のうち、當該ボストは諸行宮都部署院に屬し、契丹・漢人諸行宮の總取締りに任じた。島田『社會史』第一部・第五章、翰魯朶、愛宕松男『東洋史論集』第三卷「キタイ・モンゴル史」、三一書房、一九九〇、二四九〜二五四頁を參看。

(4) 原文、誹訕之書。前注(2)所引の記事では「謗訕書」に作る當該の書付は、誣告の手段に頻用されるが故に往々「投匿名書告人罪」(鬪訟五〇)の對象になる。匿名書は唐律でも取得次第、燒却するものとされ、官司に届出たり、官司で受理すれば、徒以下の罪に問われる。統和七年(九八九)二月丙寅に、「禁舉人匿名飛書、謗訕朝廷」(『遼史』卷一二、聖宗本紀三)とあり、開泰七年(一一一八)夏四月癸酉にも「禁匿名書」(又卷一六、聖宗本紀七)と斷るものと「誹訕之書」との密接な關わりは明らかであり、内容も「指斥乘輿」(職制三三)だけに單純に括れるものではない。島田『遼律』二二六〜二二八頁およ

び『遼制』二六五、二六六頁にも言及がある。

- (5) 棄市。前出の「統和十二年、……舊法、死囚尸市三日、至是、一宿即聽收瘞」に相當すると考えられるが、刑罰體系における具體的イメージは判然としない。

- (6) 『遼史』卷二一、道宗本紀一、清寧二年春正月丙辰。詔州郡官及僚屬決囚、如諸部族例。部族官スタッフについては島田『社會史』第一部・第二節「部族の行政機關」参照。

- (7) 原文、諸郡長史。南面官を構成する州縣制では、州の長官も唐制に倣い、節度使・防禦使・團練使もしくは刺史といわれ、刺史には節度州に屬するものもあった。同様の理由から軍名をもつ州もあるが、もとは特權層の頭下州軍・幹魯朶所屬のもの・奉陵邑のおおむね三種の單位に由來するため、中央の控制下に置かれたのちも、複雑な統屬關係にあった(島田『遼朝史』一六、一八頁、『社會史』第三部・第一章「漢人遷徙と州縣制の成立」二二三、二五二頁)。

- (8) 諸部族例の定める判決手續きは、元朝の「圓坐署事」の先蹤といえるが、『遼史』卷七五、耶律突呂不傳では、「明年、受詔撰決獄法」とあり、卷六一、刑法志上に、「(神冊六年)乃詔大臣、定治契丹及諸夷之法、漢人則斷以律令、仍置鐘院、以達民冤」と早くも夷離董の主宰する獨自の手續きにつき傳えるものの、具體的な手がかりには乏しい。又卷一二二、逆臣上では、重熙十三年(一〇四四)三月の契丹警巡院設置(卷一九、興宗

本紀二)に觸れ、「先是、契丹人犯法、例須漢人禁勘、受枉者多。〔耶律〕重元奏請求五京各置警巡使。詔從之」と述べており、このころ遼に派遣された余靖の報告、すなわち「凡四姓相犯、皆用漢法、本類自相犯者、用本國法。故別立契丹司、以掌其獄」(『武溪集』卷一八、契丹官儀)に照らすと、本條の成立はこれを遡らないと推測される。下って大安四年(一一〇八)十月の、詔諸部長官、親鞠獄訟(『遼史』卷二五、道宗本紀五)は、この判決手續きでの夷離董の筆頭責任を改めて確認したといえる(島田『遼朝官制』第五章・Ⅳ遼代の獄訟、『遼制』四六九、四七二頁)。

- (9) 『遼史』卷二一、道宗本紀一、清寧二年六月丙子。詔強盜得實者、聽諸路決之。

- (10) 遼制の路はふつう邊境防衛のため北面邊防官の置かれる單位であり(『遼史』卷四六、百官志二、『契丹國志』卷二二、控制諸國、額面通り受取れば、軍政系統での特殊條項となる。だが、後注(11)の諸路と州縣の關係にもみられるように、この文脈では廣く地方をさす「諸道」と解釋すべきであろう。後出の「外路」も同様である。

- (11) 『遼史』卷二一、道宗本紀一、清寧四年二月丙午。詔夷離董、諸路鞠死罪、獄雖具、仍令州縣覆按、無冤、然後決之、稱冤者、即具奏。

- (12) 『遼史』卷二一、道宗本紀二、咸雍三年(一一〇六七)九月戊

戊。詔給諸路囚糧。唐・獄官令にいう。「囚去家懸遠絶餉者、官給衣糧、家人至日、依數徵納。囚有疾病、主司陳牒、請給醫藥救療」(『唐律』・斷獄五の律疏)。

- (13) 惕穩。族屬を掌り、中原王朝でいう宗正の職務を行う。太祖の二年(九〇八)に皇族を掌るため設置された大惕穩司のほか、皇太子宮帳を擔當する皇太子惕穩司、皇族四帳を擔當する大内惕穩司などがあり、大部族にも惕穩ポストのあったことが知られる。トルコ系君長の近親に與えられた稱號 Tegin との關連性も指摘されている。『遼史』卷四四・四五・百官志、島田『官制』第四章「惕穩と宗正」などを参照。

- (14) 惕穩蘇。耶律白(？)一〇六六、あざなは習然、蘇は小字。乾州(現在の遼寧省北鎮縣附近)の人。著帳郎君の子孫。皇太叔耶律重元の亂では平定に大功があり、咸雍二年から六年まで惕穩を勤めた。傳は『遼史』卷九六にある。

- (15) 樞密使乙辛。耶律乙辛(？)一〇八三。あざなは胡覲衮。五院部(迭剌部系)の人。興宗と仁懿皇后の信任を得て、道宗が即位すると、つねに政權中樞にあり、耶律重元の亂を経て隠然たる權力を握った。傳は『遼史』卷一一〇、姦臣上にある。

- (16) 重熙舊制。直接には重熙二十年(一〇五一)九月の更定を経た條制をさす。

- (17) 竊盜のばあい、贓額が二十五貫になると死罪と決めたのは、嚴密には開泰八年(一〇一九)のこと。重熙條制に収めるのは、

前頁にみた通り、重熙二年から五年の間に、入墨の仕方に手直しを加えたものに過ぎない。

- (18) 『遼史』卷二五、道宗本紀五、大安五年冬十月乙巳。以新定法令大纂、復行舊法。このとき廢棄された諸條項は、もとは統一國家に相應しい一元的な法制を構想していた。とはいえ、そこで新たに採用された律一七三條をはじめ、残る二七四條では、律と並び準據となった條例・制條の内譯は多く判然とせず、いまだ判然としない部分は多く、建前に謳う法の一元化も實際どこまで意圖されていたか検証しえない。條理・條格・條畫あるいは勅條など、金元時代の實例にみる限り、それは體系性よりも現場の要請に應え、隨時發令される單行立法を適宜分野ごとに纏めた法令集の域を出ないと推定される。律令と熟す令の具體的な内容こそ明らかではないが、咸雍條制の編纂にあたり、律令の範疇で捉えることのできる規範とそれ以外を別枠に掲載したとの敘述はこれを裏書きする。遼朝特有の二元體制との相剋というより、中國王朝でもよく問題になる社會的受皿の未熟さと規制の繁雜さとの矛盾に、突然ともいえる重熙舊制への復歸の理由を求める刑法志の立場もあながち眞相から遠くあるまい。むしろ道宗のもとで實現した皇帝による權力集中のなかで、耶律乙辛など耶律重元の亂(一〇六三)を轉機に改革スタッフが政權内部に自ら混亂を招いてしまった側面こそ考え直すべきであろう。關連する言及は以下の通り。島田『遼朝史』三〇、

三四頁、『島田遼史』一五四～一五六頁。

(19) 『易經』豫。天地以順動、故日月不過而四時不忒。聖人以順動、則刑罰清而民服。豫之時義、大矣哉。

しかるに、大康元年(一〇七五)以降は、北院樞密使の耶律乙辛らが權勢を振っていた。⁽¹⁾宮中のはした女の單登たちが宣懿皇后⁽²⁾を誣告したとき、乙辛はそのむねお上の耳に入れた。早速に詔により取調べが下命されたので、彼は事實に相違ないと報告した。怒った道宗は俳優の趙惟一⁽³⁾は一族皆殺し、高長命は斬刑のうえ、雙方とも家屬・財産を籍沒すると、皇后には自盡を賜った。三年(一〇七七)、乙辛はさらに一味と組んで昭懷太子⁽⁴⁾の失脚を企て、知樞密院事の蕭速撒⁽⁵⁾ら八名が皇太子の擁立を畫策していると右護衛太保の耶律查剌からこっそり告發させた。詔を下し審問しても形跡は見つからず、速撒と撻不也⁽⁶⁾は外任に出され、護衛の撒撥以下⁽⁷⁾の六名は流刑となった。⁽⁸⁾「謀逆を告發または自首した者には多く官賞を取らず。さもなければ一人残らず誅殺する」との詔が發令され、乙辛は牌印郎君⁽⁹⁾の蕭訛都斡⁽¹⁰⁾に教唆して「臣は速撒たちの陰謀に荷擔しておりました」と自首させ、關係者の姓名もついでにリストアップして告發させた。眞に受けた道宗は乙辛たちに取調べさせ、皇太子を杖でたたいてから、宮中の別室に監禁すると、撻不也や撒刺など三十五名を殺し、速撒らの子供たちまで殺害した。幼兒や婦女・奴婢・家財はいっさい籍沒して、一部は臣下に下賜した。燕哥⁽¹¹⁾らが太子のものと偽った口

書きを上聞すると、道宗は激怒にかられて太子の廢位を決め、身柄を上京に移送したので、乙辛は人を送りこみ幽閉先でこれを殺害⁽¹²⁾した。道宗はそれでも目が覺めず、朝廷は上下を擧げてはや綱紀を無くしてしまった。

(1) 『遼史』卷一一〇、姦臣上、耶律乙辛傳。清寧九年、重元亂平、拜北院樞密使、進魏王。……咸雍五年、加守太師。詔四方有軍旅、許以便宜從事、勢震中外、門下饋賂不絕。凡阿順者蒙薦擢、忠直者被斥竄。大康元年、皇太子始預朝政、法度修明。乙辛不得逞、謀以事誣皇后。因みに乙辛の官職は正しくは南院樞密使であり、北院樞密使になるのは、卷二三、道宗本紀三によれば、大康二年(一〇七六)十月でなければならぬ。彼は皇太子が兼領北南樞密院事として全權を握るのを恐れていた。

(2) 『遼史』二三、道宗本紀三、大康元年十一月辛酉。皇后被誣、賜死。殺伶人趙惟一・高長命、並籍其家屬。卷七一、后妃、道宗宣懿皇后蕭氏傳。后生太子濬、有專房寵。好音樂、伶官趙惟一得侍左右。大康初、宮婢單登・教坊朱頂鶴誣后與惟一私、樞密使耶律乙辛以聞。詔乙辛與張孝傑彈狀、因而實之。族誅惟一、賜后自盡、歸其尸於家。遼・王鼎の『焚椒錄』(寶顏堂秘笈などに收む)には詳しい顛末を傳える。

(3) 宣懿皇后(？～一〇七五)。小字は觀音。父は欽哀皇后の弟・蕭惠。道宗の懿德皇后のこと。宣懿は天祚帝の乾統元年(一一〇一)に贈られた諡號。

(4) 『遼史』卷二三、道宗本紀三、大康三年五月乙亥。北院樞密

使耶律乙辛奏、右護衛太保查刺等告知北院樞密使事蕭速撒等八人謀立皇太子、上以無狀不治、出速撒等三人補外、護衛撤撥等六人各鞭百餘、徙于邊。卷七二、宗室、順宗潛傳。及母后被害太子有憂色。耶律乙辛爲北院樞密使、常不自安。會護衛蕭忽古謀害乙辛、事覺、下獄。副點檢蕭十三謂乙辛曰、臣民心屬太子、公非閭閻、一日若立、吾輩措身何地。乃與同知北院宣徽事蕭特裏得謀搆陷太子、陰令右護衛太保耶律查刺誣告都宮使耶律撤刺・知院蕭速撒・護衛蕭忽古謀廢立。詔按無迹、不治。耶律乙辛は大康二年の六月から十月まで蕭巖壽ら反對派のため中京留守として中央から棚上げされたほか、かねて蕭忽古に殺害されかけるなど、彼の立場はこのとき極めて緊迫していた(卷一一〇および卷一一一、姦臣)。

(5) 昭懷太子(一〇五八〜七七)。諱は濬、小字は耶魯幹。道宗の長子。母は前注(3)の宣懿皇后。清寧九年(一〇六三)皇太叔重元の失脚に伴い、梁王となり、咸雍元年(一〇六五)立太子される。のち道宗から昭懷太子と諡され、乾統元年には順宗と追尊された。傳は『遼史』卷七二にある。

(6) 蕭速撒。あざなは禿魯董、突呂不部の人。『遼史』卷九九、本傳。大康二年、知北院樞密使事。耶律乙辛權寵方盛、附麗者覆至通顯、速撒未曾造門。乙辛銜之、誣搆速撒首謀廢立、按之無驗、出爲上京留守。乙辛復令蕭訛都幹以前事誣告、上怒、不復

加訊、遣使殺之。時方盛暑、尸諸原野、容色不變、烏鵲不敢近。

(7) 右護衛太保。皇帝の警護にあたり、北面御帳官を構成する北・南護衛府の各々にある右護衛司に屬する。皇太后宮の左右護衛に、これが置かれることもあった(島田『官制』第九章「御帳官」Ⅲ、北・南護衛府、三四七〜三六一頁)。

(8) 耶律查刺。彼については、誣告事件の恐らく論功行賞にあたる次の記事を除き、不詳である。『遼史』卷二三、道宗本紀三、大康三年秋七月辛亥。護衛太保查刺加鎮國大將軍、預突呂不部節度使之選。

(9) 撻不也。姓は耶律、あざなは撒班。父は四帳皇族のひとつ季父房の出身。皇太子に對する陰謀を察知した彼は乙辛派の排除を企て、逆に先手を打たれたのである。この卷添えて殺害されたなかに同知漢人行宮都部署の蕭撻不也がおり、紛らわしいので注意を要する。傳は『遼史』卷九九にある。

(10) 『遼史』卷二三、道宗本紀三、大康三年五月戊寅。詔告謀逆事者、重加官賞。卷二六にみえる道宗の論贊には、「及夫謗訕之令既行、告計之賞日重。羣邪並興、讒巧競進」とあり、謗訕と概ね同じ範疇で言及される謀逆とは、皇帝に危害を加えようと謀る謀反大逆のこと。唐律では共に十惡として謀反・謀大逆と區別されるが、ここは前者により近い。

(11) 『遼史』卷二三、道宗本紀三、大康三年六月己卯朔。耶律乙辛令牌印郎君蕭訛都幹誣首嘗預速撒等謀、籍其姓名以告。即命

乙辛及耶律仲禧・蕭餘里也・耶律孝傑（張孝傑）・楊遵勗・燕哥・抄只・蕭十三等鞠治、杖皇太子、囚之宮中。……壬午、殺宣徽使〔耶律〕撻不也等二人。癸未、殺始平軍節度使撒剌等十人、又遣使殺上京留守速撒、及已徙護衛撒撥等六人。乙酉、殺耶律撻不也（蕭撻不也の誤り）及其弟陳留。……辛卯、殺速撒等諸子、籍其家。戊申、遣使按五京諸道獄。蕭訛都幹らの密告と續く一連の肅清につき、姦臣の各傳などに見える『遼史』の記事は、刑法志の傳える消息と殆ど變わらない。

(12) 牌印郎君。皇帝に近侍する著帳官のひとつ。著帳郎君院の牌印局に屬する（『遼史』卷四五、百官志一、北面著帳官）。

(13) 蕭訛都幹。國舅少父房の出身。咸雍年間（一〇六五―七四）から牌印郎君となる。兄の蕭撻不也が誅殺されると、彼の妻であり道宗の第二女の趙國公主を娶り、駙馬都尉となったが、のち耶律乙辛に殺された。傳は『遼史』卷一一一の姦臣にある。

(14) 撒剌。姓は耶律、あざなは董隱。南院大王摩魯古の孫。蕭嚴壽と同じく耶律乙辛の排斥につとめたため、耶律查剌の誣告を契機にかねて始平軍節度使として外に出されていた。傳は『遼史』卷九九にある。

(15) 燕哥。姓は耶律、あざなは善寧。父は斡里斯、四世の祖は太祖の異母弟・鐸穩。季父房に屬す。乙辛の最も信任する知惠袋。取調べには左夷離畢として臨み、太子殺害の翌月、契丹行宮都部署になる（『遼史』卷一一〇、姦臣、卷六六、皇族表）。

(16) 原文、爰書。口書き。自白調書。古く『史記』酷吏列傳や『漢書』張湯傳にみえる漢代の爰書とは、訴訟に限らず、擔當の官吏により作成された、ある事實を公證するための文書をさす（榎山明「爰書新探」『東洋史研究』五一―三、一九九二）。

(17) 『遼史』卷二三、道宗本紀三、大康三年六月。丙戌、廢皇太子爲庶人、囚之上京。……十一月、北院樞密使耶律乙辛遣其私人盜殺庶人潛于上京。卷七二、宗室、順宗潛傳。乙辛復令牌印郎君蕭訛都幹等言、查剌前告非妄、臣實預謀、欲殺耶律乙辛等、然後立太子。臣若不言、恐事發連坐。帝信之、幽太子于別室、以耶律燕哥鞠按。太子具陳枉狀曰、吾爲儲副、尙何所求。公當爲我辨之。燕哥乃乙辛之黨、易其言爲欺伏。上大怒、廢太子爲庶人。……徙于上京、囚圜堵中。乙辛尋遣〔蕭〕達魯古・撒八往害之。太子年方二十、上京留守蕭撻得給以疾薨聞。上哀之、命有司葬龍門山。欲召其妃、乙辛陰遣人殺之。廢太子から殺害の経緯は、耶律乙辛の傳のほか、ぬれぎぬを着せるよう耶律燕哥に働きかけた張本の蕭十三の傳（卷一一〇、姦臣）にも詳しい。

(18) 耶律乙辛の専制は、大康五年（一〇七九）十月、ようやく危機感を覺えた道宗によって彼が魏王から混同郡王に格下げされ、實質的に失脚するまで續く。順宗潛傳の論贊に、「道宗知太子之賢、而不能辨乙辛之詐、竟絶父子之親、爲萬世惜。乙辛知爲一身之計、不知有君臣之義、豈復知有太子乎」というように、

乙辛をめぐる一連の事件は、遼朝の集權的な支配がすでに達成されながら、權力の配分・委譲を含め、政體の自己保存に必要な組織の立遅れが、部内に深刻な疑心暗鬼を惹起したものと考えられる。このとき宋では神宗のもとで王安石の新法が斷行されていた。

天祚帝⁽¹⁾の乾統元年(一一〇一)年、大康三年に耶律乙辛から危害を加えられた關係者全ての官爵が一切もとに戻され、被籍沒者は解き放ち、流人は郷里に返した。⁽²⁾二年(一一〇二)には、始めて乙辛たちの墓が暴かれ、棺は打壞されて遺骸も凌辱され、子孫は誅殺された。残る一味の子孫たちは死罪のところを減刑して邊境に徙し、家屬・奴婢はすべて被害者の家に分賜した。ところが、耶律撻不也⁽³⁾や蕭達魯古⁽⁴⁾らのように、一黨のなかでとくに凶惡で狡猾な者はなべて賄賂を使って責めを逃れてしまい、さらには戦いに敗れ、城塞の陥落を招いた者さえ、ただの免官で済まされる有様であつた。⁽⁵⁾行軍將軍⁽⁶⁾の耶律捏里ら三人は天子のご料地で鹿に矢を射かけたのがで、全員棄市にされた。官僚や諸局⁽⁷⁾人のうち過誤を犯した者は、降格して實刑を科してから根こそぎ軍伍につけた。賞罰が明かでないため、恨み誇りが日ごとにおこり、凶惡な盜賊も次々とほびこつて、叛き亡命する者も跡を絶たなかつた。⁽⁸⁾天祚帝は恐れおののき、ひたすら過酷な取締りに訴え、このため投崖・砲擲・釘割・鬻殺といった刑罰がまたもや盛行した。屍體⁽⁹⁾を五京に分けたり、ひどい時は心臓を

取出し祖宗の廟所⁽¹⁰⁾に奉獻さえた。天祚帝は災禍を救うにも無策な餘り、殘虐に流れたのだが、もとはといえば祖宗が端緒をつけたことなのである。

遼も先代のときは法の運用はまだしも嚴格だつた。といつて、子孫すべてに君主たる器量を備えさせ、自ら識見を働かすよう辨えさせたとしても、祖先が子孫に残す計略の本筋ではやはりなく、不幸にも理非に暗く亂暴な人物がいちど現れると、取るに足らないことを口實にどんな事でもしかすようになってしまった。ならば遼末に先代と同様の刑罰を用いながら、興と亡とが分岐したのは何故なのだろう。創業の君主は法ができないうちに行使したから、人々はまだ豫測できなかっただけで、亡國の君主は法のできたのちに適用したため、人々はこんど何に依據してよいのか分からなくなつてしまったのである。これこそ兩者の分かれ目であつた。『周禮』に「新たに國家を建設するときは法規を緩くする」とある通り、その時に宜しきことばかり斟酌していて良いものではあるまい。

(1) 天祚帝(在位一一〇一―一二五)。遼朝、第九代の皇帝。諱は延禧、あざなは延寧、小字は阿果。父は昭懷太子・濬。道宗の大安七年(一一九二)から天下兵馬大元帥の肩書きで北南樞密院事を總覽し、最高政務に預かつていた。

(2) 『遼史』卷二七、天祚皇帝本紀一、壽隆七年二月辰朔。改元乾統、大赦。詔爲耶律乙辛所誣陷者、復其官爵、籍沒者出之、流放者還之。

(3) 『遼史』卷二七、天祚皇帝本紀一、乾統二年夏四月辛亥。詔

誅乙辛黨、徙其子孫于邊。乙辛・得里特之墓、剖棺戮屍、以其家屬分賜被殺之家。耶律乙辛は大康九年（一〇八三）十月、幽閉さきの來州から宋への亡命をはかって誅殺され、得里特（蕭得裏特）は壽隆五年（一〇九九）怨望のところがで失脚してから間もなく死亡しており、子孫はやはり剖棺戮屍にあった蕭十三の遺児とともに誅殺された。卷二七、乾統元年三月丁卯には、「詔有司以張孝傑家屬分賜羣臣」とあり、二年閏六月には乙辛の差しがねで道宗の皇后に納まっていた惠妃は庶人に降格のうえ宜州に幽閉され、兄弟も籍沒されている（卷七一、后妃）。

(4) 耶律撻不也。四張皇族のひとつ仲父房の出身。昭懷太子に對する陰謀では彼と蕭訛都幹の密告が決定的な役割を果たした。

『遼史』卷一一一の傳には耶律撻不也と表記する。

(5) 蕭達魯古。遙輦嘲古可汗の宮分人。耶律乙辛の密命を受け、

近侍直長の撒把（撒八）と共に昭懷太子を殺害した。傳は『遼史』

卷一一一、姦臣下にある。

(6) 『遼史』卷九六、耶律阿思傳。壽隆元年、爲北院樞密使、監修國史。道宗崩、受顧命、加于越。錄乙辛黨人、罪重者當籍其家、阿思受賂、多所寬貸。卷二七の乾統元年十二月乙巳の條に「先朝已行事、不得陳告」とあるように、「姦黨」たる乙辛一派に對する追及を緩めようとする動きは早くからみられた。

(7) 『遼史』卷二七、天祚皇帝本紀一、天慶四年（一一一四）冬

十月壬寅朔。以守司空蕭嗣先爲東北路都統、靜江軍節度使蕭撻不也爲副、發契丹奚軍三千人・中京禁兵及土豪二千人、別選諸路武勇二千餘人、……引軍屯出河店。兩軍對壘、女直軍潛渡混同江、掩擊遼衆。蕭嗣先軍潰、崔公義・刑穎・耶律佛留・蕭葛十等死之、其獲免者十有七人。蕭奉先懼其弟嗣先獲罪、輒奏東征潰軍所至劫掠、若不肆赦、恐聚爲患。上從之、嗣先但免官而已。諸軍相謂曰、戰則有死而無功、退則有生而無罪。故士無鬪志、望風奔潰。……冬十一月壬辰、都統蕭敵里等營于幹鄰濛東、又爲女直所襲、士卒死者甚衆。甲午、蕭敵里亦坐免官（『遼史』卷一〇二、蕭奉先傳）。

(8) 『遼史』卷二八、天祚皇帝本紀一、天慶七年（一一一七）夏五月庚申。東北面行軍諸將捏里・合魯・虛古等棄市。軍事行動に合せて機能する行軍官には、行樞密院・都統所・部署司などがあり、東北面行軍將軍も東北面行軍都統所に屬する指揮官のひとつ（『遼史』卷四六、百官志二、北面行軍官）。

(9) 原文、職官諸局人。北面官には、御帳官の近侍局・禁衛局、著帳官を構成する著帳諸局、ほかに客省局・器物局・太醫獸局など、局官と一括される官職があり、諸局人とは後出の諸局承應人と同じく、承應小底局のように、著帳戸出身の構成する幹魯朶の卑役だったと考えられる（『遼史』卷四六、百官志二）。

(10) 原文叛亡。『遼史』卷二七、天祚皇帝本紀一。乾統二年冬十月乙卯、蕭海里叛、劫乾州武庫器甲。命北面林牙郝家奴捕之、

蕭海里亡入陪朮水阿典部。

- (11) 『遼史』卷二七、天祚皇帝本紀一、天慶三年（一一一三）閏四月。李弘以左道聚衆爲亂、支解分示五京。又卷二八、天祚皇帝本紀二、天慶五年（一一一五）九月乙巳。耶律章奴反、……率麾下掠慶・饒・懷・祖等州、結渤海羣盜、衆至數萬、趨廣平淀犯行宮。順國女直阿鶻產以三百騎一戰而勝。……章奴詐爲使者、欲奔女直、爲邏者所獲、縛送行在、腰斬于市、剖其心以獻祖廟、支解以徇五路。

- (12) 祖廟は五京のうち中京大定府の皇城内部にあった（『遼史』卷三九、地理志三）。

- (13) 『周禮』秋官、大司寇之職、掌建邦之三典、以佐王刑邦國、詰四方。一曰刑新國用輕典、二曰刑平國用中典、三曰刑亂國用重典。注には「新國者、新辟地立君之國。用輕法者、爲其民未習於教」とある。

① 天祚帝の末年は遊獵にとめどがなくなり、政務にもかなり嫌氣がさしていた。子供②のなかでは文妃③の生んだ敖廬幹④だけ拔きんでて賢明だった。蕭奉先⑤は元妃⑥の兄でもあり、ひどく彼を嫌悪していた。ちょうど文妃の姉は耶律撻曷里⑦に嫁ぎ、妹は耶律余覲⑧に嫁いでいた。奉先はそこで余覲らが晉王を擁立して天祚帝を太上皇に祭り上げてしまおうと企んでいると誣告した。こうして撻曷里と彼の妻は誅戮され、文妃には自盡を賜った。敖廬幹は謀議に關與せずとされ罪に

問われずに済んだ。⑨ 天祚帝が西方の奉聖州に落ちると、今度は耶律撒八たちが敖廬幹を無理やり擁立しようと畫策したため、撒八は誅殺され、一味も根こそぎにされた。敖廬幹は人望があるので、即日死を賜った。ときにつき従っていた官僚・諸局の承應人⑩・兵士たちは、これを耳にすると皆な涙を流して悲しんだ。

興宗のとき大きな疑獄事件が突如として起こり、仁德皇后が幽閉さきで殺害されてからというもの、遼朝の政權は衰え始めていた。

道宗は宣懿皇后を殺すと、昭懷太子を追放したため、まもなく太子は殺害された。天祚帝は父親の冤罪を知っており、自身も危ういところであつたのに、ここにきて我が子の敖廬幹に自ら手にかける羽目になった。『孟子』にいう「手厚くすべきなのに手を抜く者には何ひとつ丁寧にできない」とは、このことである。遼の二百餘年、骨肉どうしが幾度となく傷つけ滅ぼしあつた。天祚帝はとりわけ荒み溺れたあげく、そのまま滅亡を招いてしまった。ああ。

- (1) 『金史』卷二、太祖本紀。歲癸巳十月（天慶四年）、……遼主

好畋獵、淫酗怠于政事、四方奏事往往不見省。『遼史』卷七一の後妃、天祚文妃の傳では、原文の頗有倦勤之意とは、中京陷落に伴う「播遷以來」という。『東都事略』卷一二四、附錄二、遼國下。〔耶律〕延禧號天祚皇帝、改元曰乾統。女眞有俊禽、曰海東青、曰玉爪駿、俊異絕倫、一飛千里、非鷹鵠鵬鸞之比。延禧縱弛失道、荒于畋獵、喜此二禽善捕天鵝、命女眞國人、過海詣深山窮谷、搜取以獻。國人厭苦、遂叛。女直の決起を促した

ことで有名な海東青の徵發も言及されているが、そもそも皇帝が春夏秋多に幕營を張る捺鉢では、春捺鉢で毎日行われる釣魚や鷹狩り、秋捺鉢の鹿狩りなど、狩獵が重要な行事であった『遼史』卷三二、營衛志中、行營。

- (2) 『遼史』卷二九、天祚皇帝本紀三、保大元年(一一二一)春正月丁酉朔、初、金人興兵、郡縣所失幾半。上有四子、長趙王、母趙昭容、次晉王、母文妃、次秦王・許王、皆元妃生。國人知晉王之賢、深所屬望。元妃之兄樞密使蕭奉先恐秦王不得立、潛圖之。文妃姊妹三人、長適耶律撻曷里、次文妃、次適余覲。一日、其姊若妹俱會軍前、奉先諷人誣駙馬蕭昱及余覲等謀立晉王、事覺、昱・撻曷里等伏誅、文妃亦賜死。獨晉王未忍加罪。余覲在軍中、聞之大懼、即率千餘騎叛入金。

- (3) 文妃。姓は蕭氏、小字は瑟瑟、國舅大父房の出身。乾統元年(一一〇一)、天祚帝の宮廷に入り、三年(一一〇三)に文妃に立てられる。蜀國公主・晉王敖盧斡の生母。傳は『遼史』卷七一の後妃にあり、悲劇の豫兆を「女直亂作、帝畋遊不恤、忠臣多疏斥。妃作歌諷諫。……天祚見而銜之」述べる。

- (4) 敖盧斡(敖魯斡)。天祚帝の第一子・晉王の小字。耶律隆運の後嗣となり、文忠王府の總取締りを勤めていた。傳は『遼史』卷七二、宗室に收める。ほかに卷三一、營衛志上、卷六四、皇子表を参照。

- (5) 蕭奉先。天祚朝の樞密使、蘭陵郡王。叔父の蕭得里底(欽哀

皇后の弟・孝先の孫)と同様、失政を繰り返した。傳は『遼史』卷一〇一、『契丹國志』卷一九にある。

- (6) 元妃。姓は蕭氏、小字は貴哥。兄は蕭奉先。傳は『遼史』卷七一の後妃にある。

- (7) 耶律撻曷里。撻曷里とも書かれる。天祚帝が文妃を見初めた邸宅の主の耶律撻曷と同一人物と思われるが、詳細は不詳(『遼史』卷七一、后妃)。

- (8) 耶律余覲。余都姑、また余篤ともいう。皇族出身の武將。初め對女直防衛にあたり、この事件によって金に投降すると、中京攻略などに活躍したが、やがて金にも叛き亡命の途上で殺害された。傳は『遼史』卷一〇二、『契丹國志』卷一九にある。

- (9) 『遼史』卷二九、天祚皇帝本紀三、保大二年(一一二二)春正月乙亥。金克中京、進下澤州。上出居庸關、至鴛鴦澤。聞余覲引金人妻室李董奄至、蕭奉先曰、余覲乃王子班之苗裔、此來欲立甥晉王耳。若爲社稷計、不惜一子、明其罪誅之、可不戰而余覲自回矣。上遂賜晉王死、素服三日、耶律撒八等皆伏誅。王素有人望、諸軍聞其死、無不流涕、由是人心解體。卷一〇〇、蕭得里底傳。保大二年、金兵至嶺東。會耶律撒八習騎撒跋等謀立晉王敖盧斡事泄、上召得里底議曰、反者必然以此兒爲名、若不除去、何以獲安。得里底唯唯、竟無一言申理。王既死、人心益離。

- (10) 奉聖州。武定軍の名を持ち、節度使が治める。負郭の永興縣

は現在の河北省涿鹿縣にあたり、西京道に屬す。「西狩」さきの鴛鴦澤は、嚴密には管内の望雲縣（現在の河北省赤城縣）附近にあたる（『遼史』卷四一、地理志五）。

(11) 『孟子』盡心上。孟子曰、於不可已而已者、無所不已。於所厚者而薄、無所不薄。其進銳者、其退速。

（徳永洋介）

金史・刑志

そのかみ古聖王は、人の畏怖心にもとづいて刑罰を、人の羞耻心にもとづき法規を作られた。畏怖も羞耻も、人の五つの性⁽¹⁾のうちに自然に備わった知慧であり、また七つの情の中のたくまざる分別である⁽²⁾。かくして、刑罰すなわち律は、起ってしまったことを罰し、法規すなわち令は、まだ起らぬことを禁じ⁽³⁾、畏怖で小人に對處し、羞耻で君子を遇する次第となる。君子が耻を知り、小人が畏れを知れば天下は平和におさまる。そのため古聖王は、權威をたくわえてそれを使い、畏怖を通じて愛を教え、法規を慎重に施行して、羞耻で廉潔をうちたてるようにされた。愛から仁の徳が、廉から義がひき興る。仁と義がゆきわたれば、刑法はほとんど無用となるであらう⁽⁴⁾。

(1) 『大戴禮』文王官人。民有五性、喜・怒・欲・懼・憂也。なお『漢書』卷七五の翼奉傳の五性六情につけられた晉灼の注で

は、五臓の性格と關連づけ、仁・禮・信・義・敬をそれにあて

(2) 『禮記』禮運。何謂人情、喜・怒・哀・懼・愛・惡・慾、七者弗學而能。たくまざる分別は原文良知。いうまでもなく、『孟子』盡心の所不慮而知者、其良知也が出典。

(3) 『續資治通鑑長編』卷二九八、元豐二年六月辛酉に、「治已然勅、禁未然禮」が見える。宋の勅は律と同次元と考えて良い。

(4) 原文は「刑法不幾於措乎」であるが、直接には『漢書』文帝紀贊の、「斷獄數百、幾致刑措」をふまえ、また『荀子』議兵をはじめ、幾つかの古典に見える、「刑錯不用」（刑罰を用いぬ、罪人がいなくなる）と關係する。措は置く。

金の國初は、法制は簡單で、輕重や貴賤の區別もなく、刑罰と贖法が並んで行われていた⁽¹⁾。こうしたことは、新しい國では實施できであろうが、長く世を治める規範とはならない。太宗の天會年間（一一二二—一三七）以後、次第に官吏たちの議論に従うようになり、熙宗の皇統年間（一一四一—一四八）、制條を頒布し、古い律を兼用した⁽³⁾。その後、海陵王の正隆年間（一一五六—一六〇）には『續降制書』があり、世宗の大定年間（一一六一—一八九）には、『權宜條理』と『重修制條』が出された。章宗の明昌（一一九〇—一九五）の御代になると、律義と勅條の両者が纂修され、法度がようやく整った。やがて完成した泰和の律義が、遺憾なきことになったのも當然であ

ろう。されば、國家の命脈の伸び縮み、風俗の厚薄と世道の上下などの諸事も、心ある者が一代の刑法を通觀すれば、それを先に感知できるものである。

(1) 本節の記述は、後文のまとめ、見出しともいうべく、詳細は以下の各條項を参照されたい。ここでは、金初は、殺人、強盜などの犯罪につき、從來の中國の律に普通な、長幼貴賤や、罪情による輕重の區別がなかったこと、肉體にうける實刑と、牛馬などを提供する贖罪が並行して行われていたことを指している。仁井田「金代刑法考」参照。

(2) これも本譯注稿五〇一頁以下参照。二代太宗（吳乞買・在位一一二一—一三四）の天會四年の末（一一二六）、汴京が金の手に入り、宋室は南遷し、廣大な華北が金の領土となった。法制的整備も當然要求されるわけである。

(3) 熙宗は三代皇帝完顏亶（本名合剌・在位一一三五—一四八）。その皇統二年（一一四二）南宋の秦檜との和議が成立する。『皇統制』は、『大金國志』卷一二によれば、皇統五年（一一四五）の頒行とされる。なお、金、元などの異民族王朝にあつては、『制』は單なる制勅、制旨ではなくて、舊來の『律』と並立する、前代の『格』にも相當する用語として使われる。『大金國志』が、これを『皇統新律』と呼んでいるように、實際上は、金の『律』と考えても大過なからう。またここでいう古い律は、唐のそれを主として意識する。なお『皇統制』に對して、李心

傳の『建炎以來繫年要錄』の卷一五〇、紹興十三年十二月末に、次のような記事が載せられている。金主亶初頒皇統新律、其法千餘條、大抵依仿中朝、間有創立者、如毆妻至死、非用器刃者、不加刑、他率類此、徒自一年至五年、杖自百二十至二百、皆以荆決臀、仍拘役之、使之雜作、惟僧尼犯姦及強盜、不論得財不得財、並處死則與古制異矣。

(4) 熙宗は晩年酒におぼれ、太宗の孫にあたる完顏亮（迪古乃）に弑殺された。亮が四代皇帝海陵王（在位一一四九—一六一）である。ただこの『續降制書』の詳細はわからない。

(5) 海陵王は正隆六年（一一六一）、無謀な南宋侵攻を企てて失敗し、揚州で部下に殺された。代つて第五代皇帝に即いたのが太祖の孫の完顏雍（烏祿・在位一一六一—一八九）で世宗と諡される。彼が發布した二つの條制も詳細は不明だが、『權宜條理』の方は正式には『軍前權宜條理』と呼ばれ、海陵王の行なつた對宋戰を收拾するまでの假りの匂いがする。のちに大定五年（一一六五）、それに修正を加えたものが『重修制條』であろう。後者については、『金史』卷八、世宗紀下の大定二十二年三月癸巳に「詔、頒重修制條」の一文がある。

(6) 章宗は第六代皇帝の完顏璟（在位一一九〇—一二〇八）。後文によれば、制と律の混淆が著しくなつたため、明昌元年（一一九〇）、詳定所が置かれ、律・令が審定されたとある。

(7) 金を代表する法典の『新定律令勅條格式』五十三卷、通稱『泰

和律』は、泰和元年十二月（一二〇一）に完成した。

金の刑法では、杖罪で徒罪を換算⁽¹⁾し、累ねて杖二百に及んだ。州縣は威嚴を誇示するため、甚しい場合は、金屬の刃を杖にしこみ⁽²⁾、その殘虐さは肉刑以上であった。末期になると、君主も臣下も、ややもすれば俗吏の慣行を用い⁽³⁾、そのため法規の嚴格な適用と、無理な解釋を能吏の仕事と考え、殘酷な處罰を優れた才能とみなした。諸官廳の姦罪や贓罪の眞犯人は、當然實刑に處斷すべきだが、ほんの僅かの過ちでも、やはり同じように罰した。風俗の取締り官が、糾罪を失すれば、すべて斷罪され、任期が満了すると、罪を受けた多寡をくらべて成績を評定された⁽⁴⁾。

その立法の初意を探ってみると、疏遠と親近、大と小を區別せず、なべて律令のうちに縛りつけ、手を揃え、足を列べて、おかみのいうことを從順にきかせようとしたもので、これはつまり、秦が君主の威勢を強化した意圖に他ならない。かくて、皇族たちの待遇にも恩意が少く、士大夫たちの處遇にも禮を缺く仕儀となる⁽⁵⁾。

金一代を通じ、耻を忍んでも官員になることは、その時々々の名士として逃れられぬところであり、辱しめを避けて權力から身をひいた人は極めて稀である。君子が羞耻をなくして義を犯せば、小人は畏怖することなく刑罰を犯すという事柄が全くわかっていない。このため、心ある者は、愛を教え、廉潔をたてる方法について、しばしば嘆息をもらすことになる。さりながら、世宗の治世には、法司が

刑罰を報告した時、あるいは律をはずして經^{けい}を援き、あるいは義をはかつて法を制するなど、帝王の聽斷が道に近いこと、近ごろではこれに及ぶものはない。章宗と宣宗も常に民政に親しみ、自身直接に裁決をなされた。寛・猛と出・入は、時に中庸を失する場合があつても、その多數の矜恕の心を述べてみると、そこにはなお祖宗の風が残っているといつてよい。殘された記録の中で、龜鑑となすべきものは、本紀と刑法志で詳略を照し合わせて知ることができよう。

(1) 杖で徒を換算するとは、宋の折杖法（『譯注稿（上）』三五九頁）を想起するが、ここは、徒一年から一年半、二年、二年半、三年、四年、五年と七等の徒刑に對し、決が六十から百、加杖が百四十から二百に達するものを念頭においているか。

(2) 『金史』卷一四、宣宗・貞祐三年三月己丑に「禁州縣置刃於杖以決罪人」の記事がある。また『金史』卷九九、賈鉉傳も參照。

(3) 本文は、君臣好用筐篋故習。筐篋故習は、『漢書』卷四八、賈鉉傳の「俗吏之所務、在於刀筆筐篋」にもとづく。竹で作った書類箱。

(4) この部分は、金も末期、宣宗の貞祐年間（一二二一—一二二六）、右丞相として專權をふるった尤虎高琪の政策を念頭において書かれているようである。ここの糾察すなわち監察官への罰則規定の詳細も、『金史』卷一〇六の彼の本傳に、貞祐四年十月に

かけて載せられている。

(5) 『金史』卷一〇九の許古傳には、宣宗時代のこととして、「近者、朝廷急於求治、有司奏請從權立法、職官有犯、應贖者亦多決、夫爵祿所以馭貴也、貴不免辱、則卑賤者、又何加焉」といった發言が見える。

金國の昔からの習俗では、軽い罪は柳の^{はすだ}蓼に答打ち、殺人と強盜を犯した者は、頭部に打撃を與えて殺す。その家財は沒收し、十分の四は官^{おふ}に入れ、残りは被害者の賠償とする。また、同時に、犯人の家人を奴婢とする。もし犯人の親屬が、馬・牛、雜物で賠償しようとするれば、それを許す。重罪人の場合も、やはり、自らの贖罪を認めたが、一般人民と辨別できぬ恐れがあるため、^は剗切り、^{ひき}恥切りをして區別した。その未決の牢獄は、深さ廣さ各數丈の穴を地下に掘って作った⁽¹⁾。

太宗(吳乞買)は太祖(阿骨打)の「舊來の風習を變更するな」という訓^{おしえ}を繼承したといつても、少しは遼や宋の法律をも採用した。天會七年(一一二九)次のような詔勅が下された。「すべて竊盜は、もし贓物を手に入れば徒三年、十貫以上は徒五年、刺字^{いれずみ}して下軍⁽³⁾に充當する。三十貫以上は終身の徒刑とし、なお「贓滿盡命」の四字を顔面に刺す。五十貫以上は死罪で、舊制の通り賠償を徵收する」。熙宗の天眷元年十月(一一三八)、親王以下が刀を佩びて宮中に入ることを禁じた⁽⁵⁾。衛禁の法は實にこの時から始まる。三年(一一

四〇)、河南の地を再び占領した⁽⁶⁾。そこで人民たちに詔を下し、使用する刑法はすべて律文に従い、獄卒の使う殘酷な刑具を廢止して、寬恕を旨とすることを約束された。皇統年間になって、臣下に詔が下され、金朝の舊制に、隋唐の法制をとりいれ、遼宋の法も參用して、分類して一書にまとめあげさせられた⁽⁷⁾。それは『皇統制』と名づけて、全國に頒布された。この時の規定では、杖罪が百になると臀部と背中に分けて打ったが、海陵王時代に入ると、背中は心臓や腹部に近いため、これを禁止した。主人が奴婢を打つ場合でも、それは違制の罪に論じられた。また、舊制を變更することが多く、正隆年間になると、『續降制書』を作り、『皇統制』と並び行われた。しかし、熙宗・海陵の二人の皇帝は、情にまかせて法を用い、當然ながらこれらの法典と異なる場合があった⁽⁸⁾。

(1) 『大金國志』卷三六、科條にもほぼ同文が見える。

(2) 『金史』卷三、太宗本紀、天輔五年の詔。凡軍事違者、閑實其罪、從宜處之、其餘事無大小、一依本朝舊制。

(3) 下軍は宋代の用例では、近上軍、上軍に對比して用いられ、正規軍の基準以下の分子乃至は下級勞役兵を指した。ここもそれに準じて考えてよからう。

(4) 金の徒刑についての詳細はなお検討を要するが、ここでは『大金國志』卷三六、科條の文章をあげておく。徒者、非謂脊杖代徒、實拘投也、徒止五年、五年以上皆死罪也、徒五年則決杖二百、四年則百八十、三年百六十、二年百四十、一年百二十。

(5) 『金史』卷四、熙宗天眷元年十月己巳。始禁親王以下佩刀入宮。

(6) 南宋の紹興十年にあたる。秦檜の和議の前夜で、『金史』卷三、天眷三年五月丙子には、「詔元帥府、復取河南陝西地」と記す。總指揮官は完顔宗弼すなわち兀朮である。

(7) 『大金國志』卷三六、科條。至皇統間、又下學士院、令討論條例、頒行天下、目之曰皇統新制、近千餘條。また『金史』卷八九、移刺慥傳にも「初皇統間、參酌隋唐遼宋律令、以爲皇統制條」とある。

(8) 熙宗、海陵のそれぞれの本紀の贊では、この二皇帝を厳しく批判している。『金史』卷八九、移刺慥傳では特に海陵について、「虐法率意更改、或同罪異罰、或輕重不倫、或共條重出、或虛文贅意、吏不知適從、貪緣無法」と述べている。

世宗が即位すると、海陵王の正隆の亂のため、盜賊が大手をふって横行し、軍事行動も沈靜化しなかったため、個々の制旨に、その時々⁽¹⁾の便宜に従うものが多かった。それらは集められて、『軍前權宜條理』とされた。

大定四年(一一六四)、尙書省⁽²⁾は大興の民の李十と婦人の楊仙哥が、いずれも流言をふりまいて斬刑に當ると上奏した。世宗は、「愚かな民は典法^{おきて}をしかと識らぬものだし、有司^{あり}の方でも、丁寧^{やす}に教えざりしこともない。にわかに極刑を加えてはいかがか」といわれ、

死刑から減じて罪を與えられた。五年(一一六五)、關係官署に命じ、またも『條理』に改定を加えしめ、從來からの『制書』と兼用した。

七年(一一六七)、左藏庫⁽³⁾に盜賊が押し入り、都監⁽⁴⁾の郭良臣を殺し、黃金や珠玉を盜む事件が起った。犯人を捜査したが、捕えられない。點檢司⁽⁵⁾に命じて處置させたところ、八人の容疑者を捕えて訊問を行った。拷問で三人が死亡し、五人は無理矢理罪を認めさせられた。疑問をいだかれた世宗は、大興府知事の移刺道⁽⁶⁾に命じて、審理に加わらせた。やがて、親軍百夫長の阿里鉢が、市場で金を取引したことから、事件は發覺し、誅殺された。これを聞かれて皇帝は、「拷問の下では、どのようなことでも思うままにできよう。訊問に擔る者たちは、どうして情愛をもって取調べにあたらぬのか」と言われ、死者一人ずつに二百貫の錢を、助かった者には五十貫を賜った。ここに至って、禁中護衛の百夫長と、五十夫長は、當直の日でなければ、佩刀して宮中に入ることを禁ぜられた⁽⁷⁾。この年、死刑囚二十人を處刑した。

(1) 海陵王の無理な南宋征伐と時を同じくして、察哈爾地方をはじめとした、内蒙古、滿洲で契丹人が反亂を起した。東京留守として遼陽にいた烏祿が、これに對處し、海陵王に代るべく即位したが、海陵が揚州で殺された後も、對契丹人、對宋兩面の軍事行動が必要であった。

(2) 世宗は大定元年末、東都から中都(現在の北京)に遷り、こ

こを國都にきめた。これが大興府である。次に出て来る大興尹とか同知大興尹はその知事、副知事にあたる。

(3) 左藏庫は戸部の管理する國庫。皇帝の直轄する内藏庫に對する。金は唐の制に據り別に右藏庫もある。黄金や珠玉は左藏に入る。『金史』卷五六、百官志、太府監。

(4) この名稱もすでに宋にある。金代では倉庫等の護衛の軍官にしばしば都監の名が冠せられた。

(5) 軍隊の最高機關。犯人逮捕が民政の警察から、特に憲兵隊に委譲された形に類似している。『金史』卷五六、百官志、殿前都點檢司。

(6) 移刺道は本名を趙三といい、先祖は乙室部の人だが、彼は女直、契丹、漢字に通じ、のち世宗に重用された。『金史』卷八八に傳。

(7) この事件はほぼ同文が、『金史』の移刺道傳にのせられている。ただ刑法志では冒頭に「親軍百人長の完顔阿思鉢が、禁中の當直日でないのに佩刀して宮中に入り、その夜左藏庫に入り」という一文が脱落しているため、末尾の「ここに至って」以下の意味が明確でないうらみがある。この他、本傳では、道が審理に加わったあと、「道は裁判を長びかせ、そうこうする間に」の一句が入り、また「訊問に攜る者」が「點檢司は」となっている。

(8) 『金史』卷六、世宗紀上、大定八年三月丁丑。命護衛親軍百

戸・五十戸、非直日、不得帶刀入宮。

八年（一一六八）、品官が賭博の罪を犯す法を制定した。贓物が五十貫に満たなければ、法定の杖刑は贖罪を認め、再犯した者は杖を實行する。その上に「杖刑は小人を罰するためにある。官職についている以上、何よりも廉潔をわきまえなければならぬ。廉耻が無くなれば、小人の罰によって處罰することになる」とつけ加えられた。⁽¹⁾

九年（一一六九）、御史臺が未決の案件を上奏したついでに、世宗が仰言った。「最近、法官は各自の見解に固執し、あるいは宰相たちの意のある所を窺っていると聞く。今後、⁽²⁾制文に正條がない場合は、すべて『律』文を基準とするように」と。また、杖罪で百に至る者は、舊法の通り、臀部と背中に分けて打つように命令された。⁽³⁾その後、世宗は宰相たちに、「朕は、罪人が臀と脊に分けて杖を打たなければ、深刻な事態になろうかと恐れ、ようやくもとに戻した。いま、巷間では、それを望まぬ者があると聞く。とりやめの命令を出すように」と言われた。

十年（一一七〇）、尙書省は「河中府の張錦なる者が、父の復讐を果たしたと自首してきました。法律では死刑に該當致します」と奏上した。世宗は「彼の者は、父の讐をはらし、その上自首してきました。まこと節義の士である。死を免じて罪を與えよ」といわれた。

十一年（一一七一）、關係官廳に次のように詔諭された。「すべて

司獄官の建物は、獄舎の近くに設置し、囚人たちのことを、常時みずから取扱うべきである。獄卒は、必ず年長で、信實な人物を選び、輪番でことに當らせよ。

十二年（一一七二）、尙書省が申し上げた。「内丘縣⁶の知事蒲察臺補は、みずから管轄内に錢^{おかね}を割當て、徳政碑を立てさせ、おまけに餘った錢が二百貫餘りもございます¹。罪は除名に相當しますが、現在恩赦にあつて、再び敘任されるべく、おまけに贓物の追徴を免除されております」と。世宗は、貪慾・詐偽の廉で、敘官を中止させ、次のように言われた。「求めて取りこんだ贓を、もし恩赦で原^{もと}したならば、出した方は何の罪に當るのか。この後、すべて元の持主に返還させ、ただ官に沒收する分だけは徴收を免除せよ」。尙書省が墳墓を盜掘する賊について上奏した。世宗は「功臣たちの墳墓もやはり暴かれるものがある。告發と逮捕への賞典がないため、人々は畏れるところがないのだ。今後、告發が眞實であれば、段階に應じて、賞金を與えるように」と言われた。

（1）賭博に關しては、『唐律疏議』の雜律（第十四條）に、博戲賭財物が存在し、そこでは杖百が基準になっている。金代では、品官が再犯で實決される點が目立つ。

（2）八一頁注（3）で觸れたように、金では、その時々が必要に應じて出される「制」が法的拘束力をもっていた。それは上述のように、ある時期に編纂（宋代でいうと編勅）されたが、當然體系的な不備があり、唐代の律、宋代の刑統のような、金で

いえば「舊律」「古律」とのすり合わせが必要になる。

（3）五〇一頁の『皇統制』から海陵王の改革の項を参照。

（4）金では河東南路に屬し、大定五年には陝西元帥府が置かれた。現在の山西省西南端の蒲州。

（5）原文「提控」、ただして制禦するの意味で、金代になって使用が目立つ、元の官職「提控案牘」につながる用語。

（6）河北西路、邢州の屬縣。現在の邢臺市の北にある内丘縣。

（7）自己の功績を刻んだ碑を建立しようという慾求は、かなり通時代的・普遍的な現象で『唐律疏議』でも、職制律の第四四條に、長吏輒立碑として禁令がのっている。

もと、咸平府の長官だった石抹阿沒剌が、贓罪で收監中に獄死した²。世宗は「屍骸が大衆の前に曝されなかつただけで、非常な幸運である。貧窮の結果盜賊となるのは、やむをえない仕儀だ。しかし、三品の官員が贓罪で死刑にまでなるとは、愚も極まれり³と言ふもの。彼の子供たちはすべて除名とすべきである」と話された。これに先だって、今後、除名された者の子孫で、仕官している者があれば、すべて皇帝の裁斷を奏上せよとの詔勅が下されていた⁴。

十三年（一一七三）、次の詔勅が下された。「立春の後から立秋の前までと、國の重要な祭祀、毎月の朔・望と上弦・下弦、二十四氣節、雨がまだ降りやまず、夜が明けぬ時、そして休日と屠宰を禁する日には、いずれも死刑執行を許さない。ただ強盜犯は立秋の後まで待

たない⁽⁴⁾。

十五年（一一七五）、關係の官署に「朕が思うに、人命は極めて尊い。しかるに、制條では、竊盜は贓五十貫に至れば死罪となる。今後は八〇貫まで至つて死刑とすべきである」との詔が下された。

十七年（一一七七）、提刑司を設置⁽³⁾し、諸路の刑獄の失誤を糾察しようと言言する者がいた。論議の結果尙書省は、あとになって弊害が増大するだろうという見解だった。世宗は、結局、國都から數千里隔てた場所で、冤罪を上訴する際には、案件を集めたりえ、官を選んで派遣し、審問を待つように命ぜられた。その當時、濟南の知事だった梁肅は「徒罪の犯人は杖叩きを免除すべきだ」と申し立てた。⁽⁶⁾朝廷は「いま、刑罰は昔より軽くなっている。そうすれば姦惡を増長させることになるう」という考えで、許可しなかった。

ある時、宰臣たちに次のような詔勅が下された。「朝廷が毎年二回、審録官を派遣するのは、人民の冤罪と滯獄をなくすためである。しかるに遣した者どもは心を盡さず、形だけの始末となつてしまつている。審録官は、重刑をしらべさくことだけにとどまらず、訴訟の書類に關しては、すべて是非を査閲し、獄に繋ぐべきでない囚人は釋放すべきであり、官員と胥吏の罪過は、ただちに文書で報告せねばならない。糾察を誤つた者には、厳しく懲斷^{こらしめ}を加え、贖罪ですましてはならぬ。また、監察御史が、東北路の官吏をみずから査察するにあたり、みだりに訴訟狀を受取つたことは、職責にかなわぬため、笞五十に處せられた⁽⁷⁾。

(1) 金は、東北（滿洲）の南部、現在でいえば四平と瀋陽の中間に威平路を設けた。その中心が威平府である。

(2) 『金史』卷六（大定）十二年四月丁未。威平尹石抹阿沒剌、受贓不法、既得罪狀、府即黜罷、杖之四十。これによると、杖四十を受けたにもかかわらず、彼は獄中で審理をつづけられ、死去したと思われる。

(3) 『金史』卷七（大定十二年）十二月己未。詔、自今除名人子孫、有在仕者、並取奏裁。除名はあらゆる官職爵位を剝奪される、官員に對する行政處分のうち最も重いもの。

(4) ここに擧げられた死刑を執行せぬ時期、日時については、唐の獄官令を殆んどそのまま繼承している。仁井田陞『唐令拾遺』、獄官令の九甲と九乙、七六五―六頁。従つて本文で立秋前とあるのも秋分と改めた方がよいかも知れぬ。

(5) 『金史』卷七三、阿里宗道傳には「是以世宗嘗欲立提刑司、而未果、章宗追述先朝、遂於即位之初、行之」とみえ、『同』卷九の章宗本紀、大定二十九年六月乙未には「初置提刑司、分按九路並兼勸農採訪事、屯田鎮防諸軍皆屬」とある。

(6) 濟南は現在と同じく山東省の濟南市。當時は山東東路に屬する府。梁肅は金史卷八九に本傳があり、刑法志の記事がより詳細に記録されている。久之爲濟南尹、上疏曰、刑罰世輕世重、自漢文除肉刑、罪至徒者、帶鐐居役、歲滿釋之、家無兼丁者、加杖准徒、今取遼季之法、徒一年者杖一百、是一罪二刑也、刑

罰之重、於斬爲甚、今太平日久、當用中典、有司猶用重法、臣實痛之、自今徒罪之人、止居作、更不決杖、不報。

(7) 『金史』卷七、大定十七年八月壬申に全く同文が載せられている。東北路は最初は烏古迪烈部に置かれた。金の根據地上京會寧府に近い一帯を指す。

また宰臣たちに對し「近頃、大理寺の審理は、疑惑のないもので十日、一月を費すと聞くが何故か」と尋ねられた。參知政事の移刺道⁽¹⁾が「法では、死囚の決斷は七日、徒刑は五日、杖罪は三日を過ぎてはならぬとございます」とお答えすると、世宗は「法令で期限があるのに、みだりに違反するのは怠慢だ」と仰せられた。御前の會議が終ると、尙書省に帝の指示が送られてきたが、それには「大理寺が重罪や輕罪を決斷するには、それぞれ期限がある。法官たちが犯人を定められたように罪にあてれば違背があるはずがない。ただ、汝らの意見が一致せず、再三にわたって指示を與える仕儀に至る。議定して上奏してくる場合、その文章を書くのも十日以上かかり、このため澁滞する案件が多い。今後はこのようなことのないように」とあった。また世宗は次のように言われた。「昔、廣寧府の知事⁽²⁾だった高楨⁽³⁾は、嚴しい政治をむねとし、小さな過ちでも、杖打って殺してしまうことがある。たとえ死刑になる罪でさえ、情狀酌量を心がけねばならぬのに、小さな過ちならなおさらではないか。人の生命は、どうして輕んずることができよう」と。

世宗は、正隆年間の『續降制書』は主觀の働く部分が多く、苛酷に過ぎるので、『皇統制』と並用されたが、是非が混ざりあい、いずれに従うべきかわからず、姦惡な胥吏どもが勝手にことを決めるため、擔當部局を設けて、大理卿の移刺慥に命じ、法制に明るい内外の者を指揮して一緒にくらべ正させられた。つまり、皇統と正隆年間の「制」と、大定年間の『軍前權宜條理』、その後の『續行條理』をば、輕重を整え、繁瑣を削り、失誤を正したわけである。「制」の闕落している部分は「律」の條の文で補足し、「制」「律」兩方が闕け、また決着できぬ疑問點は、聖旨をいただいて劃定した。『軍前權宜條理』の中でも、常行すべきものがあれば、やはり定法とし、その餘の適當でない部分も、別に一本を作つて殘しておく。最近定められた徒杖減半の法を參^まえ、全部で一一九〇條に校定し、十二卷に分け、『大定重修制條』と名づけた。⁽⁴⁾詔勅により、これが頒行された。⁽⁵⁾

二十年(一一八〇)、世宗は農作物を踐み荒らす者たちをこ覽になり、宰相に言われた。「今後、民の田土を踐み荒らす者は、杖六十。他人の穀物を盜む者は杖八十。いずれもその代價を辨償させよ。二十一年(一一八〇)尙書省が「鞏州⁽⁶⁾の民・馬俊の妻の安姐と、管卓が姦通し、俊が斧でこれを打ち殺しました。罪は死刑に相當します」と奏上した。帝は「死一等を減らし、風俗を敗壞する輩の戒めとすべきである」と仰せられた。

(1) 『金史』卷八八、移刺道の本傳にも同じ記事があるが、最後

の部分の「弛漫也」が、「此官吏之責也、嚴戒約以去其弊」となっている。參知政事は宋の場合と同じく副宰相。

- (2) 廣寧は北京路に屬する府。現在の遼寧と熱河省の境界附近、錦州の北東にあたる。

- (3) 『金史』卷八四、遼陽の渤海人で、太宗の天會年間、廣寧の知府を八年つとめた。海陵王が禁を犯して夜に酒を飲み、彼からこっぴどく杖打たれたと傳える。

- (4) 『金史』卷八九、移刺慄傳には、刑法志とはほ同内容だがより詳しく、編纂の經緯が記されている。すなわち五〇二頁の注

(8) に續けて「慄取皇統舊制及海陵續降、通類校定、通其窒礙、略其繁碎、有例該而條不載者、用例補之、特闕者用律增之、凡制律不該、及疑不能參決者、取旨畫定、凡特旨處分及權宜條例內、有常行者、收爲永格、其餘未可削去者、別爲一部、大凡一千二百九十餘、爲十二卷、書奏、詔頒行之」とある。刑法志にある徒杖折半の法は不詳。また刑法志は、「餘未可削去者」が「餘未應者」となっているが、とりあえず原文のまま譯した。

- (5) 『金史』卷八、大定二十二年三月癸巳。詔頒重修制條。

- (6) 鞏州は現在の甘肅省隴西縣、渭水の最上流の要衝。

(梅原 郁)

(大定) 二二年(一一八二)、皇帝は宰相たちに言われた。「そもしも尙書省が大理寺に送った案件は、判決を下せばすぐに上奏しな

ければならない。近ごろ、烏古論公⁽¹⁾の事案を取り寄せて見たところ、はじめ大理寺に送り法律通りに裁きを下したものを、刑部に送って再審議し、もう一度大理寺に送り彼此較べて調べなおしている。調査を三度も繰り返したために、妄りに異なる見解を生じ、審理を終えることができなかったのである。朕は、國の政治の滯ることがあつてはならぬと思い、先ごろ六百も灸をすえるような具合の悪いときでも一日として政務を執らぬ日はなかった。これは汝らに政治に勤めるといふことを知らしめんがためである。以後は、ただ一度だけ大理寺に送り、そこで再審査して、もし異なった見解があればただちに報告し、裁判をとどこおらせることのないようにせよ」。

二三年、尙書省が次のように上奏してきた。「益都⁽³⁾の七十六歳の民范徳が劉祐に殴り殺されました。祐は法に據れば死刑に相當いたしますが、祐の父母はともに七十をこえる高齢で、家には侍丁⁽⁴⁾もおりませんので、上請いたします⁽⁵⁾。皇帝はこうおっしゃった。「范徳は劉祐の父母の年令と同じくらいなのだから、本來なら祐は范徳を父母のごとく扱わねばならないはずである。それを殴り殺すに至ったのだから、減刑を議論することは難かしい。法の通り論罪せよ⁽⁶⁾。尙書省が、招討司⁽⁷⁾の官人と禿里⁽⁷⁾とが管轄下の財物をせびり取ったと上奏してきた。皇帝はおっしゃった。「遠方の民はただ憐れみめぐんでやるだけでよい。もし朝廷への貢ぎ物を缺かしていないのであれば、かわるがわる兵をひきつれて彼らに迫り、財物を強取するのは、盜賊と何ら異なるところがないではないか。またそれが原因

となつて事件が発生した場合、どうして懲罰せずにおられようか」。また、こう言われた。「朕が施行している『制條』⁽⁹⁾は、皆な臣下の奏によつて行なつてゐるものである。天下は多事にして、人力には限りがあるため、どうして全てを盡くし得ようか。必ず一件の上奏によつてはじめて具合の悪い點のあることを知り、それに應じてすみやかに手直しをするのである。今、聖旨や『條理』⁽¹⁰⁾があり、また一方で『制條』があるのは、惡事をはたらく役人に勝手に罪を輕重する機會を與えるものである」。

大興府⁽¹¹⁾の民趙無事が酒氣を帶びて暴言を吐いたため、父親の趙千が捕らえて告發し、法によればその罪は死刑に相當した。皇帝は言われた。「父親でありながら自分の子を憐れまずに告發・逮捕すること、まさにこの通りであれば、人としてなかなかできぬことである。(趙無事の刑を)特に死刑から一等減ぜよ」⁽¹²⁾。武器署丞の突⁽¹³⁾と直長の骨蔽⁽¹⁴⁾は、草畔⁽¹⁵⁾子の財物を受け取つたとかどで、突は杖八十、骨蔽は杖二十に處せられ、監察御史の梁襄⁽¹⁶⁾らは糾察を怠つたかどで罰俸一箇月の處分を受けた。皇帝は言われた。「監察は、皇帝の耳目である。事件を朕自身があばいた以上、どのように監察ができようか」。皇帝は、大理寺の裁判において、漢字を女眞字に翻譯したり、法文を照會したりする際に、それぞれ異なる見解を出し、妄りに穿鑿を行い、いたずらに裁判の遅延をきたすために、遂に詔を下して、異議の申し立てを禁止された。

(1) 烏古論公説は烏古論粘沒曷の子。粘沒曷は、太祖阿骨打の子

・宗堯(睿宗)の女、冀國長公主を娶り、駙馬都尉となつた。世宗時代には侍衛親軍歩軍都指揮使、右宣徽使、興平軍節度使等を歴任したが、酒に溺れ、政務にはあまり熱心でなかつた。公説も駙馬都尉になつてゐる。『金史』卷二〇、世威傳。

(2) 原文「情見」。沈家本『歷代刑法考』律令七は特に項目を設けるが、本「刑志」の關係箇所を引用するにとどまる。『漢語大詞典』第七卷(上海辭書出版社、一九九一年)は次掲の『金史』卷九五、張萬公傳を引き「意見」と釋す。泰和元年、連章請老、不許。(中略)明年、章再上。有旨、得非卿有所言、朕有不從者乎、或同列情見不一、而多違卿見邪、不然、何求去如是之數也。萬公謝無他、第以病言。ここでは、異なる見解あるいは異議の申し立てと譯しておく。

(3) 益都⁽¹⁷⁾は山東東路益都府益都縣(現山東省益都縣)。

(4) 侍丁とは、年老いた父母の身の回りの世話をする丁男(成人男子)をいう。『唐令拾遺』戸令第二二條。諸年八十及篤疾、給侍丁一人、九十、二人、百歲、五人、皆先盡子孫、聽取近親、皆先輕色、無近親外取城丁者、人取家内中男者並聽。

(5) 『唐律疏議』名例第二六條。諸犯死罪非十惡、而祖父母老疾應侍、家無期親成丁者、上請。

(6) 金は西北・西南・東北三路の招討司を置き、周邊諸部族の招撫・征討や貢納の受領、恩賞の頒給等を掌つた。『金史』卷五七、百官志。

- (7) 禿里は、邊境諸部族・諸部落統治のための官職で、訴訟の受理、違背の防察を掌った。從七品。『金史』卷五七、百官志。
- (8) 原文「乞取」。財物を能動的に要求して提供させるのが「乞」である（『譯註』五、一八七頁）。
- (9) 前出、大定三二年（一一八二）に頒行された『大定重修制條』十二卷を指す。
- (10) 世旨の即位の頃につくられた『軍前權宜條理』（四九九頁注（5）参照）もしくは大定五年に追加刪定された『續行條理』を指す。
- (11) 大興府の治所は現北京市。海陵王が貞元元年（一一五三）にこの地に都を遷した（中都）。
- (12) 『金史』卷九六、梁襄傳。選爲監察御史、坐失察宗室葬事、罰俸一月。世宗責之曰、監察、人君耳目、風聲彈事可也、至朕親發其事、何以監察爲。轉中都路都轉運戶籍判官。
- (13) 武器署は殿前都點檢司に屬し、祭祀・朝會・巡幸及び公卿の婚禮葬祭の際の鹵簿・儀仗・旗鼓・笛角のことを掌る官署。丞は從七品。『金史』卷五六、百官志。
- (14) 完顔弼（姿）は、本名を三寶といい、大定七年（一一六七）に近親の故を以て東宮護衛十人長に充てられ、ついで尙厩局長となった。章宗即位後、左衛副將軍、右副都點檢などを歴任。貪欲な性格で、しばしば贓罪を犯したという。『金史』卷六六、宗室傳。

- (15) 武器署直長は正八品。
- (16) 未詳。
- (17) 監察御史は御史臺に屬する。『金史』卷五五、百官志・御史臺。監察御史、十二員、正七品、掌糾察内外非違・刷磨諸司察帳并監察祭禮及出使之事。
- (18) 梁襄は絳州正平縣（治所は現山西省新絳縣）の人、字は公贊。大定三年の進士。直言を以て知られた。『金史』卷九六に傳があり、趙秉文『閑閑老人滌水文集』卷一一に墓銘が收められている。
- (19) 罰俸とは、罪を犯した官人の月俸を減額する行政處分をいう。『慶元條法事類』卷七六、當贖門、罰贖、斷獄格。罰俸、毎月、壹品捌貫、貳品陸貫伍伯、參品伍貫、肆品參貫伍百文、伍品參貫、陸品貳貫、柒品壹貫柒伯文、捌品壹貫伯文、玖品壹貫伍拾文。
- 二五年（一一八五）二月、皇帝は、女性が拘禁されて勞役に服する⁽¹⁾のは都合が悪く、また杖刑を（臀と背中に）分けて執行しなければ殺す⁽²⁾のと變わらないとお考えになったので、死刑を免除され勞役に服している者には杖刑二百のち勞役を免除し、杖打ちは臀と背中とに分けて行かう、お命じになった。
- 當時、皇后の一族で罪を犯した者があっても、尙書省は「八議」⁽³⁾を引いて上奏していた。皇帝はおっしゃった。「法は、天下を私

せず公平で偏らぬようにする道具である。朕の親族が法を犯しても減刑されるといふことになれば、その者らにこれさいわいと我儘勝手な振る舞いをさせることになる。その昔、漢の文帝が薄昭を誅した故事には、見習うべきものがある。今から二十年前、時の皇后の一族、濟州節度使烏林達鈔兀が死罪を犯したことがあったが、朕はその罪を決してゆるさなかった。いまこれをゆるせば、こののち刑罰を恣意的に輕重・出入させるきつかけを開くことになる。宰相たちが申し上げた。「いにしえより皇帝の親族の刑罰について特別に議の手續きをとりますのは、天子を尊び、一般の庶民と區別するためでございます」。皇帝がおっしゃった。「外戚の一族はおのずから宗室とは異なるものである。漢朝は外戚の權限が非常に重かったために、國を奪われる羽目に陥ってしまった。朕が諸王や公主に權限を與えぬのはこのためである。そもそも、國家に功績があり、その勳功を議するのはかまわない。賢を議するに至っては、賢というからには法を犯すはずがあるまい。もし縁坐であれば、もとより減刑・上請すべきである。二六年、ついに次のことが上奏され、裁可された。「皇太子妃の大功以上の親族、皇室と服の關係の切れた者、及び賢にして私罪を犯した者は、皆な議の對象としない」。皇帝は宰相たちに言われた。「法にはすじみちがある。すじみちからはずれているものは、それを改訂するのである」。

監察御史の陶鈞は妓女を伴って北苑に遊び、飲めや歌えやで池の浮島の間を巡っているうちに、宮殿にすぐのところまで近づいてしま

った。提控官の石玠がそれを聞いて告發した。鈞は友人の閻恕に頼み込んで、手心を加えるよう働きかけてもらった。事件が發覺して、司法當局は彼らを徒二年半に論罪した。詔により、陶鈞は監察の任務にありながら、妓女を伴って禁苑に入り、上下の分をないがしろにしたため杖六十とし、石玠・閻恕も皆なこれに連坐した。二八年（一一八八）、皇帝は、『制條』には舊律（唐律）に拘泥しているため時々難解な語句があるとして、わかりやすく書き改めさせ、人々全部に周知させるようになされた。

(1) 唐令には婦人の勞役について次のような規定があった。『唐令拾遺』獄官令第一七條。諸犯徒應配居作者、在京送將作監、婦人送少府縫作、在外州者、供當處官役、(中略)婦人亦留當州、縫作及配春。

(2) 唐令では、杖刑を執行する際に背中・腿・臀部を均等に分けて杖で打つことになっていた。『唐令拾遺』獄官令第四一條。(前略) 決杖者、背・腿・臀分受、須數等。

(3) 『周禮』の「八辟」(秋官・小司寇)に基づく。ここである「八議」が唐律の八議に由來することは、仁井田陞『金代刑法考』四七四頁に指摘されている。唐律の八議については、『唐律疏議』名例第七條及び『譯註』五、六三、六七頁を参照されたい。

(4) 『漢書』卷五〇、張釋之傳。法者天子所與天下公共也(顏師古注。公謂不私也)。

(5) 『漢書』卷四、文帝紀。(十年)將軍薄昭死(鄭氏注。昭殺漢

使者、文帝不忍加誅、使公卿從之飲酒、欲令自引分、昭不肯、使羣臣喪服往哭之、乃自殺、有罪、故言死。

- (6) 『金史』卷六四、后妃、世宗昭德皇后傳。(大定)六年、利涉軍節度副使烏林荅鈔兀捕逃軍受賊、當死。有司奏、鈔兀后大功親、當議。詔論如法。

- (7) 濟州は山東西路に屬する。治所は現山東省濟寧市。

- (8) 出入とは、不當な裁判を行うこと。有罪たるべき罪を無罪、重罪たるべきを輕罪と判決することを「出(罪)」、その逆を「入(罪)」という。『譯註』五、一三九頁を參照。

- (9) 「議」とは、死罪の嫌疑が固まったとき、官司は判決を立案せず、都座集議(諸司七品以上の官が尙書省都堂に集まって行う協議)という特別の手續きの開始を奏請し、裁可を経て集議を開始し、その結果を上奏して、皇帝の最終判斷に委ねることをいう(『譯註』五、七九頁)。議親とは皇帝の祖免以上の親(高祖の父を同じくする親族)、太皇太后・皇太后の總麻以上の親(高祖を同じくする親族)、皇后の小功以上の親(曾祖を同じくする親族)が「議」の特權を有することをいう(『唐律疏議』名例七・八條)。

- (10) 王莽が前漢王朝を篡奪したことを指す。莽は元帝の外戚であつた。

- (11) 議勳は、唐律では「議功」という。『唐律疏議』名例第七條、五曰議功(謂有大功勳)。疏議曰、謂能斬將擧旗、摧鋒萬里、

或率衆歸化、寧濟一時、匡救艱難、銘功太常者。

- (12) 『唐律疏議』名例第七條。三曰議賢(謂有大德行)。疏議曰、謂賢人君子、言行可爲法則者。

- (13) 緣坐とは、一人の行爲によつてその親族が罪に問われること。『譯註』五、七三頁參照。

- (14) 原文「減請」。「減」とは、流罪以下について一等を減ずることをいう。「請」とは、死罪の嫌疑が固まったとき、官司は判決を立案し、ただし一般案件とは切離して「上請」、すなわち特別に上奏して、皇帝の實質的判斷に委ねることをいう。『譯註』五、七九〇八二頁參照。

- (15) 大功とは、本族(男系親族)のうち祖父を同じくする者をいう。中國の服制は、『譯註』五、序錄に簡明にまとめられている。

- (16) 私罪とは、公罪に對する概念で、公務に關係なく私人として犯す罪のすべて、および惡意をもつて公務上で不正・違法をなす罪をいう(『譯註』五、一〇六頁)。

- (17) 金の中都の皇城内には、宮城を取り圍むように西苑・東苑・北苑の三つの御苑があつた。北苑は宮城の北西、西苑の北隣に位置し、苑内には景明宮(その内に樞光殿)があつたという。于杰・于光度『金中都』(北京出版社、一九八九年)一〇五、六頁參照。

- (18) 『金史』卷八、世宗紀、大定二八年十一月戊申。上謂宰臣曰、

制條以拘於舊律、間有難解之辭、夫法律歷代損益而爲之、彼智慮不及而有乖違本意者、若行刪正、令衆易曉、有何不可、宣修之、務令明白。

舊來、一般の民に制書の所藏を禁じていたのは、妄りに犯罪の告發や訴訟を行なう弊害が助長されることを恐れたためであつたが、⁽¹⁾章宗の大定二九年（一一八九）、上言した者が人民にそれを許可されるよう願ひ出た。宰相の張汝霖が申し上げた。「その昔、鄭の子産が刑書を鑄たとき、⁽²⁾（晉の）叔向がそれを非難した⁽³⁾のは、あらかじめ民草に刑罰の輕重を推測させるのを欲しなかつたためにほかありません。いまもし永久不變の法典を公けにし、人々にそれをはつきりと知らせれば、あたかも黄河や長江が避けやすく侵犯し難い⁽⁴⁾のと同じように、治政の輔けとなるに十分でしょう。禁止しないのがよろしいかと存じます」。しかし多くの者はこれに賛成しなかつたため、詔によって當分のあいだ從來通り收藏を禁止することになさつた。

明昌元年（一一九〇）、皇帝が宰相たちにお尋ねになった。「今なぜ専ら律文のみを用いないのか」。宰相の張汝霖が申し上げた。「前代の王朝では律と令とでそれぞれ區別があり、令を犯す者があれば、律によって裁かれておりました。⁽⁵⁾いまわが朝では、制と律とが混淆しております。これは當然區別されねばなりません」。そこで詳定所を置いて、律と令とを調査して制定するようお命じになった。

承安二年（一一九七）、前線の軍で財物を受領した罪に對する制が下された。受領額が一貫以下なら徒二年、それ以上なら徒三年、十貫で死刑に處せられた。符寶典書の北京奴が、符寶局の金牌⁽⁸⁾を盗んで誅殺され、なお皇族の屬籍⁽¹⁰⁾から名を抹消された。按虎と阿虎帶は覺察を怠つたかどでそれぞれ杖七十に處せられた。

泰和二年（一二〇二）、御史臺が次のような上奏をした。「監察御史の史肅⁽¹¹⁾が申しますには、『大定條理⁽¹²⁾』によれば、『大定二〇年（一一八〇）十一月四日以前に、奴が良人の女を娶つて妻としている場合は、すでに婚姻が成立しているものとして取り扱い、もし夫（「奴」）が死亡すれば、（女を）拘束するか解放するかは（夫の）主人の決定に従う。（奴の主人が）夫（「奴」）と離婚させて（女を）賣り拂つた場合は、元の主人に買い戻させ、もと通り夫と結婚させる。夫（「奴」）を（奴の主人が）解放して良人とした場合は、（女を）買い戻して良人とする⁽¹⁵⁾ことを認め、もし買い戻す前に夫との間に生まれた男女（子供）があれば、皆な良人とする⁽¹⁶⁾ことを認める』とあります。ところが、『泰和新格⁽¹⁶⁾』には、『夫が死亡して喪が明けければ、良人の例に準じて、夫と離婚させて賣り拂つた場合及び夫（「奴」）が解放されて良人となった場合、いずれも（女を）良人とする⁽¹⁷⁾ことを認める。もし離婚する以前にまた（別の）奴と一緒にいたり複数の男性と關係をもつて生まれた男女（子供）は、皆な良人とする⁽¹⁸⁾ことを許す』とあります。このように違いがあるのは、格の編纂官が勝手に法文を増減したためで、その結果各地で訴訟によるもめご

とが起っておりま。これは法文の矛盾によるものと存じます。皇帝は關係官廳に勅を下して、これを是正なさった。

(1) 『金史』卷八三、張汝霖傳。(大定)二十八年、進拜平章政事。

(中略)(章宗時)時有司言、民間收藏制文、恐因而滋訟、乞禁之。汝霖謂、王者之法、譬猶江河、欲使易避而難犯、本朝法制、坦然明白、今已著爲不刊之典、天下之人無不聞誦、若令私家收之、則人皆曉然不敢爲非、亦助治之一端也、不禁爲便。詔從之。張汝霖傳では彼の意見が採用され、民間での詔勅類の收藏が許可されたように書かれている。

(2) 章宗(完顏璟)は、金朝第六代の皇帝。第五代皇帝世宗の皇太子完顏允恭の嫡子である。大定二十六年(一一八六)皇太孫となり、同二十九年正月、世宗の没後帝位に即いた。

(3) 原文「平章」。「平章政事」の略稱。平章政事は、熙宗の天眷元年(一一三八)尙書省に新設された宰相ポストのひとつである。その後海陵王の正隆元年(一一五六)に廢止されたが、世宗の大定二年(一一六二)に復置された。三上次男「金朝初期の三省制度」及び「金代における尙書省制度とその政治的意義」(ともに『金史研究二 金代政治制度の研究』中央公論美術出版、一九七〇年、所收)参照。

(4) 張汝霖、字は仲澤、遼陽府(治所は現遼寧省遼陽市)の人。金朝建國以來の功臣、張浩(遼陽渤海の人)の次子。大定八年(一一六八)世宗の召見を受けて以來、近侍の臣として仕え、

世宗崩御の際には右丞相完顏襄とともにその顧命を受け、章宗を擁立した。明昌元年(一一九〇)没。『金史』卷八三及び元好問『中州集』壬集に傳がある。「族帳部曲錄」(『三朝北盟會編』卷二四五所引)にもその名が見える。

(5) 『左傳』昭公六年。三月、鄭人鑄刑書、叔向便詒子產書曰、始吾有虞於子、今則已矣、昔先王議事以制、不爲刑辟、懼民之有爭心也、猶不可禁禦、是故閑之以義、糾之以政、行之以禮、守之以信、奉之以罰、制爲祿位、以勸其徒、嚴斷刑罰、以威其淫、懼其未也、故誨之以忠、聳之以行、教之以務、使之以和、臨之以敵、浚之以彊、斷之以剛。猶求聖哲之上・明察之官・忠信之長・慈惠之師、民於是乎可任使也、而不生禍亂、民知有辟、則不忌於上、並有爭心、以微於書、而微幸以成之、弗可爲矣、夏有亂政、而作禹刑、商有亂政、而作湯刑、周有亂政、而作九刑、三辟之興、皆叔世也、今吾子相鄭國、作封洫、立謗政、制參辟、鑄刑書、將以靖民、不亦難乎、詩曰、儀式刑文之德、日靖四方、又曰、儀刑文王、萬邦作孚、如是何辟之有、民知爭端矣、將棄禮而徵於書、錐刀之末、將盡爭之、亂獄滋豐、賄賂並行、終子之世、鄭其敗乎、盼聞之、國將亡、必多制、其此之謂乎。子產は春秋時代・鄭國の大臣。中國最初の成文法を制定した他、税制・土地制度を改革するなど、祭政一致的な鄭の政治を法治主義による統治に切りかえたことで知られる。叔向は春秋・晉の大夫。

- (6) 『後漢書』列傳第二〇下、郎顗傳。顗對曰、(中略) 自文帝省刑、適三百年、而輕微之禁、漸已殷積、王者之法、譬猶江河、當使易避而難犯也。
- (7) たとえば唐律では、令に違反した場合、笞五十が科せられた(『唐律疏議』雜律第六一條)。
- (8) 符寶典書は、殿前都點檢司所屬の符寶郎(御寶・金牌銀牌等を管理)の下に置かれ、もと牌印令史といった(大定二年に改稱)。皇室の祖免以上の親族・有服の外戚・功臣の子孫を選んでこれに充てた。『金史』卷五三、選舉志・右職吏員雜選、及び卷五六、百官志・殿前都點檢司を參照。
- (9) 金朝は遼制に倣って建國當初より郵遞の制度を設け、金牌・銀牌・木牌を作って信牌(割符)としていた。『金史』卷五八、百官志・符を參照。
- (10) 屬籍とは、宗族の名稱。『史記』卷六八、商君列傳。宗室非有軍功論、不得爲屬籍。正義。屬籍、謂屬公族宗正籍書也、宗室無事功者、皆須論言不得入公族籍書也。
- (11) 史肅、字は舜元、京兆府(治所は現陝西省西安市)の人。北京路大定府和衆縣(治所は現遼寧省凌源縣附近)に僑居。『中州集』戊集に傳がある。
- (12) 『權宜條理』(四九九頁に前出)を指す。
- (13) 原文「準已娶爲定」。『唐律疏議』戶婚第四二條に「諸與奴娶良人女爲妻者、徒一年半、女家、減一等、離之。其奴自娶者、亦如之」とあり、唐律にあっては奴が良人女子を娶った場合、その婚姻は無効とされ、強制的に離婚させられた。『大定條理』の規定はこれを踏まえて、同二〇年十一月四日以前になされた奴と良人女子との婚姻についてはそれを合法的なものとして認めて取り扱うというのである。
- (14) 原文「摘賣」。『元曲釋詞』四(顧學頤・王學奇著、中國社會科學出版社、一九九〇年)は、「摘離」の語を「脫離、難開」と解す。また『金史』のこの箇所を引用して、「摘賣」を「離賣、受財離婚」と釋し、『元史』に見える「賣休」と同義とする(三六四―六頁)。
- (15) 原文「贖換」。「贖」が「買」の意で用いられること、『宋元俗語詞典』(龍潛庵編著、上海辭書出版社、一九八五年)八九三頁を參照。
- (16) 泰和元年(一二〇一)十二月に頒行された「新定律令勅條格式」五二(三?)卷の中の「六部格式」三〇卷を指すものと思われる。沈家本『歷代刑法考』(中華書局、一九八五年)律令七を參照。

はじめ詔を下して、條格のうち制文に入っているものは區別して別卷とされた。再び次のような詔を下された。「制と律文とで刑罰の輕重が異なるものや、律に定めないものをそれぞれ校定して報告せよ。動物の屠殺禁止などは、當然令に入れるべきであり、その扱

いを慎重にし、忽せにしてはならぬ。律令がたびたび定まれば、變更すべきではない⁽²⁾。明昌三年（一一九二）七月、右司郎中孫鐸⁽³⁾が詳定所の校定した「名例篇」を進上した。諸篇が皆な仕上がつたところで、再び中都路轉運使王寂⁽⁴⁾・大理卿董師中⁽⁵⁾らに命じて、それらをもう一度校定させられた。四年七月、皇帝は、各路で首枷や杖が法規に合致していない場合が多いとお思になった。平章政事の守貞⁽⁶⁾は次のように申し上げた。「首枷や杖の寸法には規定があり、提刑司⁽⁷⁾が二箇月に一度巡察しておりますので、法に違反していることなどあらうはずもございません」。

五年正月、再び制・律を調べさせるべく、ただちに詳定所に下付された。その時に詳定官がいうには、「もし修訂し直した制文によって定式といたしますと、條目の増減や罪名の輕重は、當然のことながら律と違ったものとなります。今度新しく定めたものと以前のものとを同時に頒布すれば、民草を困惑させ容易に惡事を働かせることになりましょう。臣らが思いますに、現在の制條を用い、時宜をかながみて善惡を取捨し、それを律文に準據して修訂し、前代の刑法の條文で今の世にかなうものを採り入れて不足を補い、『刑統』の疏議の文を取って法文を解釋して國家の定法とし、『明昌律義』と命名いたします⁽⁸⁾。別に專賣品・異民族・臨時措置等に關する事柄を編纂し、集めて『勅條』といたします。宰相たちが言った。「先に校定を命ぜられた令文にまだ完成していないところがあるので、それらが全部校定されるのを俟って頒行する。律科⁽⁹⁾の舉人はただ舊

律の學習だけさせよ」。そこで大興府知事尼龐古鑑⁽¹⁰⁾・御史中丞董師中⁽¹¹⁾・翰林侍制奥屯忠孝（小字牙哥）⁽¹²⁾・提點司天臺張嗣⁽¹³⁾・翰林修撰完顏撒剌⁽¹⁴⁾・刑部員外郎李庭義⁽¹⁵⁾・大理丞麻安上を校定官とし、大理卿閻公貞⁽¹⁶⁾・戸部侍郎李敬義⁽¹⁷⁾・工部郎中賈鉉⁽¹⁸⁾を覆定官として、新律を重修させた。

(1) 動物の屠殺を禁じた條文が後の泰和令に含まれていたと考えられることは、仁井田「金代刑法考」四八四～五頁に指摘がある。

(2) 『金史』卷九九、孫鐸傳。詔刊定舊律、鐸先奏名例一篇。

(3) 孫鐸、字は振之、恩州（治所は現山東省武城縣）の人。大定一三年（一一七三）の進士。『中州集』壬卷に傳がある。

(4) 貞元元年（一一五三）の海陵王の遷都以來、金朝の國都は現在の北京市に置かれ「中都」と呼ばれた。中都路には大興府ほか十二州が含まれる。

(5) 王寂、字は元老、薊州玉田縣（治所は現河北省玉田縣）の人。海陵王の天德三年（一一五一）の進士。中都路都轉運使が最終の官歴である。『中州集』乙集に傳がある。なお、本文の「中都路轉運使」は「中都路都轉運使」の誤りであろう。

(6) 董師中、字は紹祖、磁州邯鄲縣（治所は現河北省邯鄲市）の人。のち洺州（治所は現河北省永年縣城關鎮）に徙る。熙宗・皇統九年（一一四九）の進士。『金史』卷九五及び『中州集』壬集に傳がある。

(7) 路は、地方監督區劃の名稱。宋代、轉運使の設置とともに使用されたのが始まりである。金は宋制に倣い、全國に十九の路を置いた。

(8) 完顔守貞、本名左麟。女眞文字を製作した完顔希尹の孫である。世宗時代には兄・守道の陰にかくれて重用されなかったが、章宗即位とともに刑部尙書、次いで參知政事、尙書左丞をつとめ、明昌四年六月に平章政事となった（翌五年十二月）。法律に通じ、また金朝の故事にも明るく、章宗即位後に行われた律令の整備に深く関わったという。『金史』卷七三に傳がある。

(9) 提刑司は、章宗即位直後の大定二九年六月に全國を九提刑路に分け各路に一提刑司が置かれたのが始まりである。使（正三品）・副使（正四品）各一、判官（從六品）二のほか知事・知法などの官員が置かれた。所管地方の刑獄・案牘を掌り、姦吏や專賣品私賣の取締りなども行なった。承安四年（一一九九）、按察司と改稱された。『金史』卷五七、百官志・按察司、及び三上次男「金の御史臺とその政治社會的役割」（『金史研究二』所收）五五六―七頁を參照。

(10) 原文「鈎校」。鈎は鈎に同じ。『後漢書』列傳第三六、陳寵傳。寵又鈎校律令條法、溢於甫刑者除之。李善注。鈎猶動也、前書曰、鈎校得其姦賊。

(11) 北宋初の建隆四年（九六三）に編纂・頒行された『宋刑統』を指す。

(12) 『明昌律義』の成立について、仁井田「金代刑法考」は明昌五年四月丙午に撰上されたとする（四八四頁）が、氏がその注に引用された『金史』卷一一章宗紀の次の史料は明昌五年ではなく承安五年（一二〇〇）のものである。（四月）丙午、尙書省進律義。したがって明昌五年四月に「新律」の重修（『明昌律義』の制定）が命ぜられてからその完成までには約六年の歳月が費やされたことになる。後述のように、「律」が完成し、それが『泰和律義』と命名されたのがその翌年のことであることを考えると、『泰和律義』は仁井田氏の言われる如く「明昌律義に修訂を施し」たものにほかならない。

(13) 金朝の科擧制度は、海陵王の天徳年間の改革により正科（詞賦科。大定二八年に經義科が復活）・制擧・宏詞科・雜科（經童科・律科）などに整備された。このうち律科は熙宗の初年に創始せられ、天徳の改革でも廢止されることなく金末まで存続した。當初、律科の試験は専ら律令中から出題されたが、章宗の大定二九年に試験に『論語』『孟子』も併せて出題されるようになった。『金史』卷五一、選舉志、及び三上次男「金の科擧制度とその政治的側面」（『金史研究三』金代政治社會の研究）中央公論美術出版、一九七三年、所收）二九六―八頁を參照。

(14) 尼龐古鑑、本名外留、隆州（治所は現吉林省農安縣）の人。大定一三年（一一七三）の進士。世宗に近侍し、また皇太孫時代から章宗にも仕えた。明昌五年（一一九六）沒。『金史』卷

九五に傳がある。

(15) 翰林修撰は翰林學士院の屬官で（正五品、定員不定）、制誥を分掌し院事を分判する。翰林學士承旨以下直學士までが「知制誥」を帯びるのに對し、待制以下はそれを帯びない。

(16) 奥屯忠孝、字は全道、本名牙哥、懿州（治所は現遼寧省彰武縣西）胡土虎猛安の人。大定二年（一一八二）の進士。貞祐初、參知政事となる。『金史』卷一〇四に立傳されている。

(17) 司天臺は祕書省に屬し、天文曆數を掌る官署。提點司天臺はその長官である（正五品）。

(18) 翰林修撰は翰林學士院の屬官で、從六品、定員不定。

(19) 閻公貞、字は正之、大興府宛平縣（治所は現北京市）の人。大貞七年（一一六七）の進士。明昌初に大理正、次いで大理卿となった。『金史』卷九七の本傳につきのようにいう。公貞居法寺幾十年、詳慎周密、未嘗有過舉、被命校貞律令、多所是正、金人以爲法家之祖云。

(20) 賈鉉、字は鼎臣、博州博平縣（治所は現山東省茌平縣博平鎮附近）の人。大定一三年（一一七三）の進士。党懷英らと「遼史」の編纂にあたる。章宗の信任が厚く、泰和三年（一二〇三）には參知政事となった。貞祐元年（一二二三）没。『金史』卷九九に傳がある。

當時、裁判の結果を上奏するとき司法官が單獨で異なる見解を出

すことがあった。皇帝はおっしゃった。「司法官は異なる見解を出すべきではないという者もおり、それゆえに議論は紛々としてやむことがない。朕が思うに、異議の申し立てとして法律の枠外に出て議論するものではなく、ただ輕重の加減をほどよくつけて法に従おうとするにすぎない」。宰相の守貞が申し上げた。「この制度は大定三年（一一八三）以來廢止されております。しかし、律には起請の諸條⁽³⁾がございます。これもまた古來より異議の申し立てを許していたことにはなりません。皇帝は言われた。「法の條文には限りがあるが、人の心には窮まることろがない。どうして異議の申し立てをなくしてしまうべきであろうか」。

明昌五年（一一九四）、尙書省が次の上奏を行なった。「制書の定めでは、名例律の徒刑年數の條文には決杖の文言がないのであるから杖打ちしてはならない、となっております。先ごろ『流刑は今の世にふさわしくない』と仰せになったために、しばらく流刑を四年以上の徒刑に代え、いずれも杖打ちを行なっております。さすれば三年以下の徒刑につきましても、杖打ちを行わないことは難しいかと存じます。女性の場合は男性に較べてやや輕いといえ、また同様に輕減すべきであります。そこで二年以下の徒刑は杖六十、それ以上の徒刑には杖七十、女性で徒刑を犯した者には杖五十をそれぞれ併科することとし、『勅條』に編入した。

承安三年（一一九八）、尙書省に次の勅を下した。「今後皇帝から特別に出される命令は、それが律令程式のごときものであれば、は

じめて六部に送つてよろしい。それ以外の始めて行なう事柄はただ六部の官員を召集し尙書省に赴かせて議論させよ。四年四月、尙書省は、もう一度令文を定め直すようお願いした。皇帝はそこで宰相たちに勅して言われた。「すべて事の事理の明白なものは、上奏をこちらに回してよろしい。書類の分量が多いものは、全部に目が通せない恐れがあるので、三度調べて情状が疑わしければ報告せよ」。

五月、皇帝は、刑法が公平でなく、常行杖の様式が實際には運用できないことが多いとお考えになり、ついにその寸法を決められ、銅を鑄て杖のサンプルを作らせ、それを全國に頒布なさった。そして次のようにおっしゃった。「もし笞や杖が軽すぎれば、恐らく情状からみて許し難い者が出てこよう。訊杖についてはもう一度検討すべきである」。五年五月、刑部員外郎の馬復が申し上げた。「地方官のうち苛酷な刑罰をこのむ者は、銅製の杖のサンプルに違わず、みだりに大きな杖を用いて罪人を多く死に至らしめております」。按察司に詔し、事實を糾して彈劾させ、該當する地方官を左遷せしめられた。以前、死刑囚や除名の罪を犯した者を取り調べるよう命ぜられた官同士の二百里以上離れている場合や、徒罪以下の犯罪で連累する者が二十人以上におよぶ場合は、その官にじきじきに覆審させることになっていた。刑部員外郎の完顔綱が申し上げた。「この制が行なわれて以來、上京のごときは最も近いところでも往復二、三千里を下らず、北京留守司などは（往復するのに）ともすれば數箇月もかかり、ますます裁判の遅延をきたし、便利とは申せませぬ」。

皇帝は詔を下して舊來の制度の通り、擔當官に（罪人を）呼び出して取り調べをさせた。

十二月、翰林修撰の楊庭秀が言上した。「州縣官は往々にして權勢があると自認し、自らの感情の赴くままに振る舞って、訴訟を裁く時にも、ほとんどろくに審理しておりません。通譯が行き來して判決を傳える場合には、罪の輕重はその通譯の言葉次第ということになるため、賄賂が公然と行なわれ、冤罪を被つた者には二、三十年もの間違つた判決をただすことのできぬ者もおります」。そこで皇帝はそれに關する取締り法規を定めるようお命じになり、それに違反した者は按察司に罪を糾彈させた。かつまた宰相たちにこう言われた。「地方の長官・次官は幕職官や司法擔當の胥吏に命じて未決囚を取り調べさせているが、命じて御史臺に報告させる制をもう一度きちんと行なわせるべきである」。また、前後に出された法規や制勅を編纂して冊子に書き留めさせ、將來の調査に備えさせた。

(1) 原文「折衷」。斷獄の際、刑罰の輕重を加減して程よくすること。折中に同じ。『史記』卷四七、孔子世家贊。自天子王侯、中國言六藝者折中於夫子、可謂至聖矣。索隱。離騷云、明五帝以折中、王師叔云、折中、正也、宋均云、折、斷也、中、當也、按言欲折斷其物而用之、與度相中當、故以言其折中也。

(2) 先には「大定二十二年」の事とする（四九九頁）。

(3) 當時金朝が據つていた律は『唐律』もしくは『宋刑統』であつたと考えられている（前掲仁井田「金朝刑法考」四七二・四

- 八四頁）。起請とは、『宋刑統』編纂時に、その祖本となった「周刑統」に對して改正・補正すべき點を附加したものである（寶儀「進刑統表」）。ここで完顔守貞がいう起請は、『宋刑統』卷三〇、斷獄律、疑獄條に附されていたものと思われるが、現行本の祖となった「天一閣本」はこの箇所が缺けており見る事ができない。岡野誠「宋刑統」（滋賀秀三編『中國法制史—基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年、所收）を參照。
- (4) 唐律の徒刑は、杖刑を附加されない。『唐律疏議』名例第三條を參照。
- (5) 『大金國志』卷三六、科條。徒者非謂脊杖代徒、實拘役也。徒止五年、五年以上皆死罪也、徒五年則決杖二百、四年則百八十、三年則六十、二年百四十、一年百二十、杖無大小、止以荆決臂、實數也。『大金國志』の成立については、崔文印『『大金國志校證』前言』（中華書局、一九八六年）を參照。崔氏に據れば、『大金國志』の志・傳部分は海陵王末年・大定初年が敘述の下限だという。
- (6) 因みに、泰和律における徒刑の決杖數は次の通りである。徒一年・一年半〓決杖六十、徒二年・二年半〓決杖七十、徒三年〓決杖八十、徒四年〓決杖九十、徒五年〓決杖一百（沈家本『歷代刑法考』刑法總考四・金に引く王元亮「唐律表五刑圖說」）。泰和律制定時に若干の變更が加えられていることがわかる。
- (7) 『金史』卷一一、章宗紀、承安四年五月庚戌。詔頒銅杖式。
- (8) 杖刑を執行する際に用いられる杖。
- (9) 取り調べの時に用いられる杖。
- (10) 『金史』卷一一、章宗紀、承安五年五月。乙〇、勅諸路按察司、糾察親民官以大杖箠人者。
- (11) 按察司はもとの提刑司。承安四年に改稱された。『金史』卷五七、百官志。按察司。
- (12) 『金史』卷九八、完顔綱傳。遷刑部員外郎。綱言、諸犯死罪・除名、移推相去二百里、并犯徒罪連逮二十人以上者、並令就問、曾經所屬按察司審讞者移推別路、官亦依上就問、凡告推移之人皆已經本路按察審讞、即當移推別路、按察司部分廣闊、如上京路移推臨潢路、最近亦往復二三百里、北京留守移推西北路招討司、最近亦須數月、乞依舊制、令移推官司追取其人歸問。從之。「移推」は「移司別推」に同じであろう。『條法事類』卷七三、刑獄門、移囚の項を參照。「刑志」のこの段はやや舌足らずであるため、譯出にあたっては完顔綱傳を參照し適宜意味を補った。
- (13) 除名とは、官爵すべてを剝奪して庶人の身分に落し、六載の後でなければ再敘任を許さないとする刑事處分である。『譯註』五、一三三〓五頁を參照。
- (14) 完顔綱、本名元奴、字は正甫。韓侂胄の主唱による南宋軍の侵寇は泰和四年（一二〇四）以來續いたが、綱はこの時四川・陝西方面の安撫使を歴任し、同六年には宋將吳曦を投降へと導き、

四川を金の版圖に加えた。至寧元年（一二二三）没。『金史』卷九八に傳がある。

- (15) 上京は、海陵王が燕京（中都。現北京市）に遷都するまでの金朝の首都で、現黒龍江省阿城縣白城子（哈爾濱市の南東約三〇km）。もと女眞族完顔部の居地で、太宗の時代に初めて都城が建設され會寧府と稱し、熙宗の天眷元年（一一三八）上京と號した。貞元元年（一一五三）の燕京遷都により上京の號を削られたが、世宗の大定一三年（一一七三）再び上京と號し、金朝發祥の地として尊んだ。『金史』卷二四、地理志・上京路を參照。

- (16) 前注（11）所引の史料に據れば、これは上京路の治所會寧府から臨潢府路の治所臨潢府（現内蒙古自治区昭烏達盟巴林左旗林東鎮附近）までの距離である（直線距離で約六〇〇km）。

- (17) 北京留守司は、北京路の治所大定府（現内蒙古自治区昭烏達盟寧城縣大名城附近）に置かれた。遼の中京で、金朝も國初はそのように稱していたが、海陵王の貞元元年に北京と改め、留守司・都轉運司・警巡院を置いた。『金史』卷二四、地理志を參照。

- (18) 楊庭秀、字は德懋、華州（治所は現陝西省華縣）の人。『州集』庚集に傳がある。

- (19) 泰和元年（一二〇一）正月、現行の銅製の杖のサンプルは輕くて

細いために姦惡の輩たちが畏れませぬ、と尙書省が上奏したので、ついに關係官廳に命じて犯した罪に應じて大杖を用いるようにさせたが、同時に（杖の太さ・厚さが）五分を超えてはならぬと禁じた。

十二月⁽³⁾、纂修を行なっていた律が完成した。全十二篇である。一、名例。二、衛禁。三、職制。四、戶婚。五、厩庫。六、擅輿。七、賊盜。八、鬪訟。九、詐僞。十、雜律。十一、捕亡。十二、斷獄。實體は唐律であり、ただ贖銅の額を加えて皆な二倍にし、四年・五年の徒刑を増やして七等級とした⁽⁴⁾。時宜にかなわぬ事項の削除は四七條、現行の制度を増補したもの一四九條、唐律によって若干手を加えたもの二八二條、残りの一二六條は舊來通りに従い、一つの條文を二つに分けたものと四つに分けたもの六條をこれに加え、合計五六三條を三〇卷とする。注釋を附して事柄の意味を明らかにし、文義を解き明かして疑問を解きほぐし、『泰和律義』と命名した。官品令、職員令以下、祠令四八條、戶令六六條、學令一一條、選舉令八三條、封爵令九條、封贈令一〇條、宮衛令一〇條、軍防令二五條、儀制令二三條、衣服令一〇條、公式令五八條、祿令一七條、倉庫令七條、厩牧令一二條、田令一七條、賦役令二三條、關市令一三條、捕亡令二〇條、賞令二五條、醫疾令五條、假寧令一四條、獄官令一〇六條、雜令四九條、釋道令一〇條、營繕令一三條、河防令一一條、服制令一一條、これに年を追って出された制を附し、『律令』二〇卷とした。また、制勅九五條、權貨（專賣關係法規）八五條、蕃部（異民族關係法規）三九條を定めて『新定勅條』三卷、『六部格式』

三〇卷とした。司空⁽⁸⁾の完顔襄が進呈し、詔によって明年五月をもって頒行されることとなった。

貞祐三年（一二一五）、皇帝が宰相たちに言われた。「今後監察官が罪を犯し、それが國家の利害に關わるような事であれば、その者に笞刑を執行せよ⁽⁸⁾」。貞祐四年、次の詔があつた。「すべて監察官で犯罪の糾察・彈劾を怠つた者は、當該の法に據つて罪を論ずる。外國の使節が入國してひそかにわが國の事情を通報した場合、宿衛官・近侍官・承應人のうち親王・公主・宰相の家に出入りした場合、災害で飢饉が起こつた際に關係官廳の調査が事實の通りでなかつたため死亡者が出た場合、軍糧を運送する際に私物を一緒に載せて運んだ場合、科擧の受験生を試験する際に不正行為の防止が嚴重でなかつた場合、これらの場合はすべて所定の刑罰を行なう。これらの罪を都て二度犯した者がいた場合、御史臺官は監察官より一等を減じた罰を受けるが、贖罪を許される。それ以外の官はただ罰を受ける。皇帝の特命を受けて派遣された使者は、任期が満了した日に處罰を議論して決定する。もし任期内に監察が不十分であつたとの理由で罰を受けたならば、格によつて職務を全うしたと評價されていてもただ普通と評價し、普通の評價の者は降格處分に從う」。

興定元年（一二一七）八月、皇帝が宰相たちに言われた。「律に八議というものがあるが、いま、議の對象となる人ならただちに減刑すべきだと上言する者がいるのはどういうわけか」。宰相たちがお答えした。「凡そ議とは、初めに罪狀と議すべき事柄を箇條書き

にして皇帝に奏請し、必ず議が定まってから皇帝に上奏して裁可を仰ぐものでございます」。皇帝はその通りであるとされて、こう言われた。「もし罪の輕重を議論しないでみだりに刑罰を減ずるようであれば、皇族や外戚はそれをよいことに民草を虐げ、民草はそれに堪えることができぬであらう」。

(1) 『金史』卷一一、章宗紀、泰和元年正月。尙書省奏、今杖式輕細、民不知畏、請用大杖。詔不許過五分。

(2) 北宋時代に用いられた常行杖（常行官杖）の規格は長さ三尺五寸・大頭徑二寸以下・厚さ及び小頭徑九分以下、小杖の規格は長さ四尺五寸以下・大頭徑六分・小頭徑五分であつた（『譯注稿（上）』三六〇頁注（1））。これから類推して、五分とは杖の小頭（細い方の先端）の直徑、もしくは杖の厚さをいうものと思われる。

(3) 『金史』卷一一、章宗紀、泰和元年十二月。丁酉、司空襄等進新定律令勅條格式五十二卷、辛丑、詔頒行之。

(4) 『歷代刑法考』刑法總考四・金（王元亮「唐律表五刑圖說」に據る）。

笞刑五 一十、贖銅二斤。二十、贖銅四斤。三十、贖銅六斤。

四十、贖銅八斤。五十、贖銅十斤。

杖刑五 六十、贖銅十二斤。七十、贖銅十四斤。八十、贖銅十六斤。九十、贖銅十八斤。一百、贖銅二十斤。

徒刑七 一年、贖銅四十斤、決杖六十、加杖一百二十。一年半、

贖銅六十斤、決杖六十、加杖一百四十。二年、贖銅八十斤、決杖七十、加杖一百六十。二年半、贖銅一百斤、決杖七十、加杖一百八十。三年、贖銅一百二十斤、決杖八十、加杖二百。四年、贖銅一百六十斤、決杖九十、加杖二百。五年、贖銅一百八十斤、決杖一百、加杖二百。

流刑三 二千里、贖銅一百六十斤、配役一年。二千五百里、贖銅一百八十斤、配役一年。三千里、贖銅二百斤、配役一年。死刑二 絞・慘、贖銅二百四十斤。

(5) 泰和令と唐令・宋令等との篇目の異同については、仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化學院、一九三三年)序説第一「唐令の史的研究」五五〜五八頁を参照。

(6) 司空は三公のひとつで、三師とともに宰相や親王の加官とし

て用いられる一種の稱號(正一品)であり、獨立した意義をもたない。『金史』卷五五、百官志・三師三公。

(7) 完顔襄、本名暉、昭祖(太祖完顔阿骨打の曾祖とされる)の五世の孫。大定二三年(一一八三)に平章政事を拜し、世宗崩御に際しては顧命を受けた。章宗朝では左右丞相を歴任し、承安四年(一一九九)に司空を拜した。泰和二年、六三歳で没す。『金史』卷九四に立傳されている。

(8) 金朝が官僚に對し輕々しく刑罰を用いなかったことは、沈家本が『歷代刑法考』刑法分考一四・杖で、『皇朝續文獻通考』(卷一三五、刑考)を引いて述べている。

(辻 正博)